

案

おおつゴールドプラン 2024

第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画期間：令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

地域の中で いきいきと自分らしく
安心して暮らし続けられるまち おおつ

令和5年（2023年）12月

目次

I. 総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 介護保険制度改正の概要	5
5. 計画の策定過程	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	10
1. 人口及び高齢化等の現状	10
2. 保健福祉ブロックと日常生活圏域の状況	15
3. 2040年の大津市の姿	17
4. 各種実態調査からみる大津市の状況	22
第3章 第8期計画の実施状況	32
基本目標1 医療福祉サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)	37
基本目標2 認知症になっても地域の中で安心して生活できるまち (認知症施策の推進と高齢者の権利擁護)	45
基本目標3 高齢者等が健やかに生活し、社会参加ができるまち (生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進)	50
基本目標4 安心して暮らし続けることができる住まいが整っているまち (高齢者の居住安定に関わる施策との連携)	59
基本目標5 地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムを確立するまち (7つのブロック別活動目標)	62
基本目標6 地域の中で安心していきいき暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能強化)	69
基本目標7 必要な介護保険サービスを利用できるまち (介護保険サービスの充実)	72
第4章 第9期計画の基本理念及び基本目標	75
1. 基本理念	75
2. 基本目標	76
3. 施策の体系	79
4. ロジックモデル	83
5. 数値目標	86

Ⅱ. 各論	89
第1章 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち	90
(在宅医療・介護連携の推進)	
1. 在宅医療・介護連携拠点の運営	90
2. 在宅療養支援体制の整備	91
3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発	92
4. 地域リハビリテーションの充実	93
第2章 認知症の人や家族が安心して生活できるまち	95
(認知症施策の推進)	
1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進	95
2. 認知症予防対策の推進	96
3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備	97
4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進	98
第3章 地域の中で安心して暮らせるまち	101
(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)	
1. あんしん長寿相談所の機能強化	101
2. あんしん長寿相談所の役割の充実	103
3. 介護サービスの質の向上	132
4. 生活支援の充実・強化	132
5. 福祉意識の啓発	133
6. 暮らしの環境整備	134
7. 防災・安全対策の推進	135
第4章 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち	137
(介護予防サービス・生きがいづくりの推進)	
1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	137
2. 一般介護予防事業の推進	138
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	139
4. 高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進	140
第5章 必要な介護保険サービスを利用できるまち	142
(介護保険サービスの充実)	
1. 介護人材の確保に係る取組の推進	142
2. 介護保険サービスの整備	143
3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み	150
4. 地域支援事業の見込み	155
5. 介護保険料の算定	156
6. 介護給付等適正化への取組と目標	158

資料編	159
1. 用語解説	160

I 総論

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

わが国の65歳以上の人口は、令和4年（2022年）10月時点の推計人口では3,623万人を超え、国民の29.0%が高齢者となっています。高齢者数は令和24年（2042年）頃まで増加し、その後減少に転じますが、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

国では、団塊の世代（昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）生まれ）が全て75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、第6期介護保険事業（支援）計画以降、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に段階的に取り組んできましたが、第9期計画期間中には団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えることとなります。

今後、団塊ジュニア世代（昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）生まれ）が65歳に到達し、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加することから、生活支援の必要性が高まるほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まるなど、高齢者のニーズは一層増加し、多様化していくことが予測されています。

また、令和7年（2025年）以降は、担い手である生産年齢人口（15～64歳人口）の急減に直面することを踏まえ、福祉・介護人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が大きな課題となっています。

本市では、令和2年度（2020年度）に策定した「第8期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（おおつゴールドプラン2021）」（以下「第8期計画」という。）の取組を継承し、「地域の中でいきいきと自分らしく安心して暮らしつづけられるまちおおつ」を実現するために「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（おおつゴールドプラン2024）」（以下「第9期計画」という。）を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

2. 計画の位置付け

(1) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体性

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8により、本市の高齢者を対象として、心身の健康保持と生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、その福祉サービス全般にわたる供給体制を確保するための計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、本市における介護給付及び地域支援事業等の必要なサービス量を見込み、介護保険事業の円滑な推進のための方策や地域包括支援センターの適切な運営に係る必要な施策等について定める計画です。

今回の計画は第9期目の計画となりますが、これまでと同様に高齢者施策を総合的に推進するための車の両輪として、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

(2) 大津市総合計画との整合

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「大津市総合計画」との整合を図ります。

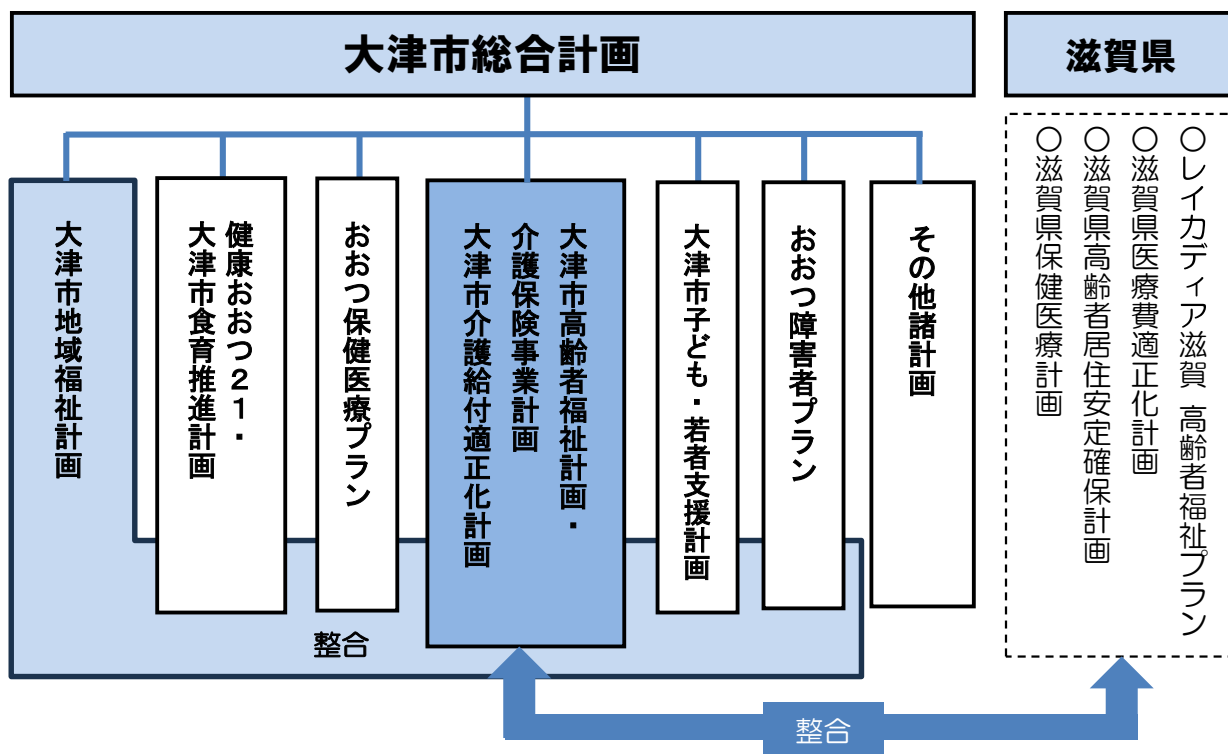
(3) 大津市地域福祉計画等の関連計画との整合

地域福祉を推進するための「大津市地域福祉計画」をはじめ、高齢者を含む障害のある人の自立支援については「おおつ障害者プラン（大津市障害者計画、大津市障害福祉計画、大津市障害児福祉計画）」、高齢期に向けた壮年期からの健康づくり、生活習慣病予防対策などについては「健康おおつ21・大津市食育推進計画」、「おおつ保健医療プラン（大津市保健医療基本計画）」など各分野の関連計画との整合を図ります。

(4) 滋賀県が策定する計画等との整合

滋賀県が策定する「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（滋賀県高齢者福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画）」、「滋賀県医療費適正化計画」、「滋賀県高齢者居住安定確保計画」、「滋賀県保健医療計画」を踏まえた計画とします。

■関連計画等との整合性



3. 計画の期間

第9期計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
大津市総合計画	大津市総合計画2017								次期計画
	第2期実行計画				第3期計画				次期計画
大津市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第8期計画		第9期計画(本計画)			第10期計画			
大津市介護給付適正化計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
大津市地域福祉計画	第3次計画	第4次計画				次期計画			
健康おおつ21	第2次計画		1年延長	健康おおつ21(第3次計画)・第4次大津市食育推進計画					
大津市食育推進計画	第3次計画		1年延長						
大津市保健医療基本計画	おおつ保健医療プラン2019 (第3期計画)				次期計画				
おおつ障害者プラン	大津市障害者計画			次期計画					
	大津市障害福祉計画(第6期計画) 大津市障害児福祉計画(第2期計画)			第7期計画 第3期計画		第8期計画 第4期計画			

4. 介護保険制度改正の概要

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳に到達し、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見据え、国は令和5年（2023年）の制度改正（予定）に関するポイントを次のとおり示しています。

【全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年（2023年）5月19日公布）における介護保険関係の主な改正事項】

I. 介護情報基盤の整備

被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が、被保険者に係る情報を共有するとともに活用することを促進する事業を市町村が行う地域支援事業として位置付ける。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備する。

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進する。

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める。

V. 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備する。

その他、次のような事項について検討が進められています。

【その他の主な改正検討事項（令和5年（2023年）11月現在）】

I. 訪問介護・通所介護の複合型サービスの創設

II. 2割自己負担の対象拡大

III. 介護予防支援事業所の拡大

IV. 処遇改善加算の一本化

V. 科学的介護のさらなる推進

VI. 福祉用具貸与のみにおけるケアプラン費の削減

VII. 介護業界における小規模法人の大規模化

5. 計画の策定過程

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

今後ますます高齢化が進む中、介護に関する新たなニーズや課題が生じることが予測されることから、市民の声を高齢者福祉及び介護保険サービスに活かし、第9期計画の基礎資料とするため、市内に居住する65歳以上の一般高齢者、総合事業対象者及び要支援1・2の認定者を対象に調査を実施しました。

調査対象者：市内に居住する65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の認定者

抽出方法：無作為抽出法

調査期間：令和4年（2022年）11月30日～令和4年（2022年）12月16日

調査方法：郵送による配布・回収

配布数	不達件数	有効配布数 A	有効回収数 B	回収率 B/A
3,000	3	2,997	2,101	70.1%

(2) 在宅介護実態調査

要支援・要介護認定者の在宅生活や介護者の就労継続に有効な介護サービスを分析し、第9期計画策定の基礎資料とするため、在宅で介護を受けている要支援・要介護認定者を対象に調査を実施しました。

調査対象者：市内に居住する、在宅で生活をされている要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 628人

調査期間：令和4年（2022年）11月21日～令和5年（2023年）3月上旬

調査方法：要介護（要支援）認定調査時における調査員による聞き取り調査

(3) 介護人材実態調査

介護人材の性別・年齢構成、資格保有状況、過去1年間の採用・離職の状況、訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態などを把握し、第9期計画策定の基礎資料とするため、介護サービス事業所等及び職員を対象に調査を実施しました。

調査対象者：市内の介護サービス事業所等の管理者及び訪問系サービス事業所における職員

調査期間：令和4年（2022年）12月16日～令和5年（2023年）2月17日

調査方法：メールによる配布

回収：メール及び電子申請による回収

(4) 事業者実態等調査

第9期計画策定の基礎資料とするため、介護サービスの利用状況、施設整備の考え方、施設内看取りの状況などについて、事業者実態等調査を実施しました。

調査対象サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設
入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、ケアハウス、認知症対応型共
同生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、訪問看
護ステーション、居宅介護支援・予防支援

調 査 期 間：令和4年（2022年）12月16日～令和5年（2023年）2月17日

調 査 方 法：メールによる配布・回収

(5) 大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催

学識経験者をはじめ福祉施設や団体の関係者、民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）等により構成された「大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において、現状・課題分析をはじめ、計画の方向性、目標達成に向けた方策の在り方等に関する検討を行いました。

■開催状況

回・開催日	次 第
第1回 令和4年（2022年） 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第8期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画値と実績値について 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた取組について
第2回 令和5年（2023年） 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> 介護人材確保事業の進捗について 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた各種調査の進捗について
第3回 令和5年（2023年） 4月27日	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業の実績報告及び令和5年度事業（今後の方向性）について 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた各種調査結果の集計・分析報告について
第4回 令和5年（2023年） 7月21日	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を取り巻く現状について 第9期介護保険事業計画基本指針案について 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子案について
第5回 令和5年（2023年） 10月19日	<ul style="list-style-type: none"> 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について
第6回 令和5年（2023年） 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画原案について
第7回 令和6年（2023年） 1月23日	

第2章 高齢者を取り巻く現状

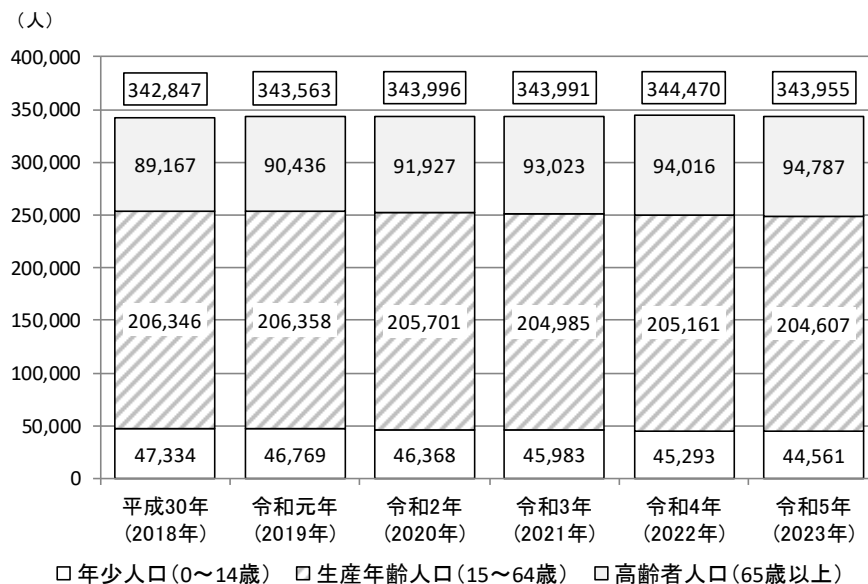
1. 人口及び高齢化等の現状

(1) 高齢者人口

本市の総人口は、平成27年（2015年）以降、年率平均0.09%の微増傾向で推移してきましたが、令和5年（2023年）には343,955人と減少に転じています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

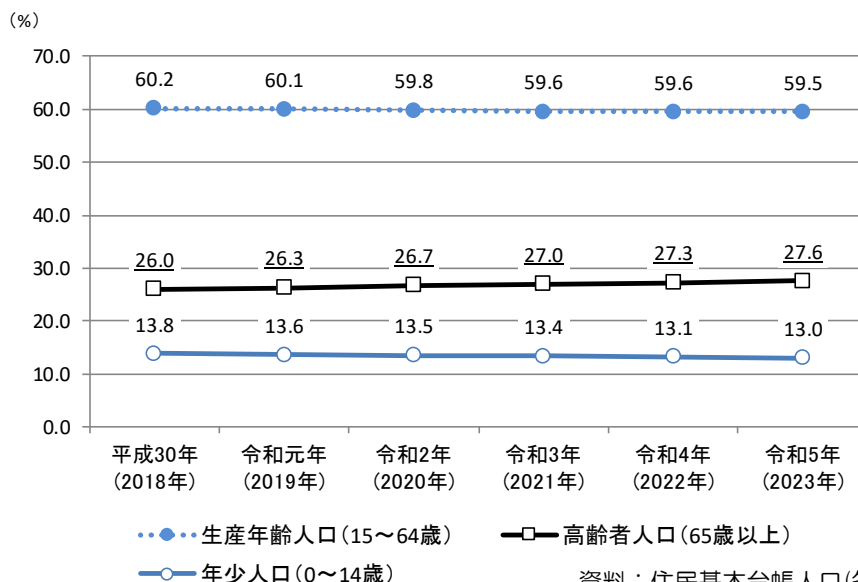
65歳以上の高齢者人口の総人口に占める高齢化率をみると、上昇傾向で推移しており、令和5年（2023年）には27.6%となっています。

■総人口（年齢3区分別）の推移



資料：住民基本台帳人口(各年10月1日)

■年齢3区分別人口割合の推移



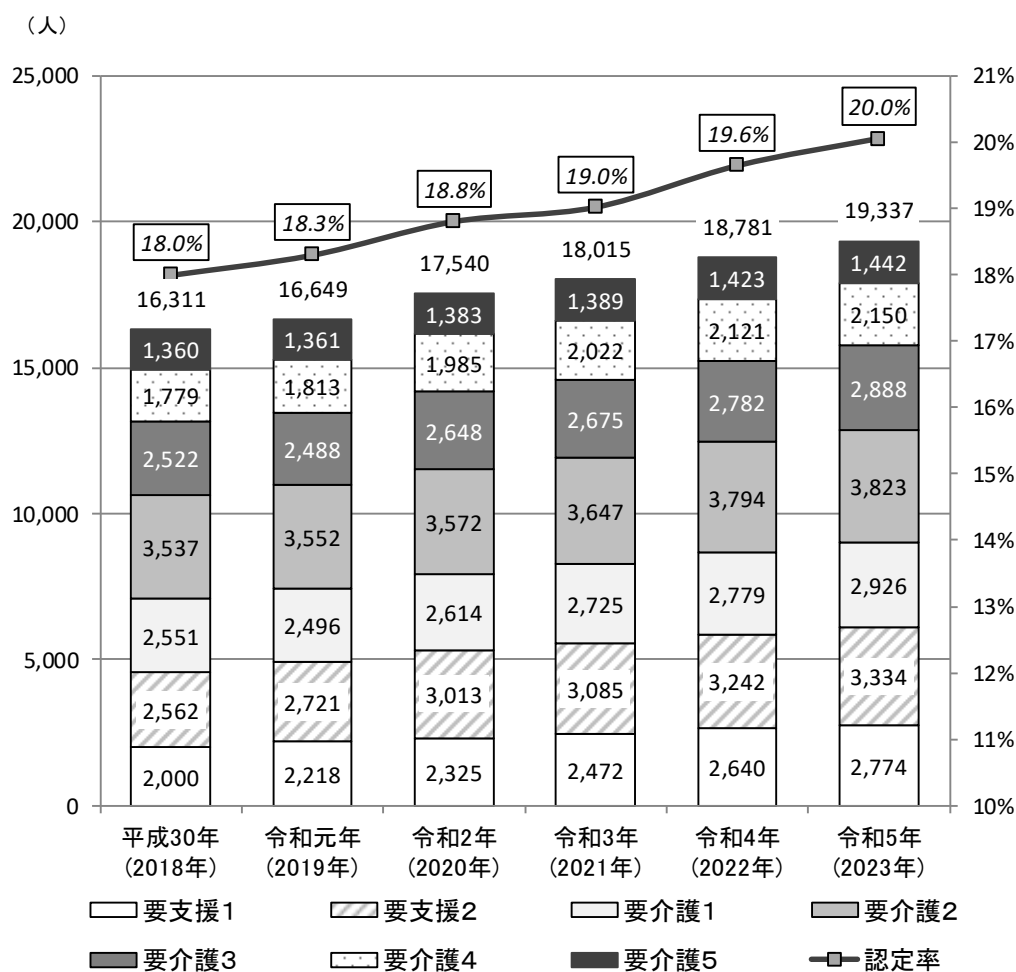
資料：住民基本台帳人口(各年10月1日)

(2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数（以下「認定者数」という。）の推移は、これまで増加傾向で推移しており、令和5年（2023年）には19,337人となっています。第1号被保険者の要支援・要介護認定率（以下「認定率」という。）も上昇傾向となっており、令和5年（2023年）には20.0%となっています。

要介護度別にみると、要支援2と要介護2の割合が多くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

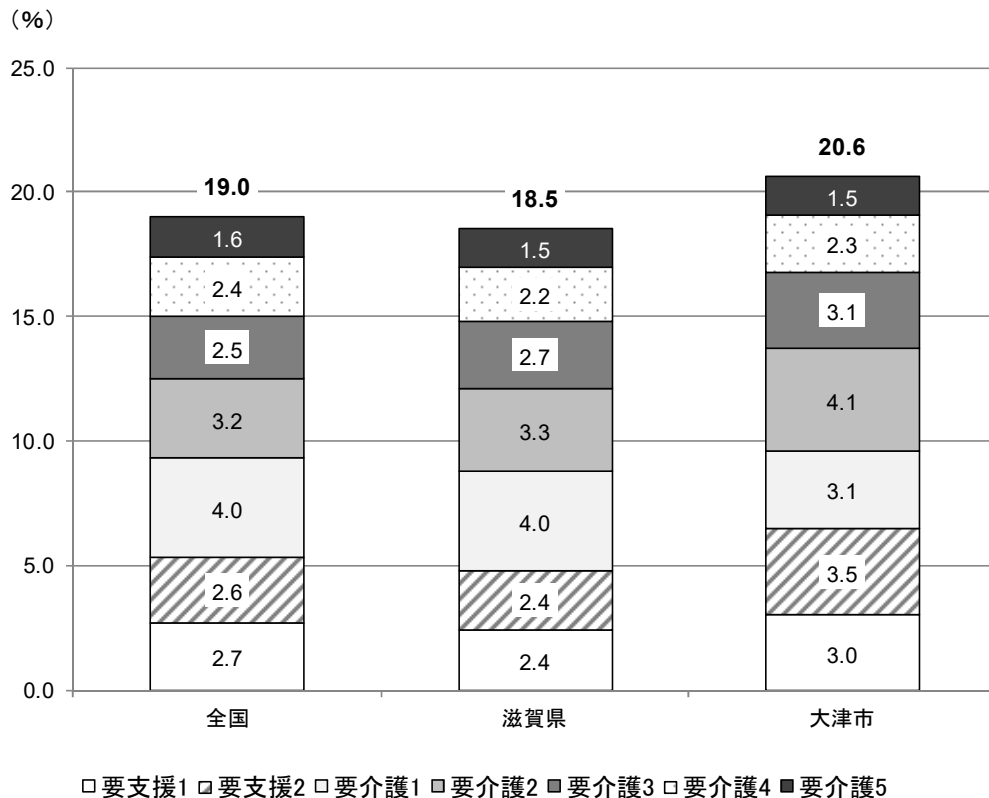


資料：介護保険事業状況報告(各年10月1日)
※令和5年は8月月報

調整済み認定率（要介護度別）を全国や滋賀県と比較してみると、特に要支援1、2と要介護2の認定率が高くなっています。

※調整済み認定率：認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味する。（性・年齢調整は、「全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成だった」として計算をしたもの。）

■調整済み認定率（要介護度別）令和4年(2022年)の全国、滋賀県との比較



(時点) 令和4年(2022年)

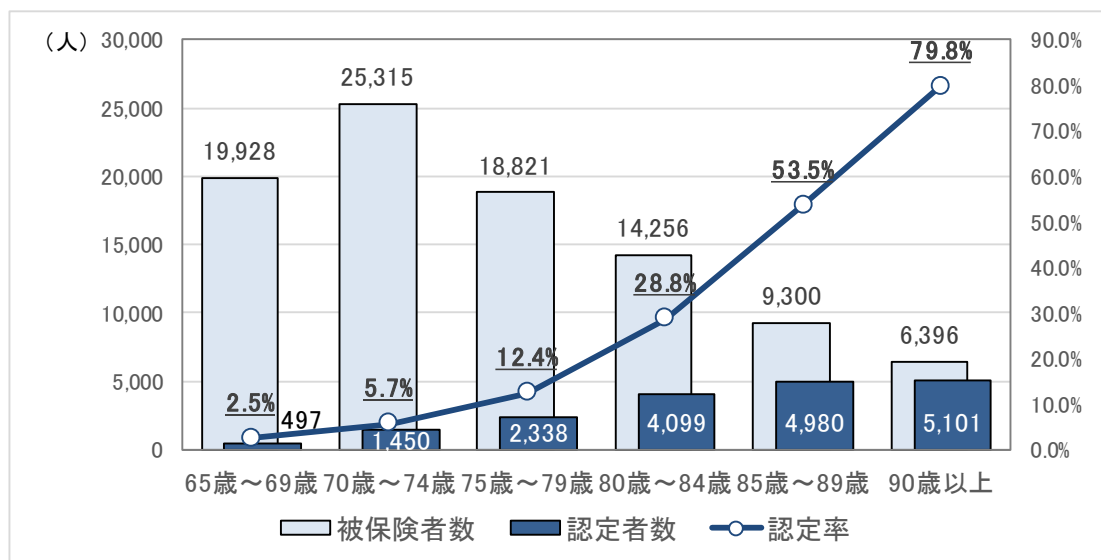
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

資料：地域包括ケア「見える化」システム

令和4年（2022年）10月1日現在、年齢区分別に被保険者数、認定者数及び認定率の状況をみると、80歳から認定率が上昇しはじめ、85～89歳では53.5%、90歳以上では79.8%となっています。

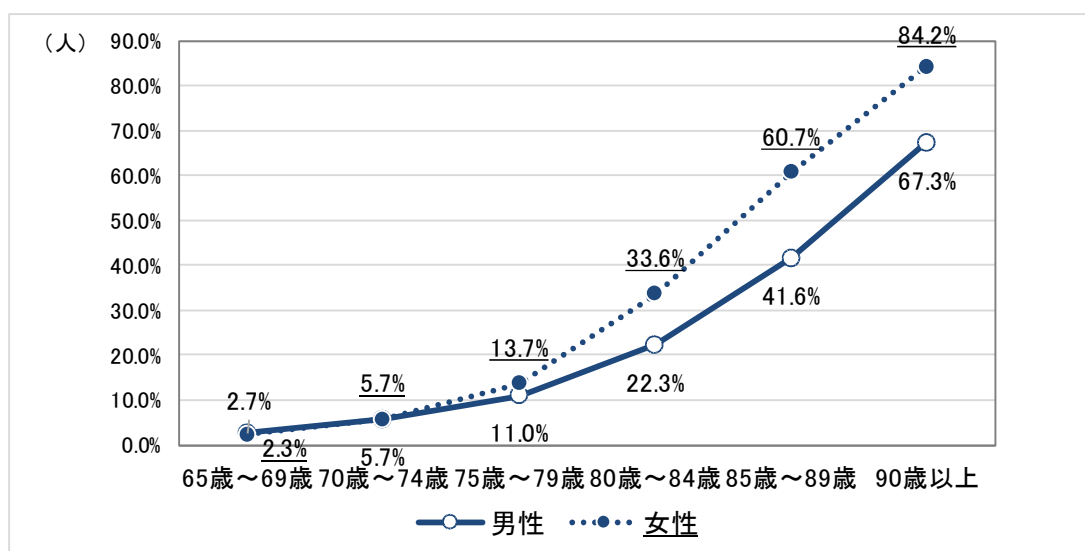
男女別にみると、75歳以上になると女性の認定率が高くなり、80～84歳では11.3ポイント、85～89歳では19.1ポイント、90歳以上では16.9ポイントの差になっています。

■高齢者（第1号被保険者）数と認定者数・認定率の状況（令和4年度（2022年度））



資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告(10月1日)）

■性別・年齢層別にみた認定率の状況（令和4年度（2022年度））



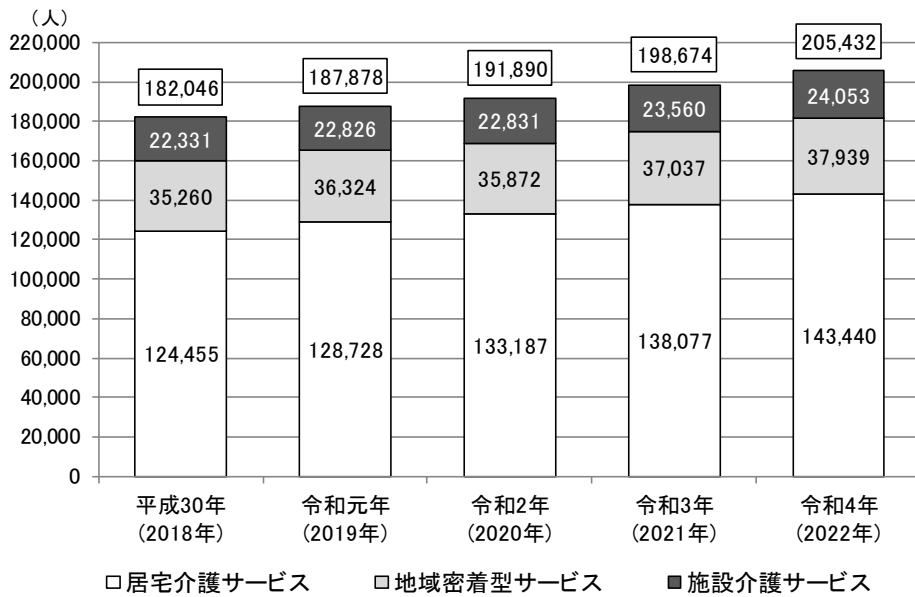
資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険事業状況報告(10月1日)）

(3) サービス受給者数と給付額の推移

認定者数の増加と比例して、介護保険サービス受給者数と介護保険サービス給付費は増加しています。

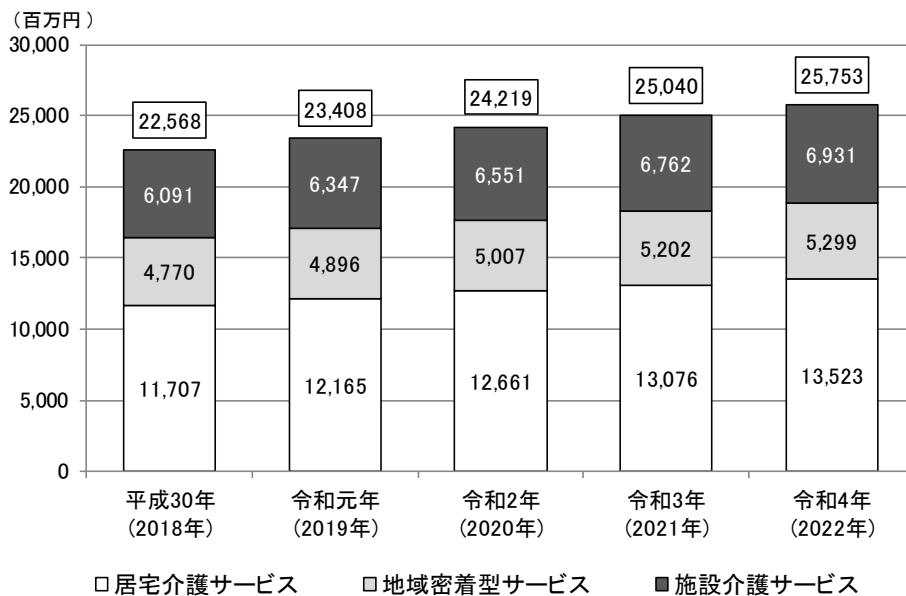
介護保険サービス受給者数の推移をみると、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)にかけて、受給者数の累計は約2万3千人増加しています。介護保険サービス給付費も居宅介護サービスを中心に年々増加しています。

■介護保険サービス受給者数の推移



資料：介護保険事業状況報告(年報)

■介護保険サービス給付費の推移



資料：介護保険課

2. 保健福祉ブロックと日常生活圏域の状況

(1) 保健福祉ブロックと日常生活圏域の設定

本市では、保健福祉施策推進の基本となる「保健福祉ブロック」を7か所と設定し、更に地域包括ケアシステムの構築のための日常生活圏域を15か所と設定しています。

各ブロックに1か所、直営による基幹型の地域包括支援センターを、その他の日常生活圏域には委託による圏域型の地域包括支援センターを設置し、互いが連携して地域包括ケアシステムの構築を目指しています。なお、本市では地域包括支援センターを「あんしん長寿相談所」の愛称で呼んでいます（以下、「あんしん長寿相談所」という。）。

■保健福祉ブロックと日常生活圏域、担当あんしん長寿相談所

	保健福祉ブロック	日常生活圏域	担当あんしん長寿相談所
1	志賀ブロック	(1)小松、木戸	小松あんしん長寿相談所
		(2)和邇、小野	和邇あんしん長寿相談所
2	北部ブロック	(3)葛川、伊香立、真野、真野北	真野あんしん長寿相談所
		(4)堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	堅田あんしん長寿相談所
3	中北部ブロック	(5)雄琴、日吉台、坂本	比叡あんしん長寿相談所
		(6)下阪本、唐崎	比叡第二あんしん長寿相談所
4	中部ブロック	(7)滋賀、山中比叡平	中第二あんしん長寿相談所
		(8)藤尾、長等、逢坂、中央	中あんしん長寿相談所
5	中南部ブロック	(9)平野、膳所	膳所あんしん長寿相談所
		(10)富士見、晴嵐	晴嵐あんしん長寿相談所
6	南部ブロック	(11)石山、南郷	南あんしん長寿相談所
		(12)大石、田上	南第二あんしん長寿相談所
7	東部ブロック	(13)上田上、青山	瀬田あんしん長寿相談所
		(14)瀬田、瀬田南	
		(15)瀬田北、瀬田東	瀬田第二あんしん長寿相談所

(2) ブロック別人口等の状況

ブロック別の人口や高齢化率、認定率の状況は次のとおりです。

高齢化率は志賀ブロックや南部ブロックなどで高くなっています。また、認定率は中北部ブロックや中部ブロックで高くなっています。

■保健福祉ブロックの人口等の状況

	保健福祉ブロック	人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	認定率(%)
1	志賀ブロック	21,121	7,628	36.1%	18.3%
2	北部ブロック	49,069	14,146	28.8%	17.6%
3	中北部ブロック	49,253	13,070	26.5%	21.8%
4	中部ブロック	52,285	15,204	29.1%	21.7%
5	中南部ブロック	60,719	16,378	27.0%	19.6%
6	南部ブロック	33,936	11,445	33.7%	19.3%
7	東部ブロック	77,572	16,916	21.8%	19.4%
	計(高齢化率、認定率は平均)	343,955	94,787	27.6%	19.8%

資料：人口、高齢者人口は令和5年(2023年)10月1日現在、住民基本台帳人口
認定率(認定者数)は令和5年(2023年)10月1日現在、介護保険課

3. 2040年の大津市の姿

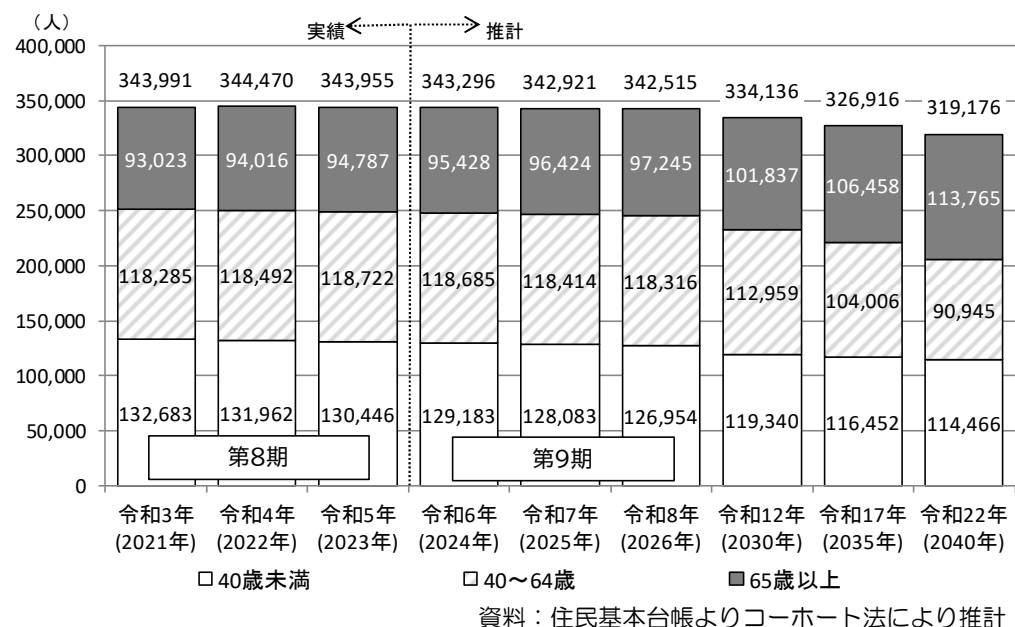
(1) 高齢者人口の推計

本市の将来人口は、コーホート法による推計により、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、令和5年（2023年）の343,955人から減少し、342,921人になると見込んでいます。

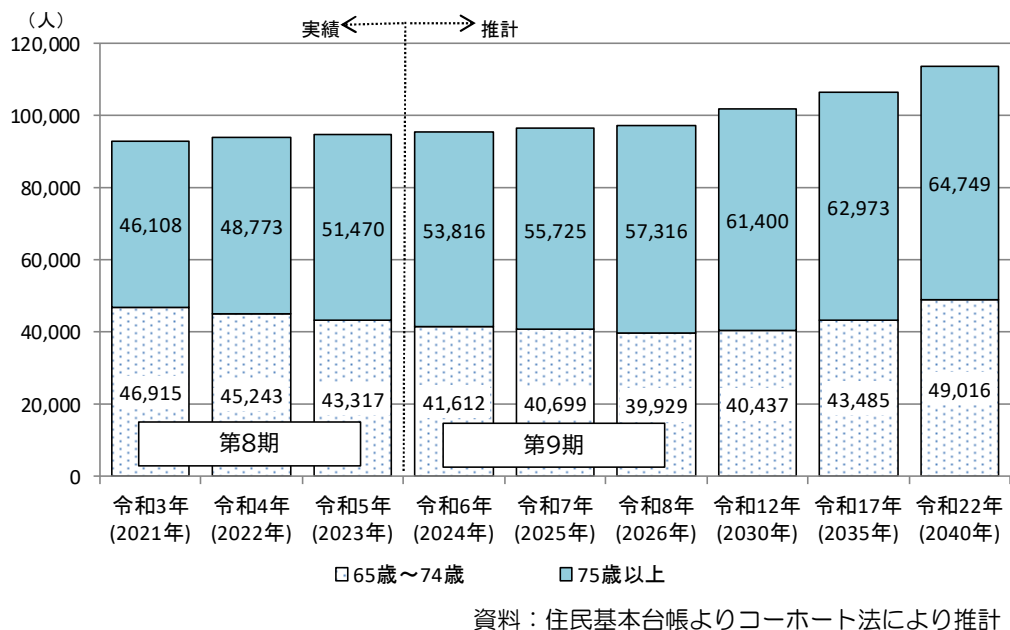
さらに、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる令和22年（2040年）には、人口が更に減少し、319,176人になると見込んでいます。

一方、高齢者人口は、令和5年（2023年）の94,787人から令和7年（2025年）に96,424人、令和22年（2040年）に113,765人と増加すると見込んでいます。

■将来人口の見込み



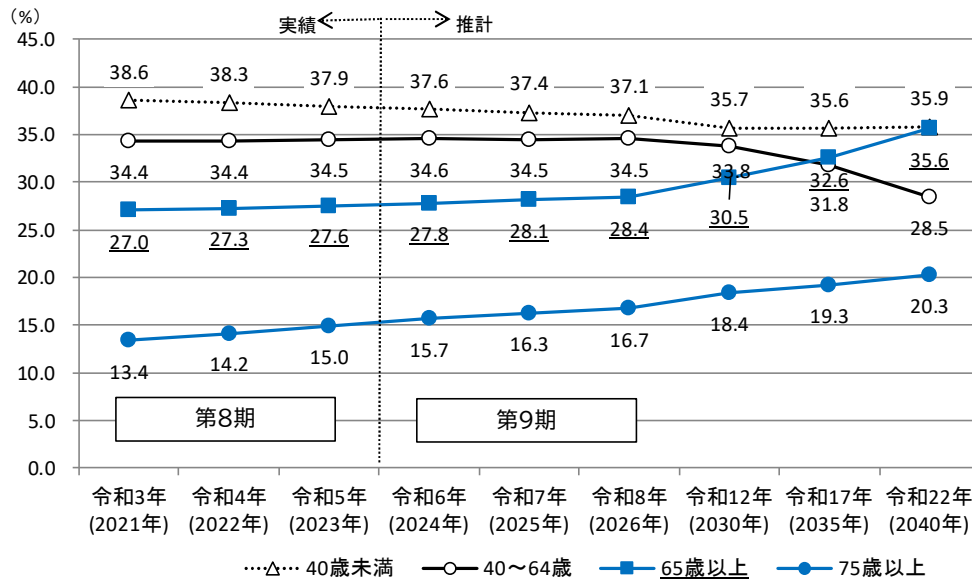
■将来の高齢人口の見込み



高齢化率は、令和5年（2023年）の27.6%から、令和7年（2025年）に28.1%、令和22年（2040年）に35.6%になると見込んでいます。

また、65歳以上人口のなかでも、75歳以上人口がそれを上回る速さで増加し、その比率は令和5年（2023年）の15.0%から令和7年（2025年）に16.3%（1.09倍）、令和22年（2040年）に20.3%（1.35倍）まで上昇すると見込んでいます。

■将来人口における高齢化率等の見込み



資料：住民基本台帳よりコーホート法により推計

I. 総論

第2章 高齢者を取り巻く現状

■高齢者人口等の推計総括表

区分	実績人口			推計人口		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
	第8期			第9期		
総人口	343,991	344,470	343,955	343,296	342,921	342,515
40歳未満	132,683	131,962	130,446	129,183	128,083	126,954
40～64歳(第2号被保険者)	118,285	118,492	118,722	118,685	118,414	118,316
65歳以上(第1号被保険者)	93,023	94,016	94,787	95,428	96,424	97,245
65歳～69歳	20,614	19,928	19,678	19,879	19,998	20,089
70歳～74歳	26,301	25,315	23,639	21,733	20,701	19,840
75歳～79歳	17,494	18,821	20,380	21,825	23,230	24,451
80歳～85歳	13,443	14,256	15,037	16,059	15,821	15,182
85歳～89歳	9,090	9,300	9,456	9,458	9,879	10,424
90歳以上	6,081	6,396	6,597	6,474	6,795	7,259
65歳以上：%	27.0	27.3	27.6%	27.8%	28.1%	28.4%
75歳以上：%	13.4	14.2	15.0%	15.7%	16.3%	16.7%
80歳以上：%	8.3	8.7	9.0%	9.3%	9.5%	9.6%

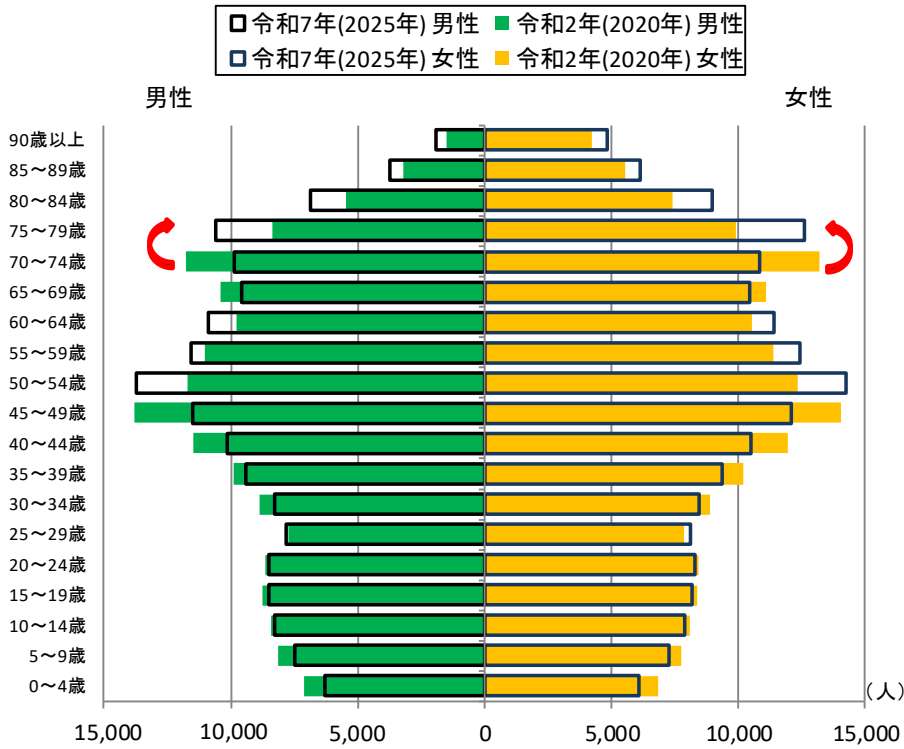
区分	将来展望人口		
	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	334,136	326,916	319,176
40歳未満	119,340	116,452	114,466
40～64歳(第2号被保険者)	112,959	104,006	90,945
65歳以上(第1号被保険者)	101,837	106,458	113,765
65歳～69歳	21,351	22,902	26,516
70歳～74歳	19,086	20,583	22,500
75歳～79歳	19,721	17,789	19,383
80歳～85歳	19,921	17,535	16,068
85歳～89歳	12,698	16,025	14,149
90歳以上	9,060	11,624	15,149
65歳以上：%	30.5	32.6	35.6
75歳以上：%	18.4	19.3	20.3
80歳以上：%	12.5	13.8	14.2

資料：住民基本台帳よりコーホート法により推計

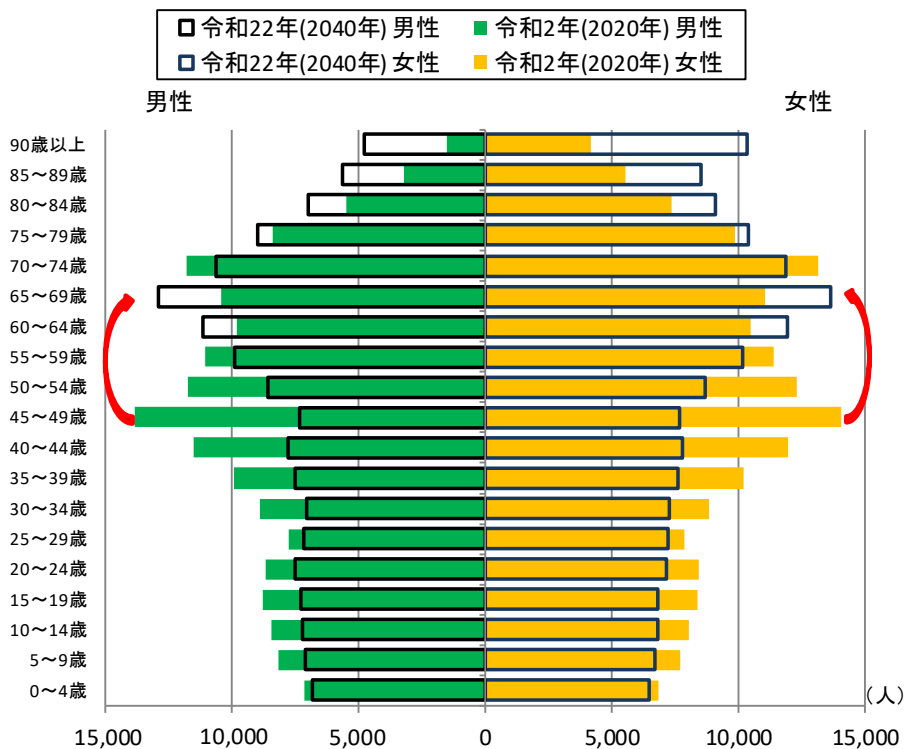
人口ピラミッドをみると、令和2年（2020年）では、団塊の世代を含む65歳から74歳までの高齢者が多くなっています。

令和7年（2025年）には、この年齢層が75歳以上となり、令和22年（2040年）には、団塊ジュニアの世代も65歳以上の高齢者となります。

■将来人口ピラミッド（令和2年（2020年）と令和7年（2025年）の比較）



■将来人口ピラミッド（令和2年（2020年）と令和7年（2040年）の比較）



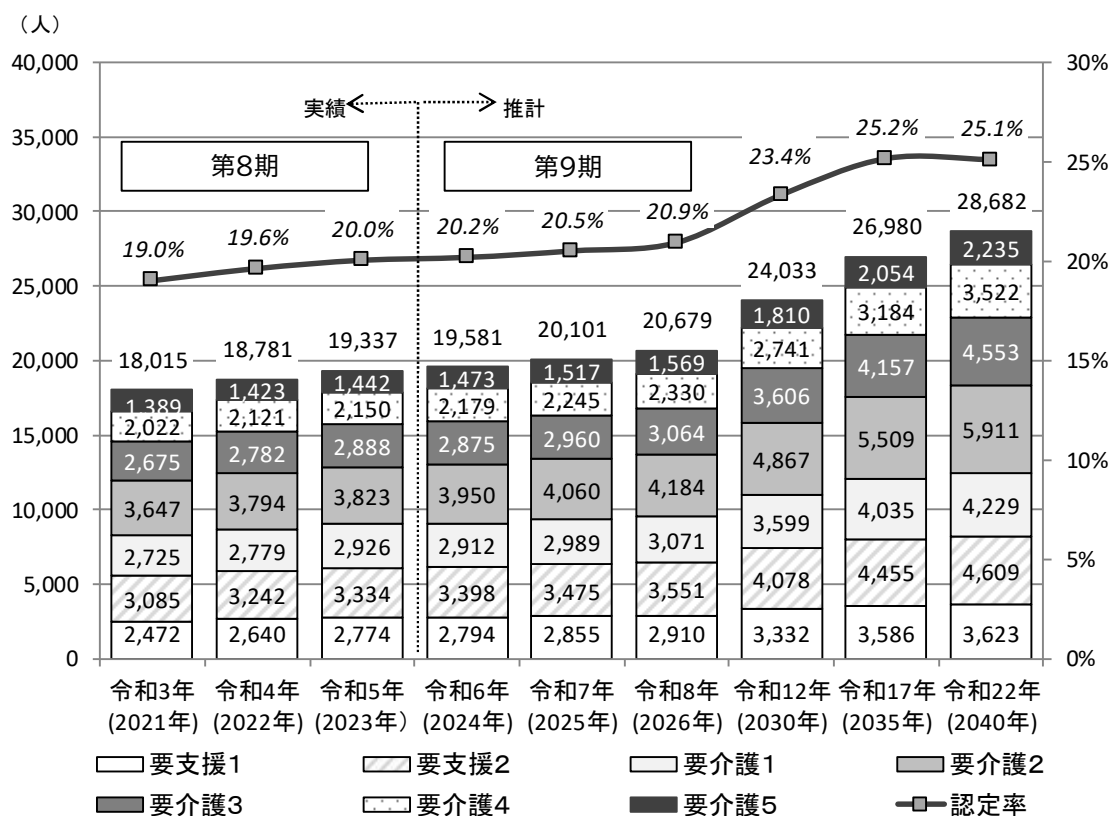
(2) 認定者数の推計

認定者数は、令和5年(2023年)の19,337人から令和7年(2025年)には20,101人(1.04倍)、令和22年(2040年)には28,682人(1.48倍)になると見込んでいます。

認定率は、令和5年(2023年)の20.0%から令和7年(2025年)には20.5%(1.03倍)、令和22年(2040年)には25.1%(1.26倍)まで上昇すると見込んでいます。

なお、今回の認定者数の推計は、令和4年(2022年)の性別・5歳階層別・要介護度別の認定率が今後も続くものと仮定して各年の認定者数を算出しています。

■将来人口における認定者数の推計



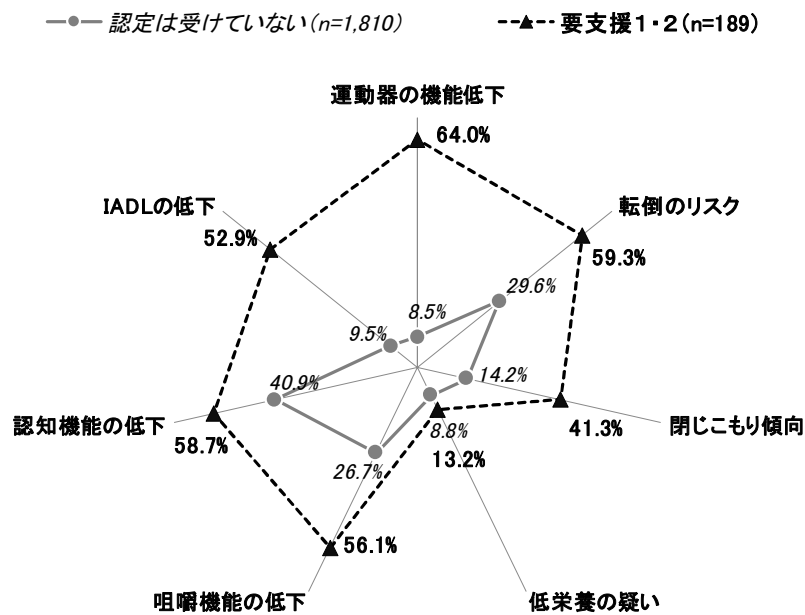
4. 各種実態調査からみる大津市の状況

(1) 介護予防・日常生活ニーズ調査にみる高齢者の状況

① 機能評価のまとめ

運動器、身体機能等に関する評価項目ごとの該当者の認定区分別割合をみると、総じて「要支援1・2」が「認定を受けていない」を上回っているものの、特に「認知機能の低下」では「認定を受けていない」でも該当者が40.9%と比較的多くなっています。

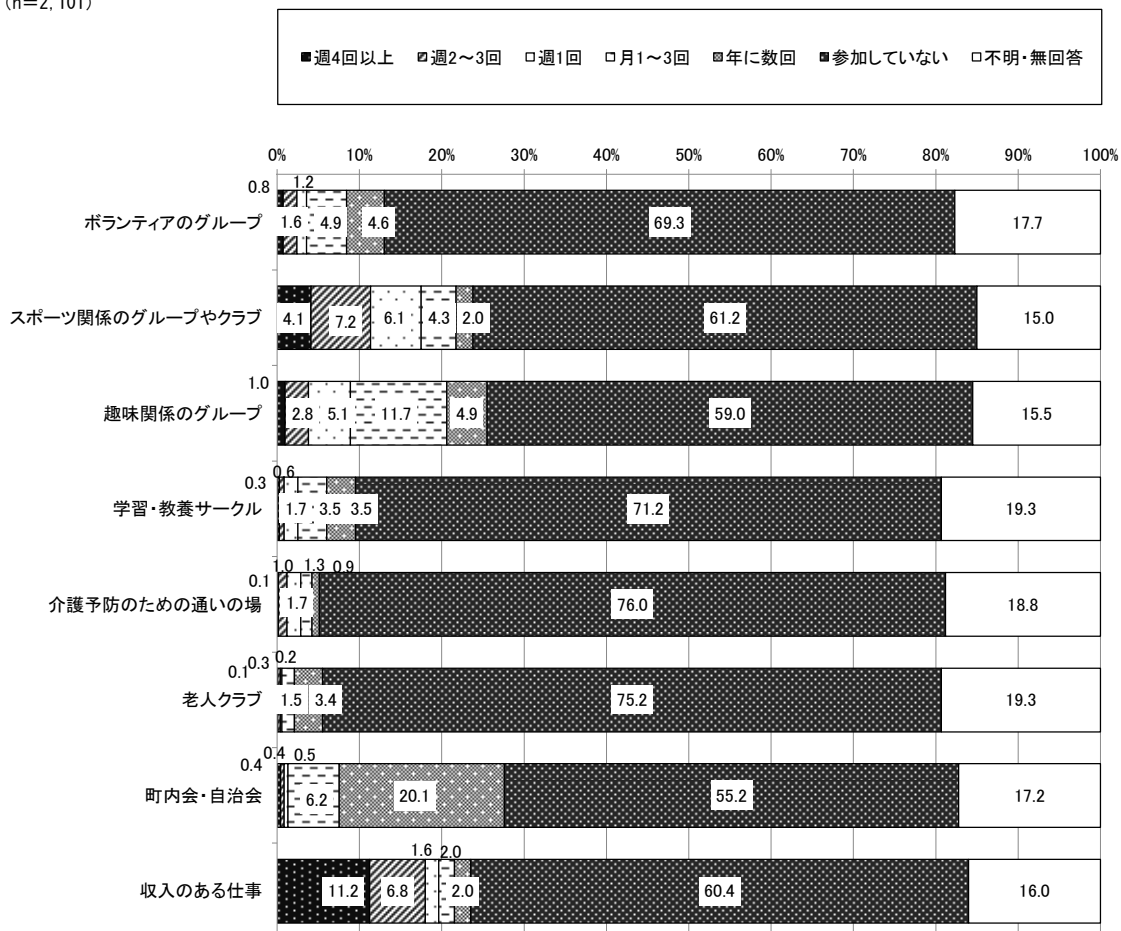
一方、「運動器の機能低下」、「閉じこもり傾向」、「IADLの低下」の該当者割合では、「認定を受けていない」と「要支援1・2」の差が特に大きくなっています。



② 地域活動へ参加頻度

地域活動への参加頻度をみると、「年に数回」以上参加している割合は「町内会・自治会」、「趣味関係のグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」で比較的高くなっています。また、「参加していない」では「介護予防のための通いの場」、「老人クラブ」、「学習・教養サークル」で7割を超えて高くなっています。

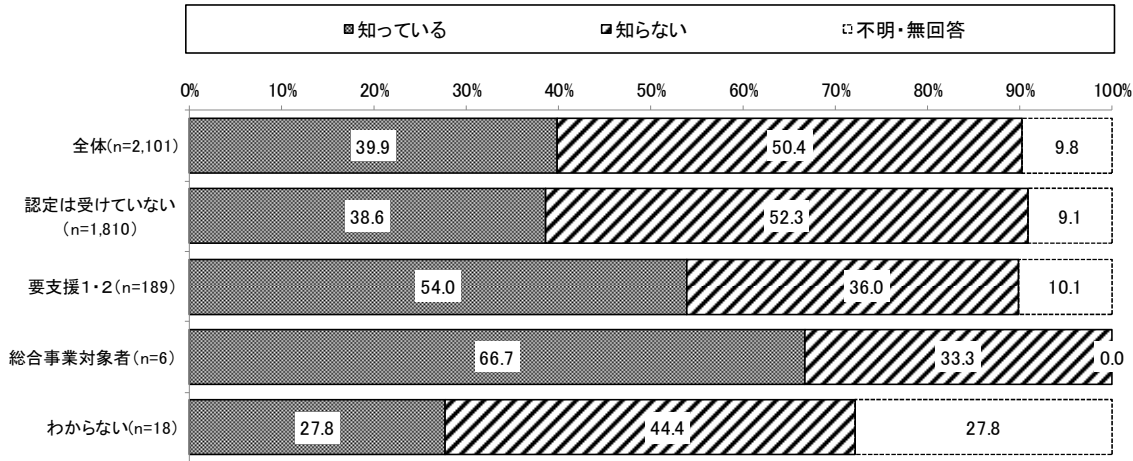
(n=2,101)



③ 認知症に関する相談窓口を知っている割合

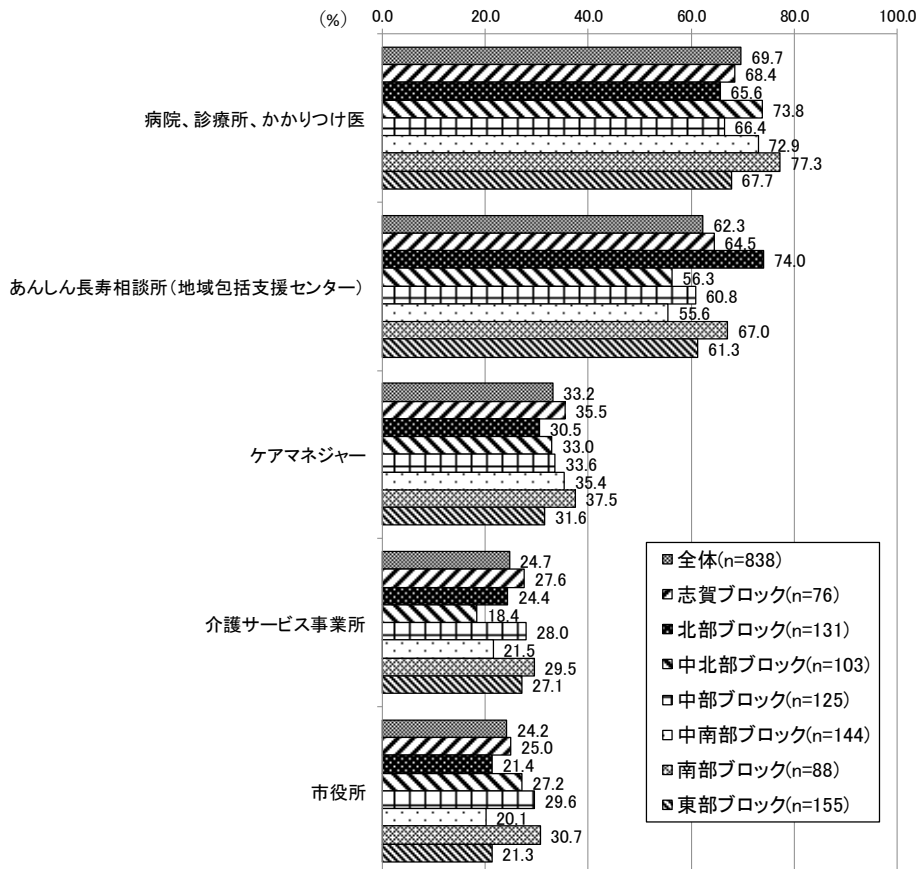
全体では、「知っている」が39.9%、「知らない」が50.4%となっています。

認定区分別にみると、認知症に関する窓口の認知度は、「要支援1・2」、「総合事業対象者」で高く、5割を超えています。



知っている相談窓口について、全体では、「病院、診療所、かかりつけ医」が69.7%で最も多く、次いで「あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）」が62.3%となっています。

保健福祉ブロック別にみると、「北部ブロック」で「あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）」の割合が高く、74.0%となっています。

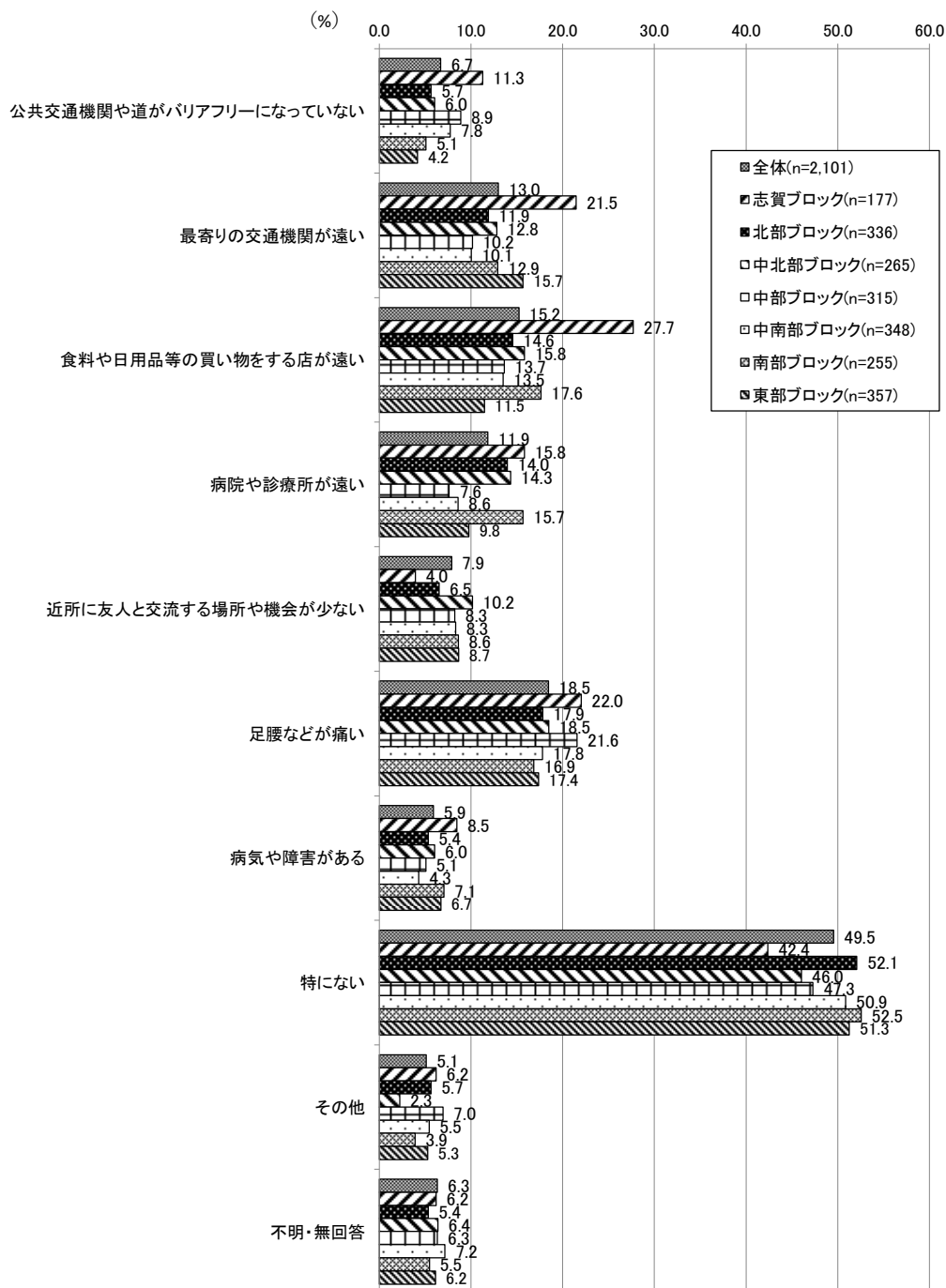


④ 普段の生活状況

■ 外出時の困りごと

全体では、「特にない」が49.5%で最も多く、次いで「足腰などが痛い」18.5%、「食料品や日用品等の買い物をする店が遠い」15.2%となっています。

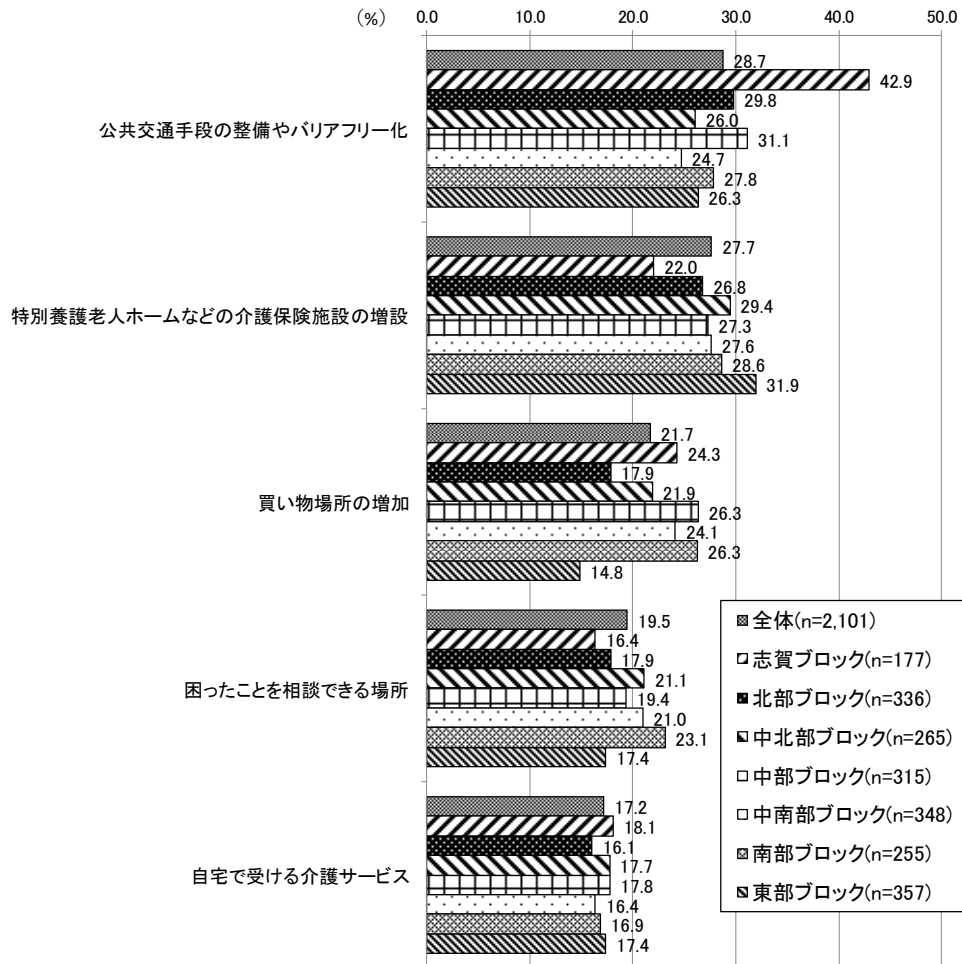
保健福祉ブロック別にみると、「志賀ブロック」で「食料品や日用品等の買い物をする店が遠い」、「最寄りの交通機関が遠い」の割合が高くなっています。



■生活をより良くするためにあるとよいこと

全体では、「公共交通手段の整備やバリアフリー化」が28.7%で最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の増設」27.7%、「買い物場所の増加」21.7%となっています。

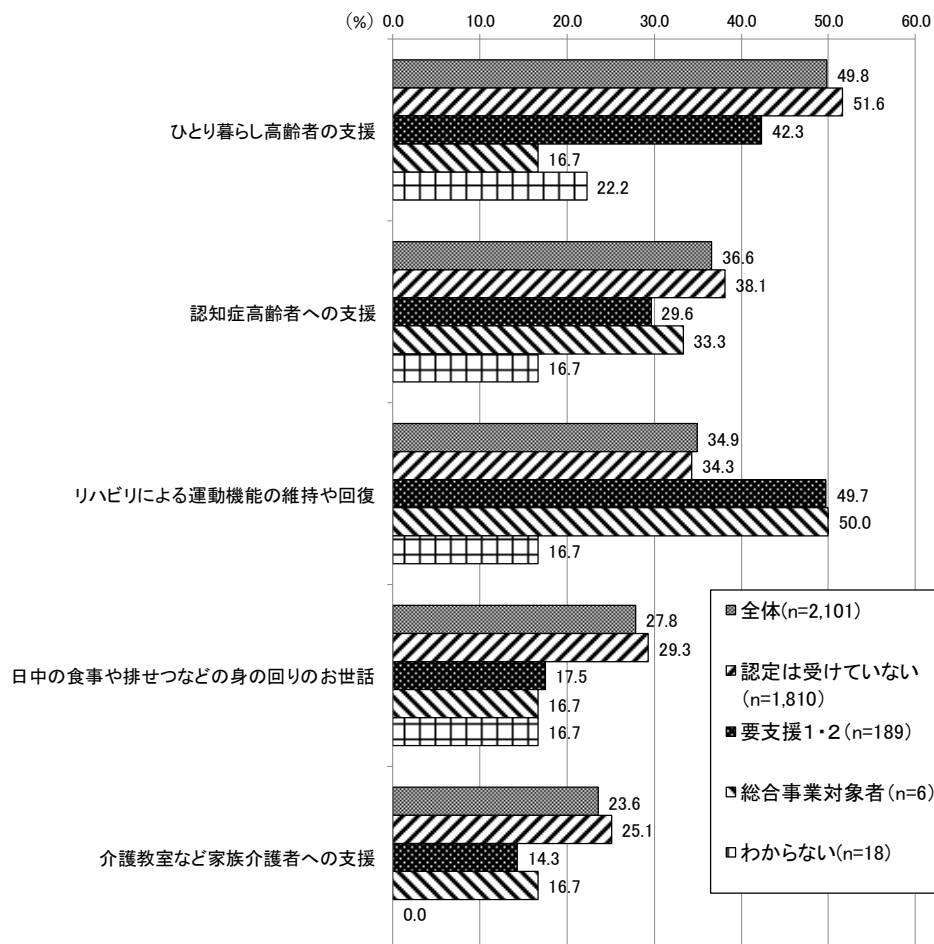
保健福祉ブロック別にみると、「志賀ブロック」で「公共交通手段の整備やバリアフリー化」が特に高くなっています。(上位5項目)



⑤ 介護保険制度に期待すること

全体では、「ひとり暮らし高齢者の支援」が49.8%で最も多く、次いで「認知症高齢者への支援」36.6%、「リハビリによる運動機能の維持や回復」34.9%となっています。

認定区分別にみると、「認定は受けていない」で「日中の食事や排せつなどの身の回りのお世話」、「介護教室など家族介護者への支援」、「ひとり暮らし高齢者への支援」、「認知症高齢者への支援」など、「要支援1・2」では「リハビリによる運動機能の維持や回復」で比較的高くなっています。

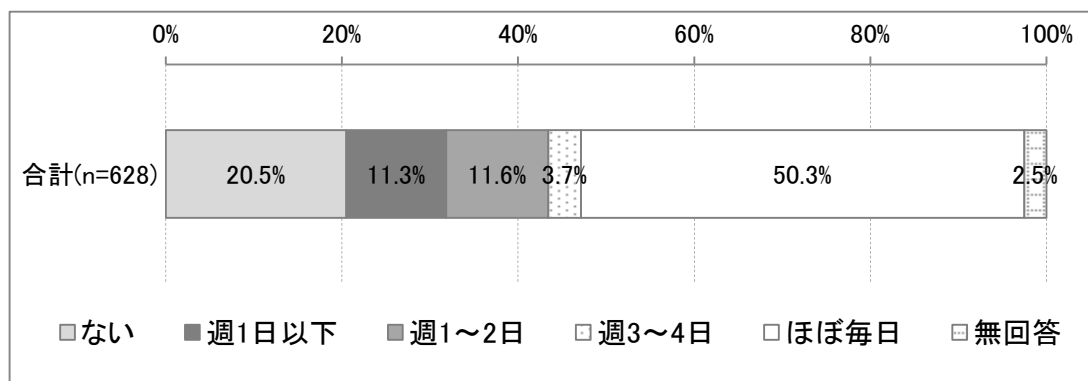


(2) 在宅介護実態調査にみる高齢者や介護者の状況

① 家族や親族の介護の状況

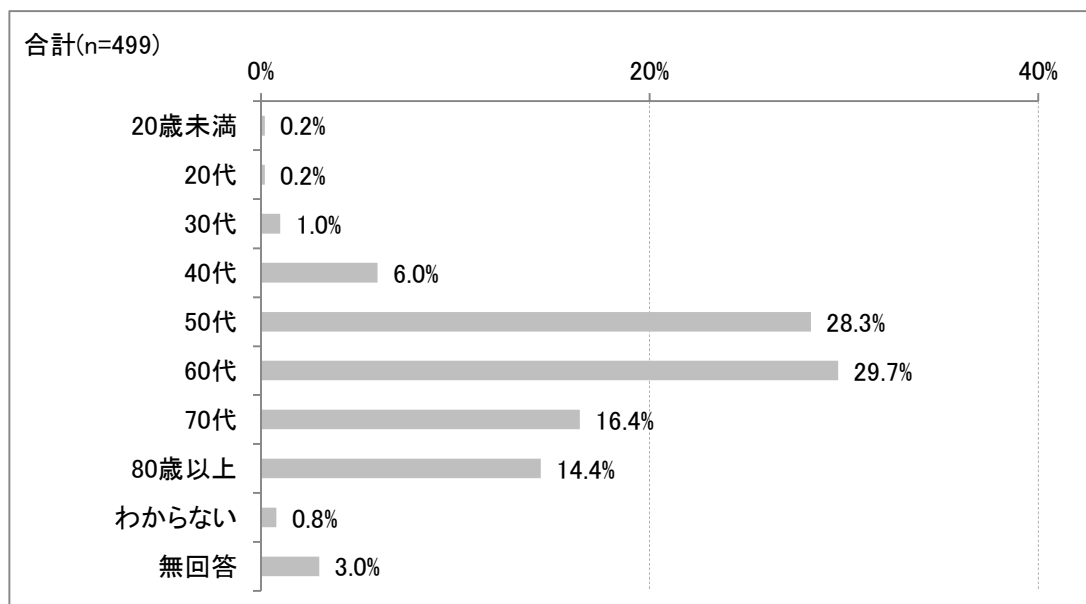
■家族や親族の介護の頻度

「ほぼ毎日」の割合が最も高く 50.3%となっています。次いで、「ない(20.5%)」、「週1~2日(11.6%)」となっています。



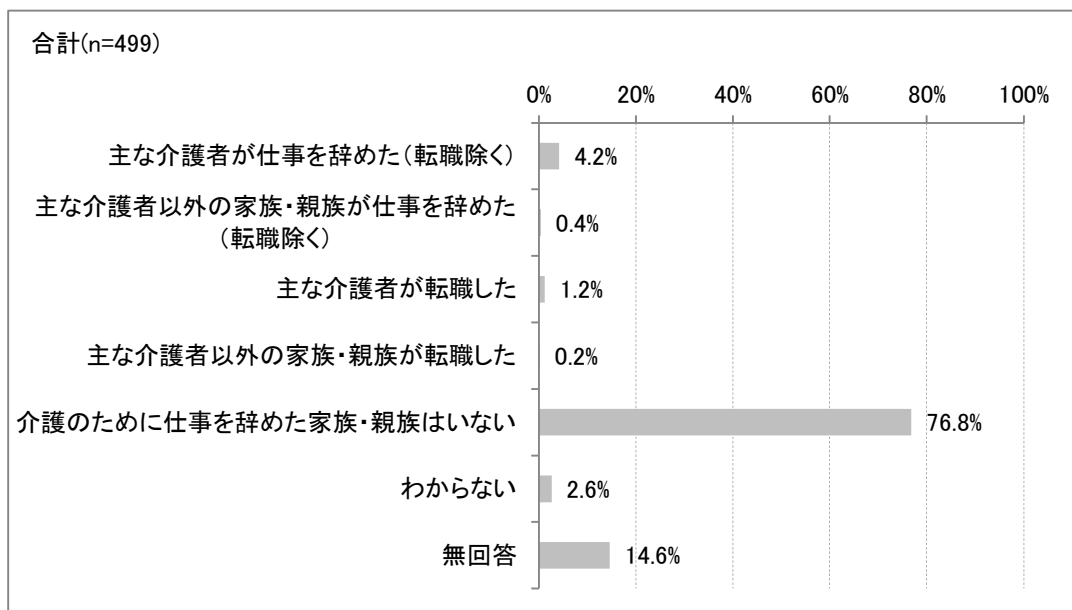
■主な介護者の年齢

「60代」の割合が最も高く 29.7%となっています。次いで、「50代(28.3%)」、「70代(16.4%)」となっています。



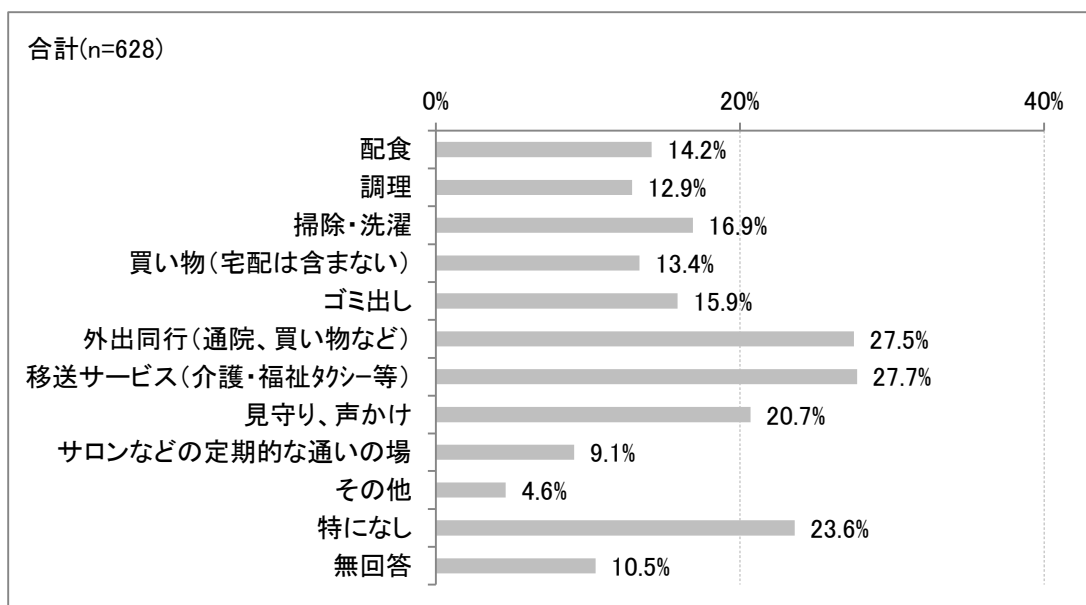
■ 介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く 76.8%となっており、次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）（4.2%）」となっています。



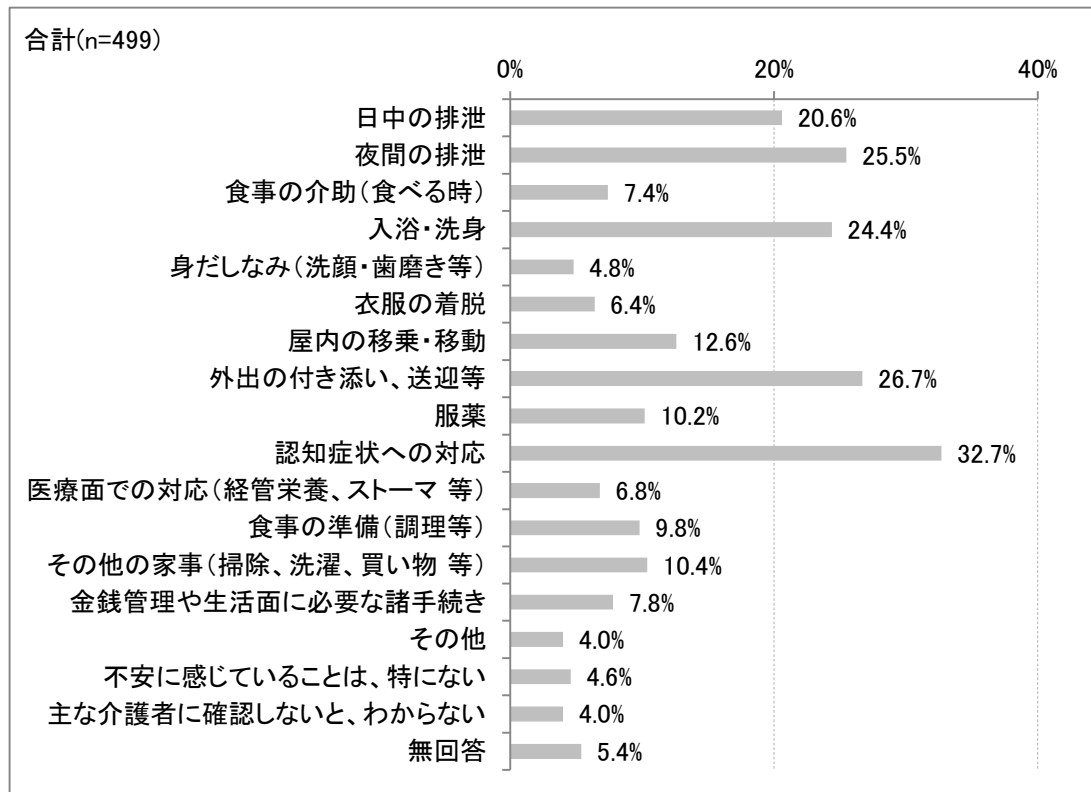
② 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が最も高く 27.7%となっています。次いで、「外出同行（通院、買い物など）（27.5%）」、「特になし（23.6%）」となっています。



③ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」の割合が最も高く 32.7%となっています。次いで、「外出の付き添い、送迎等 (26.7%)」、「夜間の排泄 (25.5%)」となっています。

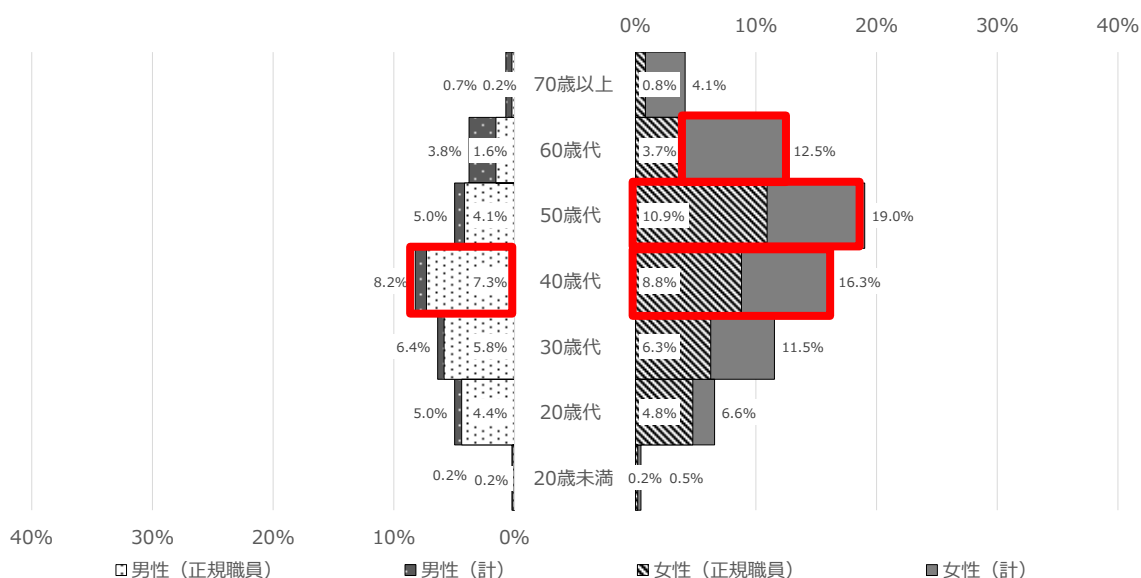


(3) 介護人材実態調査にみる介護人材の状況

① 性別・年齢別の雇用形態の構成比

性別では、男性が約3割、女性が約7割と女性の割合が高くなっています。また、年齢別では、「40歳代」以上が約7割を占めています。

性別・年齢別の雇用形態の構成比（全サービス系統合計、n=1932）



全体で見ると、「女性」では「40歳代」、「50歳代」、「男性」では「40歳代」が多い。
「60歳代」の「女性」では「非正規職員」の割合が高い。

② 介護職員数の変化

介護職員数については昨年比 104.5%とわずかながら増加しています。採用率は 21.1%、また、離職率は 16.6%となっています。

介護職員数の変化

サービス系統 (該当事業所数)	職員総数			採用者数			離職者数			昨年比		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統(n=154)	1354人	1153人	2507人	213人	294人	507人	170人	230人	400人	103.3%	105.9%	104.5%
訪問系(n=39)	196人	317人	513人	28人	62人	90人	22人	33人	55人	103.2%	110.1%	107.3%
通所系(n=59)	260人	310人	570人	54人	67人	121人	41人	51人	92人	105.3%	105.4%	105.4%
施設・居住系(n=56)	898人	526人	1424人	131人	165人	296人	107人	146人	253人	102.7%	103.7%	103.1%

第3章

第8期計画の実施状況

■第8期計画の施策体系

基本目標1 医療福祉サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)	
1. 在宅療養の推進	(1)医師会、訪問看護ステーション等と連携した在宅療養の推進
2. 在宅療養を支援する医療福祉資源の充実	(1)在宅医療に関わる医療機関等の充実 (2)住み慣れた場所での看取りが可能な支援体制の強化
3. 入院から在宅療養への円滑な移行の促進	(1)入退院支援ルールの運用促進 (2)拠点訪問看護ステーションにおける在宅移行時の相談支援
4. 医療機関の相互連携の強化	(1)地域連携クリティカルパスの運用(脳卒中・糖尿病) (2)診-診連携、病-診連携等による医療体制の推進
5. 医療福祉関係者の連携強化	(1)多職種連携協働事業の推進 (2)看護職の多分野連携の推進 (3)患者情報を共有するための医療情報連携ネットワークの整備と活用の推進
6. 在宅療養・在宅看取りについての普及・啓発	(1)適切な医療のかかり方についての普及・啓発 (2)在宅医療、介護に関する市民理解の促進と相談支援 (3)在宅療養の姿を自らが考え意思表示が行えるための支援
7. 介護サービス事業者・ケアマネジャーへの支援	(1)介護サービス事業所の課題聴取と解決策の検討
8. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び事業所における業務効率化の取組の推進	(1)介護人材の確保 (2)事業所における業務効率化の取組の推進
9. 介護離職ゼロへつなげる取組の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供 (2)介護サービスの充実と相談体制の強化

基本目標2 認知症になっても地域の中で安心して生活できるまち (認知症施策の推進と高齢者の権利擁護)	
1. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症予防対策の推進 (2) 早期診断・早期対応の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進 ② 大津市認知症ガイドブックの普及・充実 ③ 医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実 (3) 認知症を正しく理解し、地域で支える体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ① 市民への普及・啓発活動の強化 ② 認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成と地域活動の推進 ③ 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実 ④ 大津市認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議の開催 ⑤ 認知症ケアの質の向上 ⑥ 若年性認知症施策の推進 ⑦ 認知症本人からの発信への支援 (4) 認知症の人の家族介護者への支援
2. 高齢者虐待の防止と権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者虐待の防止と身体拘束防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者虐待の防止 ② 身体拘束の防止 (2) 高齢者の権利擁護と成年後見制度の利用促進

基本目標3 高齢者等が健やかに生活し、社会参加ができるまち (生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進)	
1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組 (2)地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整 (3)高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ) (4)通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)
2. 一般介護予防事業の推進	(1)介護予防普及啓発事業 (2)地域介護予防活動支援事業 (3)地域リハビリテーション活動支援事業 ①介護予防サポーター養成講座 ②地域リハビリテーションサポーター会議
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業 ①訪問型サービス(第1号訪問事業) ②通所型サービス(第1号通所事業) ③生活支援サービス(第1号生活支援事業)
4. 介護予防サービスの推進	(1)サービス内容の周知 (2)サービスの質の確保
5. 生活支援サービスの充実	(1)生活支援体制整備事業の充実 (2)生活支援・介護予防サービス情報の公表 (3)その他の在宅サービス
6. 健康づくりの推進	(1)健康増進事業等健康づくりの推進 (2)高齢者スポーツの振興
7. 高齢者の社会参加及び生きがいつくりの推進	(1)社会参加の促進 (2)就労促進、シルバー人材センターの活用 (3)高齢者クラブ活動の活性化 (4)生涯学習、世代間交流等の促進 (5)ボランティア活動への支援 (6)健康づくり・生きがいつくりの場の提供
8. 福祉意識の啓発	(1)福祉の意識醸成 (2)地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進
9. その他の日常生活を送るうえでの支援	(1)消費者啓発事業 (2)ごみ出し支援戸別収集サービス (3)高齢者等地域見守りネットワーク事業

基本目標4 安心して暮らし続けることができる住まいが整っているまち (高齢者の居住安定に関わる施策との連携)	
1. 暮らしの環境整備	(1)有料老人ホーム等に係る情報連携の推進 (2)高齢者の住まいの安定的な確保 (3)住み慣れた住宅の改造助成 (4)高齢者の移動手手段の確保
2. 防災・安全対策の推進	(1)防災事業 (2)災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備

基本目標5 地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムを確立するまち (7つのブロック別活動目標)	
1. ブロック別活動目標設定の考え方	(1)ブロック別活動目標設定の趣旨 (2)ブロック別活動目標の構成
2. 各ブロック別活動目標	(1)志賀ブロック (2)北部ブロック (3)中北部ブロック (4)中部ブロック (5)中南部ブロック (6)南部ブロック (7)東部ブロック

基本目標6 地域の中で安心していきいき暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能強化)	
1. あんしん長寿相談所の機能強化方針	(1)基幹型と委託による圏域型のあんしん長寿相談所による体制の強化 (2)効果的な運営継続のための評価の実施
2. あんしん長寿相談所の役割や機能	(1)地域ケア会議の推進 (2)あんしん長寿相談所の運営 ①介護予防ケアマネジメント ②総合相談 ③包括的・継続的ケアマネジメント ④権利擁護・虐待対応 ⑤地域づくり ⑥指定介護予防支援業務 (3)健康づくり・生きがいづくりの推進 ①健康づくり・生きがいづくりの情報提供 ②サロン等の通いの場への支援 (4)運転免許証を返納された高齢者に対する生活支援 (5)家族介護者への支援

基本目標7 必要な介護保険サービスを利用できるまち (介護保険サービスの充実)	
1. 介護保険サービス（地域密着型及び入所・居住系施設）の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域密着型サービスの整備目標 <ul style="list-style-type: none"> ①認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び共用型認知症対応型通所介護 ②小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 ③認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑥看護小規模多機能型居宅介護 ⑦夜間対応型訪問介護 ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 (2)入所・居住系施設サービスの整備目標 (3)その他、整備にあたって留意する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①保健医療計画との整合 ②障害福祉の共生型サービスとの整合
2. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み	<ul style="list-style-type: none"> (1)居宅サービスの利用量の推計 <ul style="list-style-type: none"> ①居宅サービスの受給者数 ②介護予防サービスの受給者数 (2)地域密着型サービスの利用量の推計 <ul style="list-style-type: none"> ①地域密着型サービスの受給者数 ②地域密着型介護予防サービスの受給者数 (3)施設サービスの利用量の推計 <ul style="list-style-type: none"> ①施設サービスの受給者数 (4)介護給付サービスの給付費の推計 (5)予防給付サービスの給付費の推計 (6)総給付費の推計
3. 地域支援事業の見込み	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域支援事業の費用額推計 (2)地域支援事業の内容
4. 介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> (1)第1号被保険者の介護保険料 (2)所得段階別保険料 (3)保険給付及び地域支援事業に要する費用の負担割合
5. 介護給付等適正化への取組と目標 「第5期大津市介護給付適正化計画」（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> (1)基本的な考え方 (2)計画期間 (3)取組方針及び目標 <ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知

基本目標 1 医療福祉サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)

1. 在宅療養の推進

【進捗状況・成果】

(1) 医師会、訪問看護ステーション等と連携した在宅療養の推進

市民が医療と介護が必要な状態になっても在宅療養を選択できるよう、大津市医師会（以下「医師会」という。）や関係団体と協働し、在宅医療連携拠点運営会議や実務者会議を年3回開催しました。

また、第7期の期間に整備した3つの拠点訪問看護ステーションが医療・介護関係機関の日常の療養支援や入退院支援時における連携・相談の中核となれるよう大規模化を図りました。

【評価と今後の方向性】

超高齢社会において在宅療養を支えるためには、医師会や関係団体と協働が重要であることから、引き続き、在宅医療連携拠点を中心に、在宅療養推進における課題を共有・協議し、実効性の高い連携体制の構築を図っていきます。

2. 在宅療養を支援する医療福祉資源の充実

【進捗状況・成果】

(1) 在宅医療に関わる医療機関等の充実

機能強化型訪問看護ステーション（大規模化）を整備したことにより、訪問看護が安定的に供給できる体制の構築を進めました。

また、近年医師の高齢化などで減少傾向となっている訪問診療実施医療機関の負担を軽減するために、市内3病院による訪問診療バックアップ体制を構築し、訪問診療実施医療機関数を維持しました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
機能強化型訪問看護ステーション	事業所数	3	3
訪問診療実施医療機関	医療機関数	85	84

資料：地域医療政策課

(2) 住み慣れた場所での看取りが可能な支援体制の強化

訪問診療体制を強化するため、機能強化型訪問看護ステーション（大規模化）の整備や拠点訪問看護ステーションによる相談支援で、訪問看護の積極的な活用に継続して取り組みました。また、合同研修会や事例検討会を通じて、医療・介護関係者の連携強化に取り組みました。

【評価と今後の方向性】

第8期の期間は訪問診療実施医療機関の増加は実現しませんでした。今後、更に増加すると予測される医療ニーズの高い在宅療養者を支援するために、引き続き、在宅医療に関わる医療機関等の充実と24時間対応を可能とする連携体制を強化します。

3. 入院から在宅療養への円滑な移行の促進

【進捗状況・成果】

(1) 入退院支援ルールの運用促進

医療との連携に関する居宅介護支援事業所への調査の結果、入院時情報提供率、退院時情報提供率ともに96%以上と高い水準で維持しています。また、「入退院支援に関する研修会」を開催し、病院関係者とケアマネジャーがグループワークを通して、お互いの支援に必要な情報について、共有することができました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
入院時情報共有（ケアマネジャー⇒病院）	割合（％）	96.3	96.8
退院時情報共有（病院⇒ケアマネジャー）	割合（％）	96.6	96.0

資料：地域医療政策課

(2) 拠点訪問看護ステーションにおける在宅移行時の相談支援

医療介護連携・相談の中核である3つの拠点訪問看護ステーションが、専門職及び関係機関からの相談に対応し、困難事例にはカンファレンスへの参加や同伴訪問することで、入院から在宅療養への円滑な移行の促進を図っています。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
拠点訪問看護ステーションでの相談	相談件数 (延べ)	258	175

資料：地域医療政策課

【評価と今後の方向性】

入退院時の情報共有率は高い割合を維持することができました。

拠点訪問看護ステーションでの軽微な相談件数は減少しましたが、解決に時間を要する相談に丁寧な対応に努めました。

入院から在宅療養への円滑な移行を促進するためには、病院関係者と在宅支援者が相互理解を深め、お互いに必要な情報を共有することが重要であることから、引き続き、入退院支援ルールの実運用を促進します。

また、超高齢社会の進展に伴い、解決に時間とスキルが必要な相談が増加傾向であることを踏まえ、拠点訪問看護ステーションでの相談支援の充実を図っていきます。

4. 医療機関の相互連携の強化

【進捗状況・成果】

(1) 地域連携クリティカルパスの運用（脳卒中・糖尿病）

療養支援に関する連携強化を図るため、地域連携クリティカルパスの運用を推進し、病院間や病院と診療所が円滑に医療情報の共有を図りました。

(2) 診-診連携、病-診連携等による医療体制の推進

市内の診療所と病院がそれぞれの役割について相互理解を深め、限られた医療資源を有効活用するための連携の在り方について、協議を進めてきました。

【評価と今後の方向性】

在宅療養を支えるためには、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要であることから、引き続き、医療機関の相互連携に加え、医療と介護関係者の連携強化を図っていきます。

5. 医療福祉関係者の連携強化

【進捗状況・成果】

(1) 多職種連携協働事業の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、合同研修会や事例検討会で医療・介護関係者の連携強化を図りました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
多職種合同研修会	開催回数	9	17
	参加人数	410	694

資料：地域医療政策課

(2) 看護職の多分野連携の推進

病院や診療所、介護事業所等に従事する看護職を対象に、相互理解と連携の重要性を共有するため、研修会を年1回以上開催しました。

(3) 患者情報を共有するための医療情報連携ネットワークの整備と活用の推進

「大津保健医療圏域における入退院支援の手引き」や「びわ湖あさがおネット」について、情報交換会で、活用の推進を図りました。

【評価と今後の方向性】

第8期の期間、集合形式での開催が困難な中でオンラインを活用するなど工夫しながら事業を継続しました。

在宅療養を支えるためには、医療福祉関係者が相互理解を深め、協働していくことが重要であることから、引き続き、研修会を開催し、医療・介護関係者の連携強化を図っていきます。

6. 在宅療養・在宅看取りについての普及・啓発

【進捗状況・成果】

(1) 適切な医療のかかり方についての普及・啓発

様々な活動の場で、身近な医療の相談窓口として、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発しました。

(2) 在宅医療、介護に関する市民理解の促進と相談支援

各保健福祉ブロックのあんしん長寿相談所が中心となり、市民啓発講座や高齢者が集うサロン（以下、「サロン」という。）への出前講座で、在宅医療・介護に関する情報提供や相談支援に取り組みました。

(3) 在宅療養の姿を自らが考え意思表示が行えるための支援

高齢者本人が自ら考え、周囲の人に意思表示できるよう、市民啓発講座や各地域で出前講座を開催しました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
在宅療養・看取りの市民啓発講座 「おおつ在宅療養応援講座」	開催回数	6 うち、広報誌による啓発 5	10 うち、ラジオによる啓発 4
	参加人数	41	267

資料：地域医療政策課

【評価と今後の方向性】

第8期の期間、集合形式での開催が困難な中、オンラインを活用するなど工夫しながら事業を継続しました。

超高齢社会の進展に伴い、今後、医療ニーズの高い在宅療養者の増加が見込まれるため、市民が在宅療養や介護に関する理解を深めることが重要であることから、引き続き、市民が在宅療養や看取りについて考える機会の提供に努めます。

7. 介護サービス事業者・ケアマネジャーへの支援

【進捗状況・成果】

(1) 介護サービス事業所の課題聴取と解決策の検討

介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は訪問事業を休止し、令和5年度（2023年度）は同感染症が感染症法上の5類に移行したことから、感染状況を踏まえながら、7事業所への訪問を再開しました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
介護サービス相談員派遣事業	相談員数	7	5
	訪問施設数	0	0

資料：介護人材確保対策室

【評価と今後の方向性】

介護サービス利用者から「相談員とお話できてうれしい。」などの声もあり、家族や事業所の職員以外に相談できる機会の一つとなっています。今後も同感染症の状況を見ながら、訪問事業を実施していきます。

8. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び事業所における業務効率化の取組の推進

【進捗状況・成果】

(1) 介護人材の確保

令和3年度（2021年度）から市独自の事業に取り組み、次年度以降も事業を見直しながら継続するとともに、介護サービス事業所等を支援する総合的な補助金や介護サービス事業者による中学校への出前講座などの新たな事業を展開しながら、介護人材の確保・定着に向け、事業を推進してきました。

令和5年度（2023年度）には、組織改編により、長寿施設課内に専属部署として「介護人材確保対策室」を設置しました。また、介護の仕事に対する理解や魅力の発信、さらには介護人材の確保につながるきっかけづくりの場として「おおつ介護フェスタ2023」など、新規事業にも取り組みました。

(2) 事業所における業務効率化の取組の推進

「おおつ介護事業所オンラインセミナー」において事業所等からのアンケート調査を踏まえた業務の効率化を図るためのセミナー（毎年6回）を実施するとともに、例えばICTの導入や活用方法など、事業所等の業務改善の支援のために専門家を派遣する「業務改善等コーディネーター派遣事業」（6～7事業所）を実施しました。

また、「大津市介護人材確保・定着事業補助金」により、業務改善を含めた介護人材の確保や定着につながる事業所等の取組を支援しました。

さらに、滋賀県で実施している「介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業」の取組など、業務の効率化につながる情報を事業所等に提供しました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
おおつ介護に関する入門的研修	参加者数	150	114
おおつ介護事業所オンラインセミナー	アクセス数	142	231
大津市介護サービス事業所等就職支援給付金	申請者数	62	55
大津市介護人材確保事業補助金	申請件数	—	43
大津市介護人材定着事業補助金	申請件数	—	41
大津市介護職キャリアアップ促進給付金	申請者数	—	26
介護事業者による中学校向け出前講座	実施校数	—	2
大津市業務改善等コーディネーター派遣事業	派遣件数	—	6

資料：介護人材確保対策室

【評価と今後の方向性】

令和3年度（2021年度）から市独自で本格的に介護人材確保対策事業に取り組み、各種事業に対して意見を聴取する「大津市介護人材確保連携会議」において、介護人材の確保・定着のためにはなくてはならない取組であり、即効策がない中で、今後も事業を継続、拡充していくことが重要とのご意見をいただいています。これらの意見を踏まえて、今後も「介護の仕事」や「介護職」の重要性や魅力の発信、介護人材の確保・定着のための取組を更に推進していきます。

9. 介護離職ゼロへつなげる取組の推進

【進捗状況・成果】

(1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供

介護による離職を防止し、仕事と介護の両立ができるワーク・ライフ・バランスの促進を図るため、あんしん長寿相談所の窓口に介護休業制度のパンフレットを設置するとともに、商工労働政策課と協力して研修会開催時にパンフレットを配布し、介護休業制度についての周知を図りました。

また、市内事業者等に向け、仕事と介護等を含めた家庭の両立によるワーク・ライフ・バランスの充実・働き方改革の推進についてセミナーを開催しました。

(2) 介護サービスの充実と相談体制の強化

仕事により平日に相談ができない介護家族者を対象として、令和4年（2022年）6月から月に2回あんしん長寿相談所において休日相談を開催し、介護等の相談に対応しました。

※令和4年度（2022年度）：20回開催、25人が利用

【評価と今後の方向性】

介護離職防止を推進するためには、更に事業者の理解を深めるとともに、介護家族者の支援体制の整備が必要であり、引き続き、関係機関と連携して取組を強化していきます。

基本目標2 認知症になっても地域の中で安心して生活できるまち (認知症施策の推進と高齢者の権利擁護)

1. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

【進捗状況・成果】

(1) 認知症予防対策の推進

認知症サポーター養成講座や出前講座等を通じて、認知症に関する啓発を行うとともに、認知症のごく初期あるいは認知症に進展する可能性がある症状を簡単に確認できるチェックリストを大津市認知症ガイドブックへ掲載するとともに、インターネットを活用した認知症簡易チェックサイトを開設し、認知症予防対策の推進を図りました。

(2) 早期診断・早期対応の充実

①「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進

認知症初期集中支援チームが早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、電話やオンライン会議等でチーム員医師と電話やオンライン会議等で連携を図るよう努めました。支援困難ケースについては、チーム員の頻回な訪問や柔軟な対応を行いました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
認知症初期集中支援事業	支援後に医療につながっている割合 (%)	69.0	66.7
	支援後に介護につながっている割合 (%)	77.4	76.7

資料：長寿政策課

②大津市認知症ガイドブックの普及・充実

認知症の症状や進行状況に合わせて必要な支援がまとめられた「認知症ケアパス」を中心に本市独自の「大津市認知症ガイドブック」を作成し、長寿政策課、あんしん長寿相談所等に設置して普及に努めました。

③医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実

医師会の協力の下、誰でも気軽に相談できる場所として「もの忘れ相談」をオンラインにて実施しました。また、「認知症相談窓口協力事業所」については、ホームページ等で登録の協力依頼を行い、令和3年度（2021年度）で2件、令和4年度（2022年度）で1件の新たな登録がありました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
認知症相談窓口協力事業所登録事業	登録事業所数	114	115

資料：長寿政策課

(3) 認知症を正しく理解し、地域で支える体制の構築

①市民への普及・啓発活動の強化

世界アルツハイマーデー（9月21日）を中心とした9月15日から同30日までを、「認知症啓発ウィーク」と定め、同月に認知症の普及・啓発に関する各種施策を重点的に実施しており、オレンジリングフォーラムおおつを年1回開催、大津市役所市民ギャラリー及び大津市立図書館において認知症周知啓発活動などを実施し、認知症に関連する情報の普及・啓発に努めました。

また、「介護マーク」や、「認知症簡易チェックシステム」においてはホームページ上にて掲載し、周知に取り組んでいます。

②認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成と地域活動の推進

認知症サポーター養成講座においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式での開催を中止せざるを得ない状況が生じたことから、オンラインで講座が開催できるよう取り組みました。

※令和3年度（2021年度）：集合形式28回 オンライン形式3回 合計31回開催

令和4年度（2022年度）：集合形式36回 オンライン形式6回 合計42回開催

また、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターで構成されたボランティアグループ（チームオレンジ）が定例会を開催し、情報発信や情報共有を行いました。

※認知症キャラバン・メイト定例会：年4回開催

チームオレンジ定例会：年6回開催

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
企業職域型認知症サポーターの養成	人数	4,198	4,552

資料：長寿政策課

③認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実

令和3年度（2021年度）から開始した大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業については、令和4年度（2022年度）は40名の新規登録があり、令和5年（2023年）3月末で91名の登録となっています。

行方不明高齢者早期発見ダイヤル登録事業については、令和4年度（2022年度）は死亡等による削除者が多かったことから、登録者数は微減となりましたが、89名の新規登録がありました。大津市行方不明GPS位置情報探知システム利用支援事業については、貸出累計台数が65台と令和5年度（2023年度）の目標を超えました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
行方不明高齢者早期発見ダイヤル登録事業	登録者数	334	324
大津市行方不明GPS位置情報探知システム 利用支援事業	貸出累計台数	55	65

資料：長寿政策課

④大津市認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議の開催

「大津市認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議」を年2回開催し、認知症に関わる医療従事者や各種団体等と認知症施策の実施状況や評価について協議し、見直しを図りながら取り組みました。

⑤認知症ケアの質の向上

介護従事者等が、認知症ケアに必要な基本的知識を学ぶことにより、対象者や周囲の人との関係や環境に配慮した介護サービスの提供ができる事を目的とした「認知症ケア向上研修」を年1回（2日間）開催しました。事業所及び管理者を含む職員等が、抱えている様々な課題に対して、認知症介護指導者が現地に出向き、適切なアドバイスをすることを目的とした「認知症ケア現地相談事業」を令和3年度（2021年度）においては新型コロナウイルス感染症の影響もあり未実施でしたが、令和4年度（2022年度）は2事業所に対して実施しました。

⑥若年性認知症施策の推進

若年性認知症の人や家族が交流できる場所として、若年性認知症カフェを開設しました。また、個別ケースの相談として、各あんしん長寿相談所や認知症初期集中支援チームで対応しています。

⑦認知症本人からの発信への支援

認知症の本人同士が集まり、語り合い、日頃溜めている思いや言葉を共有することで、認知症があっても本人らしい社会参加ができ、認知症の本人や家族の孤立を防ぐことを目的とした「本人ミーティング」を年6回開催しました。

(4) 認知症の人の家族介護者への支援

誰でも気軽に参加できる憩いの場所として、また、認知症の情報発信や認知症の相談が行える場として認知症カフェを開催しました。実施している日常生活圏域の割合については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、15圏域中7圏域となり、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）と同じ割合となりました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
認知症カフェ	実施している日常生活圏域の割合 (%)	46.6	46.6

資料：長寿政策課

【評価と今後の方向性】

認知症施策推進大綱に基づき、着実に認知症施策の推進を行っています。今後についても、引き続き認知症施策大綱を踏まえつつ、令和5年（2023年）6月に公布された認知症基本法にある基本的施策も踏まえた内容とし、認知症施策の推進に取り組みます。

2. 高齢者虐待の防止と権利擁護

【進捗状況・成果】

(1) 高齢者虐待の防止と身体拘束防止の推進

①高齢者虐待の防止

ケアマネジャー及び介護サービス事業所職員を対象として「高齢者虐待予防研修会」を開催し、高齢者虐待についての知識を深めるとともに、虐待予防や早期発見の必要性についての周知を行いました。

※ケアマネジャーを対象とした研修会：各年度1回開催、計237人が参加

※サービス事業所職員を対象とした研修会：各年度1回開催、計191人が参加。研修会開催後に期間を決めてYouTube配信を実施。

②身体拘束の防止

介護従事者等が認知症ケアに必要な基本的知識を学ぶことを目的とした「認知症ケア向上研修」を年1回（2日間）開催し、身体拘束の防止についての普及・啓発活動を行いました。

(2) 高齢者の権利擁護と成年後見制度の利用促進

令和3年度（2021年度）に策定した大津市成年後見制度利用促進計画に基づいて、令和4年度（2022年度）に権利擁護サポートセンターを、地域連携ネットワークをコーディネートする機関（中核機関）に位置付けました。また、成年後見制度の利用促進を図るため、パンフレットの作成、ホームページ等での情報発信や講習会・研修会の開催を通じて幅広く広報・啓発活動を行うとともに、成年後見市長申立及び報酬助成の実施、権利擁護サポートセンターによる利用者の支援や関係機関との連携強化に取り組みました。

【評価と今後の方向性】

高齢者虐待への対応については、高齢者虐待防止法に基づき、あんしん長寿相談所が相談・通報を受理した後、直ちに事実確認と情報収集の調査を行うとともに、コアメンバー会議（判断会議）において、虐待と緊急性の有無を判断し、ケースに応じた対応方針を決定しています。高齢者虐待は増加傾向にあることから、引き続き高齢者虐待の対応スキルの向上や、虐待防止、早期発見のための取組を推進していく必要があります。

基本目標3 高齢者等が健やかに生活し、社会参加ができるまち (生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進)

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【進捗状況・成果】

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組

生活習慣病予防等の疾病予防と生活機能維持のための介護予防を一体的に実施するため、令和3年度(2021年度)よりサロン等通いの場への積極的な関与と糖尿病性腎症重症化予防などの個別的支援を行ってきました。

(2) 地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整

医療レセプト、健康診査、介護レセプトのデータ(KDB)等によると、75歳以上高齢者の介護認定率は、国や県より高くなっています。新たに要支援・要介護認定を受けた方では、軽度認定者が多く、筋・骨格系疾患(骨粗しょう症や脊椎障害、関節症等)に罹っている方が多くみられます。

また、75歳以上高齢者の7割の方が高血圧、4割の方が糖尿病の基礎疾患を持っており、これらの疾患が重症化し要介護状態とならないようにするため、生活習慣病予防をすすめる必要があります。これら介護予防と生活習慣病の重症化予防についての健康課題を解決するため、医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携し、介護予防についての啓発や生活習慣病の重症化予防事業を進めてきました。

(3) 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

ハイリスク者へ健康相談、保健指導を実施しています。

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
①重症化予防(糖尿病性腎症)	実施人数	19	28
②重症化予防(高血圧)	実施人数	-	17
③ ^{こうくう} 口腔機能低下予防事業	実施人数	93	182
④低栄養予防事業	実施人数	-	10
⑤健康状態不明者把握事業	実施人数	442	276

資料：地域包括ケア推進室

(4) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

新型コロナウイルス感染症の影響により、住民主体の通いの場の開催が減少しており、参加者数が伸び悩んでいます。令和3年度（2021年度）から健康いきいき講座の中で、通いの場参加者にフレイルチェック（オーラルフレイルチェック）を実施し、本人の状態に応じて健康相談、保健指導を実施しています。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
健康いきいき講座	延べ参加者数	392	436

資料：地域包括ケア推進室

【評価と今後の方向性】

令和3年度（2021年度）より看護師や歯科衛生士による口腔機能低下予防事業等の個別支援を開始し、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）の支援終了した者全員に口腔機能の維持・改善がみられるなど、一定の効果がありました。今後も高齢者が自立した生活が送れるよう、介護予防と生活習慣病の重症化予防をすすめる必要があります。高齢者自身が主体的に介護予防に取り組めるよう知識の普及と個別の健康課題にあわせた保健指導を行います。

2. 一般介護予防事業の推進

【進捗状況・成果】

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防フィットネス講座では市内スポーツクラブ等で介護予防のための講話や運動などを組み合わせた教室を開催しました。また、運動実践教室においては、「おおつ光ルくん体操」などの実践を通じて介護予防に関する正しい知識の啓発に努めました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
介護予防フィットネス講座（全10回）	延べ参加者数	569	558
運動実践教室（月1回）	延べ参加者数	666	680

資料：地域包括ケア推進室

(2) 地域介護予防活動支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等を考慮し、令和2年度（2020年度）から介護予防活動の実施回数について基準を緩和していることもあり、申請団体数は伸びています。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
介護予防活動支援事業補助	支援団体数	42	49

資料：地域包括ケア推進室

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

①介護予防サポーター養成講座

サロン等のリーダーに、介護予防に関する講座を行い、地域での介護予防活動を広げるサポーターとして養成を行いました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
介護予防サポーター養成講座	累計養成人数	105	132

資料：地域包括ケア推進室

②地域リハビリテーションサポーター会議

地域で活動しているリハビリテーション専門職が職域を越えたネットワークを構築することを目的に、地域リハビリテーションサポーター会議を年4回開催し、事例検討会や各施設の取組の紹介などを行いました。

【評価と今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自粛や休止する団体が増加しており、介護予防活動を行う団体等への継続的な支援が必要です。そのため今後も、出前講座やサポーター養成講座を実施するなどの支援を行います。また、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるために、出前講座等で具体的な予防方法を伝えるなどし、今後も引き続き介護予防の正しい知識の普及・啓発を行います。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【進捗状況・成果】

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス（第1号訪問事業）

高齢者の生活支援のニーズに合わせて、訪問介護職による身体介護や生活援助の提供を行っています。

②通所型サービス（第1号通所事業）

運動機能の維持向上を目的としたリハビリテーション専門職による訪問と施設通所を組み合わせたプログラムを実施してきました。しかし、複合型プログラムについては、年々参加人数が減少しており、事業の見直しを行った結果、令和5年度（2023年度）より休止しています。

③生活支援サービス（第1号生活支援事業）

ひとり暮らし高齢者等の見守りとともに栄養改善を目的とした配食サービス（総合事業型）を実施しています。

【評価と今後の方向性】

介護予防・生活支援サービス事業利用者は年々増加しており、高齢者の生活を支えるサービス提供ができました。今後も、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、要支援者等の様々な生活支援ニーズに対応したサービスの創設や見直しを行います。

4. 介護予防サービスの推進

【進捗状況・成果】

(1) サービス内容の周知

広報おおつやホームページ、「よくわかる大津市の介護サービス」、「あんしん長寿相談所だより」等により、介護予防サービスの周知を図っています。また、出前講座等で介護予防サービスの説明などを行っています。

(2) サービスの質の確保

介護予防支援を委託している居宅介護支援事業所向けの研修会を年1回実施し、自立支援に向けた支援内容の検討や介護予防に関する情報提供を行っています。

※毎年1回実施し、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）は、計225人のケアマネジャーが参加

【評価と今後の方向性】

介護予防サービスが必要となった時にすぐに利用ができるように、広報おおつ等を利用し、市民へわかりやすく介護予防サービス内容を伝えていく必要があります。

5. 生活支援サービスの充実

【進捗状況・成果】

(1) 生活支援体制整備事業の充実

保健福祉ブロックごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域内のネットワークの構築や地域の課題に応じた地域活動を進め、地域資源の現況の見える化を進めてきました。

(2) 生活支援・介護予防サービス情報の公表

生活支援・介護サービス情報については、厚生労働省が運用する介護サービス情報公開システムを活用し、情報発信を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が縮小、休止しているものもあり、現状把握に努めるとともに、市民への情報発信を行っています。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
生活支援サービスに関する情報公開	件数	302	297

資料：地域包括ケア推進室

(3) その他の在宅サービス

緊急通報装置において固定電話を持たない高齢者のために携帯型装置を導入するなど、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方が安心して在宅生活を続けるための事業を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、配食サービスの利用者が年々増加しています。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
緊急通報装置	利用者数	559	520
紙おむつ給付事業	利用者数	1,458	1,542
寝具丸洗いサービス事業	利用者数	257	267
配食サービス事業	利用者数	428	502

資料：地域包括ケア推進室

【評価と今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の影響により、サロン等通いの場の活動が縮小するなどの新たな地域課題もあり、高齢者の生活状況に応じた生活支援サービスの充実等が必要となっています。今後も、高齢者の生活を支える地域資源の情報収集を行うとともに、日常生活上の支援体制の充実・強化等の体制整備を進めていきます。

6. 健康づくりの推進

【進捗状況・成果】

(1) 健康増進事業等健康づくりの推進

高齢者の健康づくり推進のため、生活習慣病や骨粗しょう症、がんについての知識の普及を目的とした健康教育を地区組織や関係機関と連携し実施しています。

(2) 高齢者スポーツの振興

大津市スポーツ推進委員協議会等と連携し、ウォーキングイベントや、スリースマイルゴルフ大会、ポッチャ大会を年1回実施し、誰もが気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図りました。

【評価と今後の方向性】

平均寿命が延びる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続するためには健康寿命を伸ばすことが重要です。引き続き、がんや、生活習慣病、生活習慣病からのフレイル、認知症などに関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに健康診断の受診を促進します。

また、健康づくりのため、引き続き生涯スポーツの推進に努めます。

7. 高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進

【進捗状況・成果】

(1) 社会参加の促進

高齢者の社会参加を促すため、公共交通機関や福祉有償運送などの移動手段について、地域交通部局と連携し、地域の現状や課題について情報共有を行ってきました。

また、高齢者団体が通常の活動の場を離れて遠方で行う視察や研修、その他自主的活動に係る費用を補助することで高齢者の社会参加の促進を図りました。

(2) 就労促進、シルバー人材センターの活用

支所及び市役所で実施している移動労働相談（就業相談事業）では、相談者の年齢構成は、令和4年度（2022年度）実績で60歳以上が46%と、高齢者の割合が高くなっています。

また、シルバー人材センターへの活動支援を通じて、高齢者の就業機会の確保や生きがいづくり創出、人手不足分野等での就業機会の開拓に努めています。

(3) 高齢者クラブ活動の活性化

老人クラブ活動の活性化を促進するため、単位老人クラブや老人クラブ連合会へ補助金を交付しました。また、あんしん長寿相談所が発行する「あんしん長寿相談所だより」に老人クラブ活動内容を掲載し、老人クラブ加入促進に努めました。

(4) 生涯学習、世代間交流等の促進

高齢者向け公民館講座や高齢者向けメニューの出前講座の開催に取り組みましたが、参加者が固定化する傾向にあり、就労されている方の参加が少ないという課題があります。

世代間交流の促進については、老人クラブ連合会へ委託し世代間交流事業を実施しましたが、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止せざるを得ない事業も多くありました。

(5) ボランティア活動への支援

ボランティア活動への支援を行うため、ボランティアポイントなどの事業を検討しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ボランティア活動自体が制限され、実施に至りませんでした。

(6) 健康づくり・生きがいづくりの場の提供

老人クラブ活動、レクリエーション活動、地域活動を行う場所として、市内各所に設置している老人健康広場、老人憩の家、老人福祉センター等を活用しています。

老人健康広場や老人憩の家は、地元の運営委員会により自主的な運営を行っていますが、老人福祉センターは利用者の減少や固定化が進んでいることから、多様化する高齢者ニーズに応えるため、健康寿命の更なる延伸に向けた高齢者の健康づくりの拠点施設として機能充実を図る方針をまとめました。

【評価と今後の方向性】

生産年齢人口の減少に伴い、企業の人材不足という課題解決のため、働く意欲のある高齢者の活躍が今後より一層求められます。就労や社会参加は生きがいの創出や介護予防にもつながることから、引き続き就労機会の確保や社会参加を促すための取組を進めます。

老人クラブは、クラブ数及び会員数が減少傾向にあります。高齢者の介護予防、健康増進、生きがいづくりを進める上で大変重要な組織であることから、今後も活性化に向けた支援を行う必要があります。

8. 福祉意識の啓発

【進捗状況・成果】

(1) 福祉の意識醸成

地域共生型社会の実現に向けた住民参加によるまちづくりを進めるため、福祉、保健に係る出前講座等を実施するとともに、大津市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が実施する福祉学習の活用を促進しています。

(2) 地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進

令和3年度（2021年度）に策定した「第4次大津市地域福祉計画」に重層的支援体制整備事業の取組を位置付け、令和4年度（2022年度）から検討を進めています。

【評価と今後の方向性】

福祉の意識を向上させるためには、地域福祉活動に対する関心や参加意欲が高まる取組が必要であり、行政や地域住民、NPO等が相互の活動を知る機会の確保に努めます。

また、複合的かつ複雑な福祉課題を解決するためには、包括的に支援を届ける必要があります。そのため高齢者支援にとどまらず、高齢者支援から見えてくる他分野の課題を受け止めることができる体制整備が必要であることから、関係機関との連携を強化し重層的支援体制の整備に取り組みます。

9. その他の日常生活を送るうえでの支援

【進捗状況・成果】

(1) 消費者啓発事業

「くらしの安心カレッジ」及び出前講座を実施するとともに、広報紙「ぽけっと」を自治会組回覧し、情報提供等の啓発活動を行いました。

(2) ごみ出し支援戸別収集サービス

本市が定期収集する廃棄物をごみ集積所に排出することが困難な世帯を支援するため、自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集しています。令和4年度（2022年度）は、年度末時点で343世帯の利用者数となりました。

(3) 高齢者等地域見守りネットワーク事業

令和4年度（2022年度）までに、新たに4事業者と協定を締結することができ、令和5年度（2023年度）の目標をすでに達成することができました。

また、協定を締結している事業所が集まって情報交換会を開催し、事業者同士の意見交換や現状の把握等に努めました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
高齢者等地域見守りネットワーク事業	協定事業所数	19	20

資料：長寿政策課

【評価と今後の方向性】

高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加する中、地域社会全体で高齢者等を見守る体制の構築は非常に重要であることから、今後も行政や関係機関、民間事業者などが協力し、必要な支援の提供につなげていきます。

基本目標4 安心して暮らし続けることができる住まいが整っているまち (高齢者の居住安定に関わる施策との連携)

1. 暮らしの環境整備

【進捗状況・成果】

(1) 有料老人ホーム等に係る情報連携の推進

関係部局と連携し、サービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホームの実地監査を行い、施設管理者への聞き取りや書類等により運営面等をチェックし、必要に応じて指導を行いました。

(2) 高齢者の住まいの安定的な確保

市営住宅の特定目的住宅について、計画どおり、年間15戸の設置を行い、令和5年(2023年)4月1日時点で、361戸となっております。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
特定目的住宅の設置	年間設置戸数	15	15

資料：住宅政策課

(3) 住み慣れた住宅の改造助成

高齢者が住み慣れた自分の住まいで安全・安心に暮らし続けられるように、高齢者の状態に応じた小規模住宅改造経費助成事業等の居宅生活支援事業を実施しました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小規模住宅改造経費助成事業	利用者数	138	172
転倒予防のための屋内改修サービス事業	利用者数	5	7

資料：長寿政策課

(4) 高齢者の移動手段の確保

利用者数の減少や運転手不足に伴い路線バスの減便や廃止が進むなか、高齢者をはじめとする市民の移動手段を確保するために、志賀地域、葛川・伊香立・仰木地域、上田上・晴嵐台地域においてデマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。

また、路線バス事業者等が、路線バスの定期運行に供するノンステップバスを購入する経費に対して補助金を交付し、公共交通のバリアフリー化を推進しました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ノンステップバスの導入	補助台数	1	1

資料：地域交通政策課

【評価と今後の方向性】

今後、独居の高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも重要です。また、利用者数の減少や運転手不足に伴い路線バスの減便や廃止が進むなか、高齢者等交通弱者の移動手段確保は課題であることから、引き続き関係部局とも連携しながら検討していく必要があります。

2. 防災・安全対策の推進

【進捗状況・成果】

(1) 防災事業

出前講座や広報おおつ等にて、本市が発信する防災メールやSNSでの避難情報、気象情報の情報伝達について周知できました。

防災ナビについては、登録者数が令和5年度（2023年度）目標（18,000人）を超えました。

防災メールについては、登録したアドレスを変更される方が一定数おられ、登録者実績が伸び悩んでいます。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
防災メール登録者数	登録者数	12,574	12,028
防災ナビ登録者数	登録者数	17,169	19,247

(2) 災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備

感染症対策担当者を対象とした情報交換及び施設における感染症対策に係る研修会や、介護施設への感染症対策出張研修会を実施しました。

研修会のアンケート結果から感染対策マニュアルの整備ができていない事業所や感染症に関する研修会を実施していない事業所が多く、施設職員の感染症への意識の向上にむけた取組が必要であり、今後も引き続き、感染症予防に関する研修会を実施します。

また、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して防災設備の整備を支援しました。

■事業実績

事業名	事業単位	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
既存小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備等整備事業	補助事業者数	0	0
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	補助事業者数	1	3
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	補助事業者数	0	4
高齢者施設等の給水設備整備事業	補助事業者数	0	0
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	補助事業者数	0	1

資料：長寿施設課

【評価と今後の方向性】

避難情報等の情報発信はSNSや防災メール、防災ナビで行うことを推進していますが、登録者が少なく、さらなる周知や登録促進を行う必要があります。

高齢者施設等の防災・減災対策については、高齢者施設等の整備ニーズを把握しながら、防災設備の整備を支援していきます。

基本目標5 地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムを確立するまち (7つのブロック別活動目標)

1. 各ブロック別活動目標

(1) 志賀ブロック

取 組	
<p>【地域課題から推進すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受診や買い物など外出が困難な方に対して、サービス担当者会議等の機会を利用して、乗り合いタクシーやコミュニティバス、大型スーパー等の宅配サービスや移動販売についての情報提供を行いました。 ●いきいき健康祭で交通政策課と共に乗り合いタクシーの啓発を行いました。 ●大型スーパーの担当者と気になる高齢者についての意見交換を行い、対応について検討しました。 ●地域ケア会議の中で、ペット問題について取り組みました。 	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携を深める場として OK ミーティング(多職種合同研修会)を年6回継続的に実施しました。 ●介護関係者の連携を深めるため、居宅事業所連絡会や、ヘルパー事業所連絡会、介護関係者のリーダー会を実施しました。 ●木戸学区と小松学区において在宅療養応援講座を開催し、在宅療養、在宅看取りについての理解を深めました。 ●民生委員とケアマネジャーとの意見交換会を実施し、互いの関係を深めるとともに、在宅療養支援のための関係性の構築を図りました。
<p>【生活支援サービス体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●和邇学区で第2層協議体の会議を実施し、地域から要望のあった支えあい活動について、活動メニューや担い手の募り方、スケジュールについての話し合いを重ね、まずは困りごとを吸い上げる相談窓口を開設することになりました。 	<p>【認知症施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人への理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座や認知症に関する出前講座を開催しました。
<p>【地域づくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア会議の中で、ペット問題を取り上げ、動物愛護団体や民生委員、ケアマネジャーが集まり、ペットの一時預かりなどの場所の確保等について検討しました。 ●木戸学区サロン交流会に参加し、サロンの開催状況を把握しました。 	<p>【介護予防活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域のサロン等で介護予防のための出前講座を開催しました。また、健康いきいき祭においては多職種連携チームで歯科講習会や介護予防についての相談会を実施しました。 ●ハツラツ宇宙体操のDVDを配布するとともに、サロンにおいて自宅で行える運動の啓発を行いました。

(2) 北部ブロック

取 組	
<p>【地域課題から推進すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ブロック内の医療機関や薬局、金融機関、スーパー、コンビニ等、高齢者の生活に関係が深い機関や高齢者が住むマンションの管理人に「あんしん長寿相談所だより」を持参し、あんしん長寿相談所の周知を行いました。 ●ブロック内の各種団体の生活支援活動(民間事業者含)の情報を把握・集約し市民や関係者に提供できるようにしました。 	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携活動チーム(あんしんネット堅田)で、在宅療養・在宅看取りをテーマとした在宅療養応援講座をリモートで開催するとともに、講座に参加できなかった方に啓発するためのDVDを作成しました。 ●DVDの貸し出しや地域のサロン等での寸劇、リーフレットの配布により在宅療養・在宅看取りについての啓発を行いました。
<p>【生活支援サービス体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仰木学区で地域づくり聞き取りシートを使っ てのアンケート調査を実施し、地域の役員や市 社協と協力して地域の課題抽出を行い、自治会 における住民参加の見守り活動についての協議 を行いました。その結果、自治会における声か け運動や女性部における見守り活動につなが りました。 ●市民や地域の各種団体と地域課題を共有する ため、自治会の見守り会議・防災研修に参加す るとともに、民生委員児童委員協議会と包括職 員との交流会を実施しました。 	<p>【認知症施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症カフェやサポーター養成講座で認知症 に関する啓発を実施しました。 ●堅田にある銀行6か所に企業向け認知症サポ ーター養成講座のちらしを持参し、認知症につ いての意識を高めました。 ●地域ケアエリア会議で、集合住宅に住む認知症 高齢者の課題について、管理人や民生委員、警 察、ケアマネジャー等の関係者と共有するとと もに対応について検討しました。
<p>【地域づくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サロン継続や充実・立上げ支援を目的に、プロ ック内の地域のサロン主催者やサロン開催予 定の団体に対して、サロン交流会を開催し、あ んしん長寿相談所の周知や介護予防等の情報 提供を行いました。 	<p>【介護予防活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防のための出前講座として、健康いき いき講座、各学区の出前講座、サポーター応援講 座、セラピスト出前講座を実施するとともに、 いきいき百歳体操の立上げ支援を行いました。 2か所のサロンでいきいき百歳体操の立ち上 げができました。 ●これまで出前講座等の依頼のないサロンや老 人クラブ等には積極的に出向き、介護予防の普 及啓発を行いました。

(3) 中北部ブロック

取 組	
<p>【地域課題から推進すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あんしん長寿相談所の役割について、幅広い世代に理解してもらえるよう、児童クラブや幼稚園等の教育機関、美容院等の商業施設、交番等に「あんしん長寿相談所だより」を配布しました。 ●児童クラブや幼稚園等の教育機関については「あんしん長寿相談所だより」の配布等の機会に意見交換を行い、高齢者の問題についての理解を深めました。 	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携チーム（ひえい在宅療養応援団）では、平常時だけでなく災害時にも専門職種がそれぞれの専門性を生かして連携できるよう、災害をテーマにした研修会を開催しました。また、情報共有システムの活用を推進し、多職種間での情報共有がより円滑になりました。 ●令和4年度（2022年度）はFM ラジオに出演し、ひえい在宅療養応援団の活動を紹介し、在宅療養を支援する体制があることを周知しました。
<p>【生活支援サービス体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「唐崎みまもりネット」の事務局会議に出席し、活動内容や課題について検討を行いました。 ●ブロック内の福祉事業に取り組む事業所の協議体である「おむすびネット」と連携し、通手段に課題を抱える地域住民と団体とをつなぎ、住民がサロンに通いやすくなるよう体制整備を進めました。 	<p>【認知症施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症についての理解を深めるために、地域のサロンや大型スーパー、商業施設で、認知症サポーター養成講座や出前講座を実施しました。また、坂本児童館等の若い世代が集まる場にも認知症についての情報提供を行い、幅広い世代に認知症の理解を深める取り組みました。 ●認知症初期集中支援チームと月1回情報交換を行い、支援内容や課題について検討する機会を持ちました。
<p>【地域づくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サロンの活動状況を把握し、新型コロナウイルス感染症の影響により休止又は回数が減っているサロンについては、感染防止対策グッズを配布時に相談に応じる等でサロンの再開や継続支援を行いました。 ●サロン等に出向き、出前講座やいきいき百歳体操の立ち上げ支援を実施しました。 	<p>【介護予防活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「あんしん長寿相談所だより」にフレイル予防や介護予防についての情報提供を掲載し、地域が行っているふれあい給食時に「あんしん長寿相談所だより」を配付してもらえるよう依頼しました。 ●老人クラブ主催のサロンにて、介護・フレイル予防を目的に出前講座を実施しました。また、いきいき百歳体操の再開について支援しました。 ●サロンへの感染症予防対策消耗品の配付に際して、サロンの実施状況を確認し、再開に向けての相談、助言を行いました。

(4) 中部ブロック

取 組	
<p>【地域課題から推進すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● あんしん長寿相談所の認知度を高めるため、住民がよく行く場所（商店街、金融機関、医療機関等）や高齢者が多いマンションに「あんしん長寿相談所だより」を設置するとともに、商店街連合会の協力を得て連合会に加盟している各店舗に配布しました。 ● 医療機関に「あんしん長寿相談所だより」を設置したことにより、主治医からの相談が増加しました。 ● 民生委員と連携し、一人暮らしや高齢者世帯を訪問し、相談窓口の周知を行いました。 ● 高齢者虐待対応や地域からの相談で関わった高齢者の家族支援として、すこやか相談所や保健予防課、市社協等と連携して、精神や引きこもり等 8050 問題に、早期に介入しました。 	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護度が上がらない地域を目指すことを目的に、「アフターコロナ、フレイルに負けるな」をテーマに、在宅療養連携チーム（NAKATA-REN）の多職種合同研修会をオンラインで実施しました。 ● 令和5年度（2023年度）は多職種合同研修会を開催し、終末期リハビリや地域において看取りを行うために必要な知識の習得に努めました。医療機関等の協力を得て、アンケート調査を行い、在宅療養について不安なことや知りたいことを把握した上で、市民向け在宅療養応援講座を開催しました。
<p>【生活支援サービス体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2層協議体では、「地域の和を深める」とし、地域の関係者（商店街、スーパー、薬局、交番等を含む）を交えた全体会議を実施しました。事前に、地域関係者の中心メンバーで会議が円滑に進められるよう事前会議を開催しました。 ● 気軽に集まれる居場所を提供するための手段として、ラジオ体操を活用し、商店街にあるスペースで実施することでつどいの場作りを展開しました。また、つどいの場を広く周知するため、商店街で認知症予防等のイベントを開催しました。 	<p>【認知症施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域において認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座や出前講座を開催しました。対象は地域の高齢者だけでなく、民間企業に対しても行いました。 ● 独居の認知症ケースについては、地域の関係者と共に個別の地域ケア会議を開催し、見守り体制を構築し、生活を支えました。 ● まちづくり協議会と連携し、地域の認知症の理解を深め、介護者の負担軽減をするためのカフェを開催しました。認知症サポーター養成講座を実施しました。
<p>【地域づくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのアンケート結果を受け、誰もが集える居場所として、地域の関係者と協働し、お寺でカフェを開催しました。令和5年度（2023年度）は、地域の小・中学生が企画・運営を行い、地域住民が集える場となっています。 ● 独居や高齢者世帯が多い地域における見守り体制を構築するため、民生委員と協議を始めました。 	<p>【介護予防活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の流行期には、「あんしん長寿相談所だより」でフレイル予防や運動機能低下を防ぐ方法を周知しました。 ● 令和5年度（2023年度）は、体力測定の希望が多く、フレイルの進行を確認し、高齢者の状況に合った介護予防につなげることができました。

(5) 中南部ブロック

取 組	
<p>【地域課題から推進すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の生活に密着している関係機関(大型スーパー、コンビニ、商店街、医療機関、金融機関、交番、マンションの管理人等)に「あんしん長寿相談所だより」を配布や設置の協力を依頼し、あんしん長寿相談所の周知を行いました。交番や金融機関との連携が取りやすくなり、新たな住民からの相談にもつながりました。 ●高齢者虐待防止の取組として、地域の会議や住民の集まるサロン等の機会を利用して、あんしん長寿相談所が高齢虐待対応の窓口であることを伝えるとともに、早期発見の必要性についての啓発を行いました。 	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携活動チーム(チーム膳所石山)では、在宅看取りにおける各職種の役割理解を深めることを目指し、多職種合同研修会を毎年開催しました。参加者アンケートでは、各職種の役割が理解できたと回答した人の割合が、毎回90%以上でした。 ●市民への啓発活動としては、在宅療養・看取りについての情報をまとめた「かわら版」の発行・配布や在宅看取りをテーマとした在宅療養応援講座を開催しました。
<p>【生活支援サービス体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者が住みやすい街づくり」を目的に、第2層協議体の会議を開催し、地域で活動する各種団体と一緒に、各学区における地域課題について検討しました。 ●膳所学区では、地域のつながりが希薄になっていることを課題と考え、いのちのバトンを活用した地域見守りネットワーク体制について話し合い、自治会を通していのちのバトンを配布しました。 ●晴嵐・富士見学区では、買い物に関する住民の困りごとへの支援として、宅配情報等をまとめたお買い物支援冊子を作成し、配布しました。 	<p>【認知症施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人への理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座や出前講座を実施しました。 ●地域ケア会議の中で地域の関係者や介護関係者、関係機関とともに「認知症高齢者が自分らしく過ごせるまち」や「認知症の方への支援」をテーマに話し合いを行い、認知症の人への理解を深めました。
<p>【地域づくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中南部ブロック保健福祉関係者連絡会を開催し、連携して地域づくりを行う方法について検討しました。 ●高齢者が身近な場所で交流できる機会としてのサロンの立ち上げ支援や休止しているサロンへ感染防止対策グッズの配布による再開支援を行いました。 	<p>【介護予防活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防についての出前講座を地域のサロンや老人クラブ等に出向いて実施し、運動機能の低下予防や低栄養予防についての啓発を行いました。 ●身近な場所で、いきいき百歳体操が実施できるよう自主グループ及び企業(スーパー)での開催の立ち上げ支援を行いました。

(6) 南部ブロック

取 組	
<p>【地域課題から推進すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あんしん長寿相談所の認知度を高めるため、交番、郵便局、金融機関、コンビニ、スーパーに加え、新たに医療機関に「あんしん長寿相談所だより」を配布することで、あんしん長寿相談所の周知を行いました。 ●民生委員からの相談等で支援を要する高齢者と同居する子どもの問題に対して、すこやか相談所や保健所、ケアマネジャーと情報共有しながら支援につなげました。 ●民生委員とケアマネジャーの連携が深まるよう交流会を行いました。 	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携チーム（チーム洗堰）の多職種合同研修会には、新たな事業所の参加がみられました。また、防災をテーマにした研修会には、民生委員や地域の関係者にも参加してもらうことができました。 ●市民対象の在宅療養応援講座の実施に加え、小単位の出前講座で啓発を推進することができました。
<p>【生活支援サービス体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学区ごとに地域の組織・各種団体を交えて、第2層協議体の会議を開催し、地域課題の共有と必要な取組について検討を行いました。その結果「相談ごと何でも取次所」や新たなサロンの立ち上げにつながりました。 	<p>【認知症施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人への理解を深め、早期対応につなげるため、認知症サポーター養成講座、又は認知症についての出前講座を開催しました。 ●認知症の人についての地域ケア個別会議を開催し、対応についての検討を行いました。
<p>【地域づくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の高齢者の見守り体制を構築するため、民生委員と介護支援専門員の交流及び情報交換会を実施し、見守りのためのネットワークづくりを行いました。 	<p>【介護予防活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「あんしん長寿相談所だより」に介護予防についての情報を掲載し、外出を自粛している高齢者へ、周知を図りました。 ●地区組織へのあいさつ周りの際に、介護予防の講座についての周知を行い、講座開催につながりました。また、これまで開催されていなかった石山学区においていきいき百歳体操の立ち上げ支援を行い、全学区で実施されるに至りました。

(7) 東部ブロック

取 組	
<p>【地域課題から推進すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あんしん長寿相談所の認知度を高め、連携を強化するため、ブロック別社会福祉協議会連絡会や学区別福祉委員勉強会に出席し、連携を図りました。 ●医療機関、薬局、金融機関、スーパー等に加え、新たに様々な世代が利用する商業施設やコンビニ、携帯ショップ等に出向いて、「あんしん長寿相談所だより」の配布や掲示を依頼するなど、周知場所を増やし、あんしん長寿相談所の認知度を高めました。 	<p>【在宅医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携チーム（チーム勢多）においてはアドバンス・ケア・プランニング（以下「ACP」という。）についての理解を深めるための多職種合同研修会と市民向けの在宅療養応援講座を開催しました。 ●「あんしん長寿相談所だより」に、ACPについて特集記事として掲載し周知を図るとともに、介護予防サービス担当者会議の中でも市民との話し合いを行いました。 ●多職種連携を深めるために関係者向けの在宅医療支援リストを作成し、配布しました。
<p>【生活支援サービス体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●居場所の維持及び居場所の活動グループを増やすためボランティアカフェを実施しました。参加者同士の新たな繋がりとお互いの活動の場を知る機会になりました。 ●ボランティアカフェをきっかけに、高齢者もボランティア活動に繋がりました。 ●ボランティア活動の活性化を通じて地域のつながりを強めることを目的に、活動内容の似ているボランティアグループで活動の課題を話し合いました。 	<p>【認知症施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症を理解する住民や事業所を増やすため、認知症サポーター養成講座や出前講座を実施しました。 ●民児協、学区社協、自治連、福祉委員の挨拶の際に「あんしん長寿相談所だより」を活用して認知症施策の紹介をしました。 ●認知症の相談先を周知するため、各学区において、民児協、自治連合会等の会合に出向き「あんしん長寿相談所だより」を配布しました。
<p>【地域づくり活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●絆づくり経営推進委員会にオブザーバーとして出席し、地域課題を共有しました。 ●地域ケアエリア会議を全学区で開催し、地区組織、関係機関、介護・福祉の専門職で地域の課題について現状を把握し、高齢者虐待の早期発見や認知症の人への対応等の課題について情報共有しました。 	<p>【介護予防活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防のため「フレイル対策」を含む内容のいきいき講座や出前講座で啓発活動を実施するとともに、介護予防活動が住民主体できるよう、サロンからの相談に応じ、継続支援や立ち上げ支援を行いました。 ●多職種連携チームで協力して、「あんしん長寿相談所だより」にフレイル対策の特集記事を掲載し、住民に啓発しました。 ●公民館や自治会館でいきいき百歳体操を実施するサロンの立ち上げ支援を行いました。

基本目標6 地域の中で安心していきいき暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能強化)

1. あんしん長寿相談所の機能強化方針

【進捗状況・成果】

(1) 基幹型と委託による圏域型のあんしん長寿相談所による体制の強化

令和4年度(2022年度)に委託による圏域型あんしん長寿相談所2か所(令和4年(2022年)10月に小松あんしん長寿相談所、令和5年(2023年)3月に比叡第二あんしん長寿相談所)、令和5年度(2023年度)に委託による圏域型あんしん長寿相談所1か所(令和5年(2023年)10月に南第二あんしん長寿相談所)を開設し、14か所の日常生活圏域にあんしん長寿相談所を設置しました。

また、更なる機能強化を目指し、今後の基幹型及び圏域型あんしん長寿相談所の在り方について検討しました。

(2) 効果的な運営継続のための評価の実施

各あんしん長寿相談所において、国の評価指標に基づき、毎年、業務の評価を実施しています。その結果を踏まえたあんしん長寿相談所の活動実績や運営状況、今後の体制整備等について、あんしん長寿相談所運営協議会等で検討を行い、効果的な運営継続になるよう取り組みました。

【評価と今後の方向性】

14か所の日常生活圏域にあんしん長寿相談所を設置し、高齢者や家族等が身近な場所で相談できる体制を整備しました。今後は、15か所目のあんしん長寿相談所を開設するとともに、ますます増加する複雑多様なニーズに適切に対応していくために、更なるあんしん長寿相談所の機能強化に努めていきます。

2. あんしん長寿相談所の役割や機能

【進捗状況・成果】

(1) 地域ケア会議の推進

各あんしん長寿相談所において、地域の関係者と共に多問題等を抱える困難事例の地域ケア個別会議やアドバイザーを招いての自立支援のための地域ケア個別会議を開催しました。また、各エリアの地域課題から本市の課題を明確にし、地域包括ケア部会で問題解決に向けての検討を進めました。

(2) あんしん長寿相談所の運営

①介護予防マネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、対象者の意欲を引き出し、心身機能の維持向上を図り、自立支援につなげることを目的とした、介護予防マネジメントの実施に努めています。

②総合相談

高齢者の総合相談窓口として、市民や関係者からの医療・福祉・介護等の相談に迅速に対応するとともに、民生委員等地域の関係者やすこやか相談所・重層的支援推進室等の関係部局、他機関と連携し、必要な支援につなげています。

③包括的・継続的ケアマネジメント

居宅介護支援事業所のケアマネジャー等からの相談に対応しています。また、大津市介護支援専門員協会と協力しての研修会の企画運営や地域ケア会議、事例検討会を通して、ケアマネジャーの資質の向上に努めました。

④権利擁護・虐待対応

高齢者の権利を守るための相談に応じ、窓口の紹介や必要に応じて成年後見制度の利用につなげました。また、高齢者虐待については早期に把握し、的確な対応ができるよう、あんしん長寿相談所職員を対象とした研修会やケアマネジャー、介護サービス事業所職員を対象とした研修会を実施しました。

※あんしん長寿相談所職員を対象とした研修会：令和3年度（2021年度）1回、令和4年度（2022年度）2回実施

※ケアマネジャー及び介護サービス事業所職員対象とした研修会：それぞれ各年度1回実施

⑤地域づくり

各あんしん長寿相談所において、各学区の社会福祉協議会や民生委員、地域の民間事業者等と連携して、高齢者が地域で安心して生活できるための見守り体制の整備等、地域づくりを進めています。

⑥指定介護予防支援業務

要支援者の増加に伴い、新たな居宅支援事業所にもケアプラン作成を委託しました。また、市内に住民票を置いたまま、他市に居住する要支援高齢者に対しては、他市の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携してケアプラン作成を行っています。

(3) 健康づくり・生きがいつくりの推進

①健康づくり・生きがいつくりの情報提供

介護予防、健康づくり、生きがいつくり等の情報発信のため「あんしん長寿相談所だより」を年2回発行し、自治会組回覧を実施しました。また、地域の医療機関、薬局、銀行、商店等の関係機関やマンション等の協力を得て、「あんしん長寿相談所だより」を配布しました。年々協力機関が増加しています。

②サロン等の通いの場への支援

サロン等の通いの場への参加が、地域住民と顔を合わせる機会となり、住民同士の健康づくりや生きがいつくりにつながっています。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響により休止しているサロン等に対しては、感染防止対策グッズの配布や相談に応じ、再開に向けての支援を実施しました。また、サロン等の通いの場へ「ハツラツ宇宙体操」のDVDを配布したり、フレイル予防の情報を提供するなど、市民が継続して自主的に介護予防活動に取り組めるよう支援しました。

(4) 運転免許証を返納された高齢者に対する生活支援

運転免許証の返納について家族やケアマネジャー、免許センター職員からあんしん長寿相談所に相談があった場合は、本人の状況に合わせた対応策の検討をしています。また、運転免許証を返納された方のうち、本人同意がとれ、滋賀県警からあんしん長寿相談所へ情報提供があった場合は速やかに訪問等ができる体制を組んでいます。

(5) 家族介護者への支援

あんしん長寿相談所の総合相談において、介護者の健康面の相談やヤングケアラー、ダブルケア、遠くに住む家族からの相談に応じるとともに、必要に応じ関係部局と連携を図りました。また、老老介護や認認介護の高齢者世帯については、地域の民生委員等と連携して見守りを実施しています。

さらに、働いている家族介護者への支援として、あんしん長寿相談所において、休日相談を実施しました。

【評価と今後の方向性】

各あんしん長寿相談所において、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護・虐待対応等の業務や地域づくりに関する事業や健康づくり・生きがいつくりに関する情報発信等の取組を実施しているところです。本市は南北に長く、地域により状況が異なることから、今後も、ブロックごとに地域課題を分析し、地域特性に応じた取組を強化していきます。

基本目標7 必要な介護保険サービスを利用できるまち (介護保険サービスの充実)

1. 介護保険サービス（地域密着型及び入所・居住系施設）の整備方針

【進捗状況・成果】

(1) 地域密着型サービスの整備目標

小規模多機能型居宅介護のように整備目標どおりとなったものや、おおむね目標どおりのものもありますが、整備目標に到達していないサービスもあります。

■事業実績

サービス種別	整備目標	整備済数
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	12名/1か所	採択なし
共用型認知症対応型通所介護（圏域指定なし）	6名/1か所	採択なし
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	29名/1か所	29名/1か所
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	90名	72名
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	87名/3か所	採択なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	1か所
看護小規模多機能型居宅介護	58名/2か所	29名/1か所

※整備済数は第8期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

資料：長寿施設課

(2) 入所・居住系施設サービスの整備目標

おおむね目標どおりの事業採択となりました。

■事業実績

サービス種別	整備目標	整備済数
介護老人福祉施設（新規）	180人分	150人分（3か所）

※整備済数は第8期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

資料：長寿施設課

(3) その他、整備にあたって留意する事項

①保健医療計画との整合

(総論第1章を参照)

②障害福祉の共生型サービスとの整合

関係部局の間で共生型サービス事業所の情報共有を図りました。

事業所から共生型サービス指定の相談があった場合に個別に協議を行い、要件が整えば指定を行いました。

【評価と今後の方向性】

整備目標に達していない介護保険サービスについては、引き続きニーズの把握に努めます。

また、障害福祉サービス事業所が不足するエリア等で、介護サービス事業所に共生型の障害福祉サービス事業として指定を受けてもらうことは、限られた社会資源の有効活用・共生社会の実現の観点から重要なことから、今後も引き続き共生型サービスについて、制度の周知を図るなど、関係部局間で連携して取り組みます。

2. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み

(各論第5章を参照)

3. 地域支援事業の見込み

(各論第5章を参照)

4. 介護保険料

(各論第5章を参照)

5. 介護給付等適正化への取組と目標

(1) 取組方針及び目標

実施目標で掲げた一部の項目は、新型コロナウイルス感染症対策として実施方法や目標値の変更を行いましたが、それぞれの目標値を達成することができました。

■事業実績

取組方針	実施目標	実績	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
要介護認定の適正化	調査票の点検	100%	100%
ケアプランの点検	ケアプランの点検	101件	104件
住宅改修等の点検	現地確認等実態調査の実施	15件	45件
縦覧点検・医療情報との突合	国保連への委託による点検	100%	100%
介護給付費通知	給付費通知説明文書の同封	1回	1回

資料：介護保険課

【評価と今後の方向性】

要介護認定に係る訪問調査の質の向上により、要介護認定の適正化を図るとともに、介護保険サービスの適正な利用や利用者等への介護給付に対する関心や理解を促すことができました。第9期計画においては、国が示す新たな方針に基づき、引き続き介護給付等の適正化に努めていきます。

1. 基本理念

第8期計画においては、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、「地域の中でいきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまち おおつ」を基本理念とし、介護保険サービスの充実に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進と高齢者の権利擁護、高齢者の自立支援と重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、あんしん長寿相談所の機能強化等の取組を推進してきました。

第9期計画では、前計画を継承しながら、「いきいきと自分らしく安心して暮らしていると感じている人が多いまち」を目指し、「高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」、「自分らしくいきいきとすこやかに暮らせるまち」、「必要なときに必要な介護保険サービスを利用できるまち」の実現へ向けたまちづくりに取り組みます。

そして、生涯を通じて、住み慣れた地域で社会とつながり、安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、第8期計画の基本理念を継承します。

<基本理念>

**地域の中で いきいきと自分らしく
安心して暮らし続けられるまち おおつ**

2. 基本目標

大津市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、高齢者施策を推進するうえで重要な視点を第8期計画から引き継ぎ発展させるとともに、より地域の特性にそった地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、以下の5つの視点を基本目標として設定します。

基本目標1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、安心して在宅療養を選択できるよう、訪問看護サービスの安定した提供をはじめ、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制整備など、在宅医療・介護連携を推進します。

このため、在宅医療・介護連携拠点の運営、在宅療養支援体制の整備、在宅療養・看取りについての普及・啓発に取り組みます。

基本目標2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち (認知症施策の推進)

国の「認知症施策推進大綱」及び「認知症基本法」を踏まえ、認知症予防を推進し、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても尊厳を保持しつつ地域社会の一員として安心して生活できるよう、認知症に関する理解促進や切れ目ない保健医療サービス提供体制の整備及び認知症の人の生活におけるバリアフリー化や社会参加を推進するための施策に取り組みます。また、家族介護者の負担を軽減するため相談体制や地域の見守り体制の強化を図ります。

基本目標3 地域の中で安心して暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)

地域における中核的な拠点として、日常生活圏域に設置しているあんしん長寿相談所について、高齢者の総合相談窓口及び家族介護者支援の窓口としての役割を果たせるよう取組を進めるとともに、基幹型及び圏域型あんしん長寿相談所の役割を明確化し、連携を深めることで機能強化を図ります。加えて、7つの保健福祉ブロックごとに課題に応じた活動目標を立て、それぞれの地域特性に合わせた地域包括ケアシステムの確立に向けて取組を進めます。

介護サービス利用者等が安心してサービスを利用できるよう相談体制の充実や介護職員の研修に取り組みます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、生活支援体制整備の充実・強化を図るとともに、住まいや移動手段の確保、見守り体制の構築、災害対策に取り組みます。

基本目標4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち (介護予防サービス・生きがいづくりの推進)

高齢者の健康増進を図り、いきいきと健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータ分析により地域の健康課題を把握し、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行うことにより、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進していきます。

高齢者のスポーツ活動の促進や就労促進、シルバー人材センターの活用等、高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進に取り組みます。

**基本目標5 必要な介護保険サービスを利用できるまち
(介護保険サービスの充実)**

利用者のニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できるよう、介護人材の確保に係る取組を推進するとともに介護サービス基盤の整備を計画的に進めます。

複合的な在宅サービスなどの地域密着型サービスについては、既存施設との配置バランス等も考慮しながら整備します。

介護保険制度への信頼を高めるとともに安定的で持続可能な制度とするために、要介護認定の適正化やケアプランの点検等の介護給付等適正化に取り組みます。

3. 施策の体系

基本目標1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)	
1. 在宅医療・介護連携拠点の運営	(1)医師会、訪問看護ステーション等と連携した在宅療養の推進 (2)拠点訪問看護ステーションにおける医療介護関係者の相談支援
2. 在宅療養支援体制の整備	(1)入退院支援ルールの実運用 (2)患者情報を共有するための医療情報連携ネットワークの整備と活用の推進 (3)医療介護関係者の連携強化 (4)在宅医療に関わる医療機関等の充実 (5)24時間対応を可能とする連携体制づくり
3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発	(1)適切な医療のかかり方についての普及・啓発 (2)在宅医療、介護に関する市民理解の促進と相談支援 (3)市民が在宅療養・看取りについて考える機会の提供
4. 地域リハビリテーションの充実	(1)基本的な考え方 (2)具体的なビジョン及び目標
基本目標2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち (認知症施策の推進)	
1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進	(1)市民への普及・啓発活動の強化 (2)認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成と地域活動の推進 (3)認知症の人本人からの発信への支援
2. 認知症予防対策の推進	(1)予防に関する啓発及び知識の普及 (2)早期発見・早期対応の充実 (3)大津市認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の普及
3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備	(1)「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進 (2)医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実 (3)認知症ケアの質の向上 (4)認知症の人の家族介護者への支援の充実
4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進	(1)認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実 (2)若年性認知症施策の推進 (3)成年後見制度の利用促進 (4)虐待防止施策の推進

基本目標3 地域の中で安心して暮らせるまち (あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)	
1. あんしん長寿相談所の機能強化	(1)基幹型あんしん長寿相談所の体制の強化 (2)効果的な運営継続のための評価の実施 (3)地域ケア会議の推進 (4)家族介護者への支援
2. あんしん長寿相談所の役割の充実	(1)ブロック別活動目標の設定 (2)ブロック別活動目標
3. 介護サービスの質の向上	(1)介護サービス利用者等の相談体制の充実 (2)ケアマネジャーや介護職員への研修
4. 生活支援の充実・強化	(1)生活支援体制整備事業の充実 (2)その他の在宅サービス (3)消費者啓発事業
5. 福祉意識の啓発	(1)福祉の意識向上 (2)地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進
6. 暮らしの環境整備	(1)有料老人ホーム等に係る情報連携の推進 (2)高齢者の住まいの安定的な確保 (3)住み慣れた住宅の改造助成 (4)高齢者の移動手段の確保
7. 防災・安全対策の推進	(1)地域の見守り体制の推進 (2)災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備 (3)防災事業

基本目標4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち (介護予防サービス・生きがいつくりの推進)	
1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組 (2) 地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整 (3) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ） (4) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ） (5) 健康づくりの推進
2. 一般介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・生活支援サービス事業
4. 高齢者の社会参加及び生きがいつくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会参加の促進 (2) 就労促進、シルバー人材センターの活用 (3) 高齢者クラブ活動の活性化 (4) 生涯学習、世代間交流等の促進 (5) ボランティア活動への支援 (6) 生きがいつくりの場の提供 (7) 高齢者スポーツの振興

基本目標5 必要な介護保険サービスを利用できるまち (介護保険サービスの充実)	
1. 介護人材の確保に係る取組の推進	(1)介護人材の確保及び介護事業所等の生産性の向上に係る取組の推進
2. 介護保険サービスの整備	(1)地域密着型サービスの整備目標 (2)入所・居住系施設サービスの整備目標 (3)その他、整備にあたって留意する事項
3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み	(1)居宅サービスの利用量の推計 (2)地域密着型サービスの利用量の推計 (3)施設サービスの利用量の推計 (4)介護給付サービスの給付費の推計 (5)予防給付サービスの給付費の推計 (6)総給付費の推計
4. 地域支援事業の見込み	(1)地域支援事業の費用額推計 (2)地域支援事業の内容
5. 介護保険料の算定	(1)第1号被保険者の介護保険料 (2)所得段階別保険料 (3)介護給付及び地域支援事業に要する費用の負担割合
6. 介護給付等適正化への取組と目標	(1)基本的な考え方 (2)取組方針及び目標

4. ロジックモデル

ここでは、本計画のロジックモデルを示し、本計画の全体像及び数値目標について説明します。83ページの図は計画の体系、84ページの図はロジックモデルを示しています。

ロジックモデルとは、事業の立案や評価を行う際に用いられる枠組み・考え方の一つで、「こうしたら（活動の結果＝アウトプット）」「こうなった（結果から得た成果＝アウトカム）」という因果関係を順番に考えていき、最終的な成果までを段階的に発展させて示した論理構成図であり、効果的なアウトプットによって着実にアウトカムを実現していく展開と、的確な進行管理を可能とするものです。

ロジックモデルによる施策体系の検討の流れとして、最終アウトカム（目指すべき地域の姿）を実現するための中間アウトカム（最終アウトカム実現のために達成したい目的）、中間アウトカム実現のための手段である初期アウトカム、そして初期アウトカム実現のための具体的な活動結果であるアウトプットと活動内容であるインプットを組み立てるという逆の流れで検討しました。

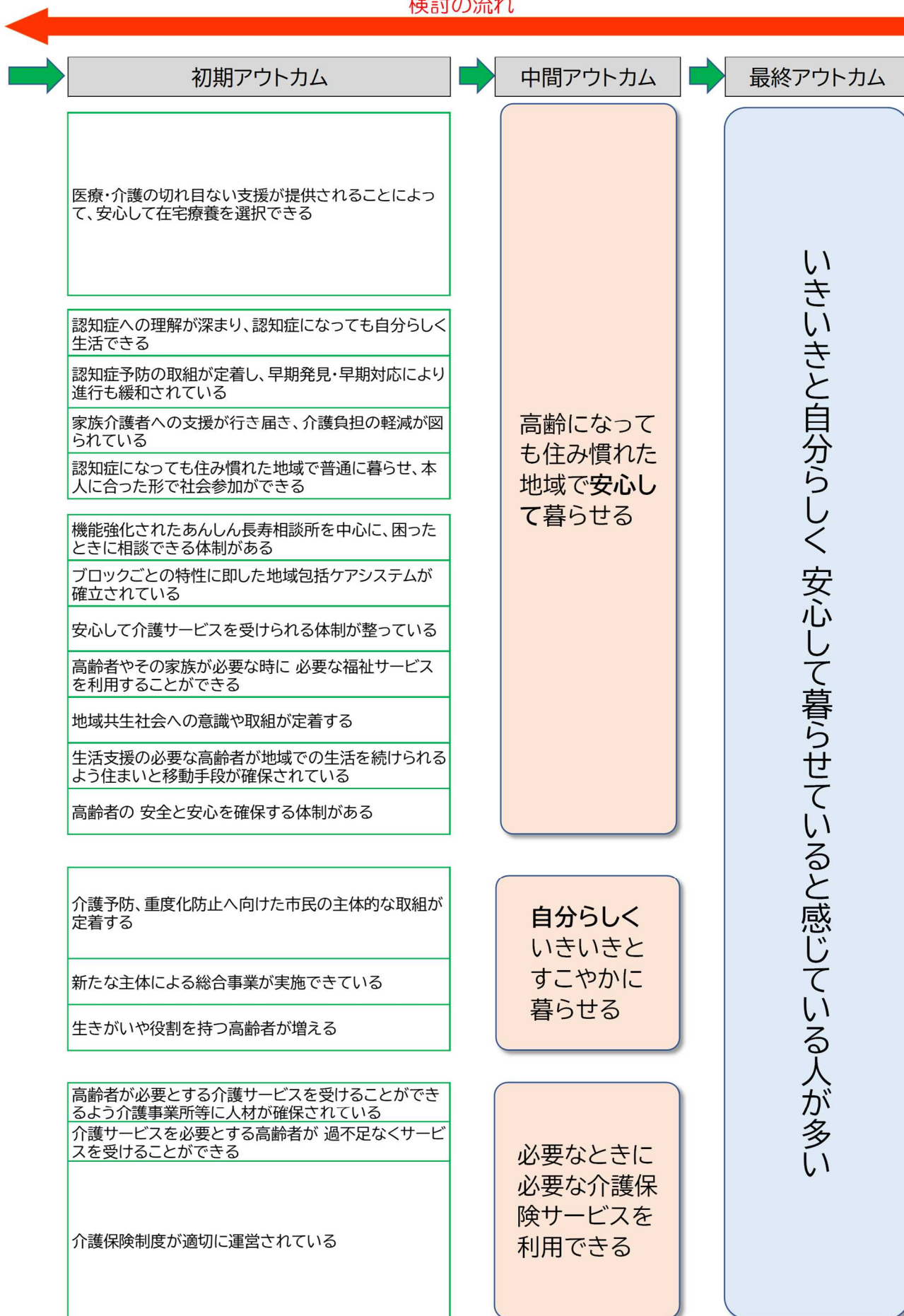
さらに、「施策」の数値目標を次節のとおり定め、ロジックモデルにおける「活動の結果＝アウトプット」とします。



計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向（アウトプット）	施策
いきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまち おおつ	基本目標 1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち （在宅医療・介護連携の推進）	1. 在宅医療・介護連携拠点の運営 2. 在宅療養支援体制の整備 3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発 4. 地域リハビリテーションの充実	施策の体系（78ページ）のとおり
	基本目標 2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち （認知症施策の推進）	1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進 2. 認知症予防対策の推進 3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備 4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進	
	基本目標 3 地域の中で安心して暮らせるまち （あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）	1. あんしん長寿相談所の機能強化 2. あんしん長寿相談所の役割の充実 3. 介護サービスの質の向上 4. 生活支援の充実・強化 5. 福祉意識の啓発 6. 暮らしの環境整備 7. 防災・安全対策の推進	
	基本目標 4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち （介護予防サービス・生きがいつくりの推進）	1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 2. 一般介護予防事業の推進 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 4. 高齢者の社会参加及び生きがいつくりの推進	
	基本目標 5 必要な介護保険サービスを利用できるまち （介護保険サービスの充実）	1. 介護人材の確保に係る取組の推進 2. 介護保険サービスの整備 3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み 4. 地域支援事業の見込み 5. 介護保険料の算定 6. 介護給付等適正化への取組と目標	

検討の流れ



5. 数値目標

本計画に基づいて取組を実施するとともに、PDCA サイクルにより評価・改善を行います。施策の具体的な取組と数値目標を定め、ロジックモデルにおけるアウトプット指標として設定します。ただし、数値目標がなじまないものについては設定していません。施策の括弧付き番号は、後段の各論の項目番号です。

基本目標1 医療介護サービスが切れ目なく利用できるまち（在宅医療・介護連携の推進）

施策	数値目標			
	目標指標	単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
1. 在宅医療・介護連携拠点の運営				
(2) 拠点訪問看護ステーションにおける医療・介護関係者の相談支援	拠点訪問看護ステーションでの相談	延べ相談件数	175	300
2. 在宅療養支援体制の整備				
(1) 入退院支援ルールの運用	入院時情報共有 (ケアマネジャー⇒病院)	割合(%)	96.8	96.8
	退院時情報共有 (病院⇒ケアマネジャー)	割合(%)	96.0	96.6
(4) 在宅医療に関わる医療機関等の充実	訪問診療実施医療機関	医療機関数	84	92
(5) 24時間対応を可能とする連携体制づくり	機能強化型訪問看護ステーション	事業所数	3	5
3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発				
(3) 市民が在宅療養・看取りについて考える機会の提供	ACP普及状況(市民アンケート結果)	割合(%)	—	36
4. 地域リハビリテーションの充実				
(2) 具体的なビジョン及び目標				
急性期、回復期、生活期リハビリの連携ができています。	地域リハビリサポーター会議	延べ参加人数	153	185
		延べ参加事業所数	81	100
自立支援に取り組むサービスの提供ができています。	自立支援型地域ケア会議に参加するリハビリテーション専門職の出席割合	割合(%)	—	80

基本目標2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち（認知症施策の推進）

施策	数値目標			
	目標指標	単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進				
(2) 認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成と地域活動の推進	企業職域型認知症サポーターの養成	人数	4,552	8,400
3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備				
(1) 「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進	認知症初期集中支援事業	支援後に医療につながっている割合(%)	66.7	75
		支援後に介護につながっている割合(%)	76.7	78
(2) 医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実	認知症相談窓口協力事業所登録事業	登録事業所数	115	120
(4) 認知症の人の家族介護者への支援の充実	認知症カフェ	実施している日常生活圏域の割合(%)	46.6	80
4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進				
(1) 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実	行方不明高齢者早期発見ダイヤル登録事業	登録者数	324	350
	大津市行方不明GPS位置情報探知システム利用支援事業	貸出累計台数	65	130

基本目標3 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

施策	数値目標			
	目標指標	単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
4. 生活支援の充実・強化				
(2)その他の在宅サービス(ごみ出し支援を含む)	緊急通報装置	利用者数	520	528
	紙おむつ給付事業	利用者数	1,542	1,859
	寝具丸洗いサービス事業	利用者数	267	280
	配食サービス事業	利用者数	502	847
	ごみ出し支援戸別収集サービス	年間新規利用者数	132(※)	140
(3)消費者啓発事業	啓発講座の開催	回数	8	10
		参加人数	175	200
6. 暮らしの環境整備				
(2)高齢者の住まいの安定的な確保	特定目的住宅の設置	年間設置戸数	15	15
(3)住み慣れた住宅の改造助成	小規模住宅改造経費助成事業	利用者数	172	185
	転倒予防のための屋内改修サービス事業	利用者数	7	10
7. 防災・安全対策の推進				
(1)地域の見守り体制の推進	高齢者等地域見守りネットワーク事業	協定事業所数	20	25
(3)防災事業	防災メール登録者数	登録者数	12,028	16,000
	防災ナビ登録者数	登録者数	19,247	26,000

※令和3年度及び令和4年度実績の平均値

基本目標4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち（介護予防サービス・生きがいの推進）

施策	数値目標			
	目標指標	単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施				
(3)高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ)	重症化予防(糖尿病性腎症)	対象者に対する 保健指導実施率(%)	100	100
	重症化予防(高血圧)	対象者に対する 保健指導実施率(%)	65	80
	口腔機能低下予防事業	対象者に対する 保健指導実施率(%)	72	80
(4)通いの場等への積極的な関与等 (ポピュレーションアプローチ)	健康いきいき講座	保健指導必要な人のうち 保健指導実施率(%)	86	90
	シニア向け健康トレーニング教室	健康状態の維持・向上 につながった人の割合 (%)	—	80
2. 一般介護予防事業の推進				
(1)介護予防普及啓発事業	介護予防フィットネス講座	介護予防に取り組む きっかけとなった人の 割合(%)	—	80
	運動実践教室	延べ参加者数	680	1,200
(2)地域介護予防活動支援事業	介護予防活動支援事業補助	支援団体数	49	60
(3)地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防サポーター養成講座	累計養成人数	132	170
	継続支援の講座	団体数	—	8
4. 高齢者の社会参加及び生きがいの推進				
(7)高齢者スポーツの振興	65歳以上の週1回以上の市民の運動・ スポーツ実施率	実施率(%)	—(※)	65

※(参考)令和4年度60歳以上の週1回異常の市民の運動・スポーツ実施率 61.7%

基本目標5 必要な介護保険サービスを利用できるまち（介護保険サービスの充実）

施策	数値目標			
	目標指標	単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
6. 介護給付等適正化への取組と目標				
(2)取組方針及び目標	要介護認定の適正化	調査票の点検(%)	100	100
	ケアプランの点検	ケアプラン点検(件)	100	100
		住宅改修の現地確認等実態調査の実施(件)	45	45
	縦覧点検・医療情報との突合	国保連への委託による点検(%)	100	100

II 各論

第1章

医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち

(在宅医療・介護連携の推進)

1. 在宅医療・介護連携拠点の運営

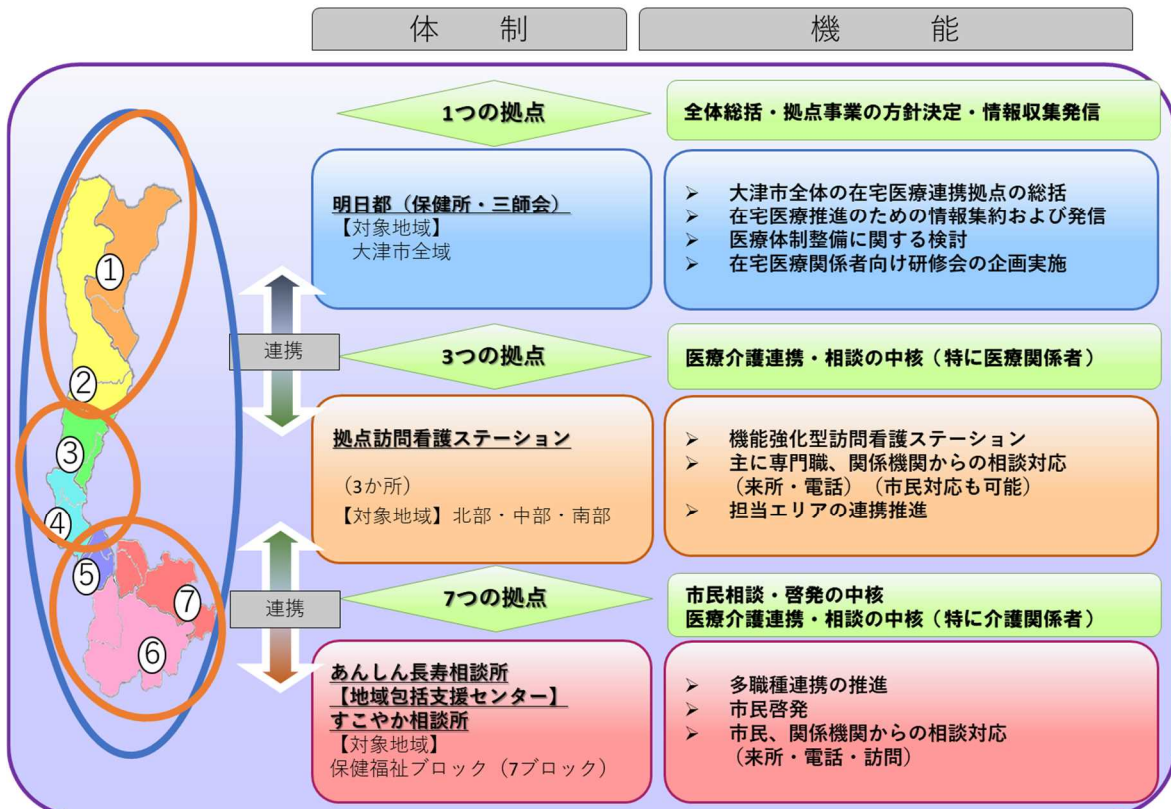
(1) 医師会、訪問看護ステーション等と連携した在宅療養の推進

市民が安心して在宅療養を選択できるよう、在宅医療を推進するには、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制を確保し、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要であり、そのためには、在宅医療を提供する病院、診療所、訪問看護ステーション、あんしん長寿相談所などの医療・介護関係機関や従事する多職種の参画及び医療・介護情報を活用し連携することが必要です。

本市の7つの保健福祉ブロックをカバーする3つの拠点訪問看護ステーションが、医療介護連携・相談の中核となり、更なる連携強化を図ります。

また、医師会をはじめとする関係団体との協働により設置している協議の場を活用して、在宅療養推進における課題を共有・協議し、全体の方針を決定するとともに、実効性の高い連携体制の構築を推進します。

大津市在宅医療連携拠点



（2）拠点訪問看護ステーションにおける医療・介護関係者の相談支援

市民、医療・介護関係者の在宅医療、訪問看護への更なる理解を図るとともに、3つの拠点訪問看護ステーションにおいて医療・介護関係者からの相談支援を行い、引き続き市民が安心して在宅療養を選択できる支援体制の強化を図ります。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
拠点訪問看護ステーションでの相談	延べ相談件数	175	300

資料：地域医療政策課

2. 在宅療養支援体制の整備

（1）入退院支援ルール の運用

入退院時の支援を効果的に行うため、入退院支援ルールとして「大津保健医療圏域における入退院支援の手引き」を作成、運用しています。今後も引き続き関係者の情報交換を行い、入退院支援ルールの運用促進を図り、入退院時における情報が共有され、入院から在宅療養への円滑な移行を目指します。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
入院時情報共有(ケアマネジャー⇒病院)	割合(%)	96.8	96.8
退院時情報共有(病院⇒ケアマネジャー)	割合(%)	96.0	96.6

資料：地域医療政策課

（2）患者情報を共有するための医療情報連携ネットワークの整備と活用の推進

「大津保健医療圏域における入退院支援の手引き」及び「地域連携クリティカルパス」、「びわ湖あさがおネット」の活用に加え、より質の高い医療介護サービスを提供するため、ICT（情報通信技術）を活用した医療情報連携ネットワークの整備を引き続き検討します。

（3）医療・介護関係者の連携強化

市民が安心して在宅療養できるよう、職種の垣根を越えた合同研修会を開催し相互理解とネットワークの構築を図ることに加え、地域固有の課題の共有や支援体制を検討し、情報の共有を図ります。

また、医療・介護の幅広い分野に所属する看護職を対象とした研修や情報交換の機会を設け、より効果的な医療・介護連携を強化します。

（4）在宅医療に関わる医療機関等の充実

今後増加すると予測される医療ニーズの高い在宅療養者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするには、訪問診療や訪問看護などの在宅医療を利用しやすい環境を整備する必要があります。地域の病院が訪問診療を実施する医療機関をサポートすることで、かかりつけ医の負担を軽減するバックアップ体制を活用し、引き続き在宅医療体制の強化を図るとともに、医療機関における在宅医療の取組状況を見える化し、環境整備を図ります。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問診療実施医療機関	医療機関数	84	92

資料：地域医療政策課

（5）24時間対応を可能とする連携体制づくり

市内全域で質の高い訪問看護サービスを24時間365日提供するため、機能強化型訪問看護ステーションの更なる整備を推進し、連携体制を強化します。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
機能強化型訪問看護ステーション	事業所数	3	5

資料：地域医療政策課

3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発

(1) 適切な医療のかかり方についての普及・啓発

様々な活動の場を通じて、適切な医療のかかり方やかかりつけ医を持つことの推進などについて更なる啓発に努めます。

(2) 在宅医療、介護に関する市民理解の促進と相談支援

市民の相談窓口であるあんしん長寿相談所と医療・介護関係機関が連携し、適切な情報提供を行い、安心して在宅療養できるよう支援します。

(3) 市民が在宅療養・看取りについて考える機会の提供

在宅療養のサービスを利用する高齢者自身が、「『どのように生き、どのように最期を迎えるのか』について、周囲の方に意思表示できること」（ACP）を目指して、在宅療養を支援するシステムや相談窓口などの情報提供を行う「おおつ在宅療養応援講座」を継続実施するとともに、多職種による在宅療養啓発出前講座を実施するなど、在宅療養や看取りについて考える機会の提供に努めます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
ACP普及状況（市民アンケート結果）	割合（%）	-	36

資料：地域医療政策課

4. 地域リハビリテーションの充実「要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に係る事業計画」（抜粋）

（1）基本的な考え方

リハビリテーションにおいても、要介護（支援）者が個々の状態に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリから、介護保険で実施する生活期リハビリへ、切れ目のないサービス提供体制を構築していく必要があります。

（2）具体的なビジョン及び目標

- ① **リハビリが必要な要支援者、要介護者を受け入れるサービスの基盤が構築できている。**

生活期における通所リハビリテーションや通所介護、訪問リハビリテーション等の役割を明確にし、必要な高齢者がリハビリテーションを受けられるよう、サービス事業所が相互に連携するなどサービス体制を整備します。
- ② **要支援者、要介護者が自立支援に取り組むサービスの提供がされている。**

高齢者の心身の状態や生活状況に応じて、生活機能の向上・維持を図るため「心身機能」「活動」「社会参加」にバランスよく働きかける必要があります。

リハビリテーション専門職に向けて、事例検討会や研修会等を実施し、あんしん長寿相談所が実施している自立支援型地域ケア会議に参加するなど、リハビリテーション専門職の人材育成に努めます。
- ③ **急性期、回復期、生活期リハビリの連携ができている。**

急性期、回復期、生活期リハビリにおけるリハビリテーション専門職が必要時に相互に連携できるよう、地域リハビリテーションサポーター会議への参加を促します。また、ケアマネジャーと病院が実施している入退院支援ルールを活用するなど他職種と連携し、高齢者の生活支援が円滑に行われるよう連携方法について検討します。
- ④ **本人の状態に合った必要で質の高いサービスが受けられる。**

急性期、回復期において在宅生活を見据えたリハビリテーションが提供できるよう、地域リハビリテーションサポーター会議で事例検討会などを行います。また、生活期において、高齢者の身体状況や生活状況をリハビリテーション専門職と他職種が共有し専門性を生かした支援が行えるよう、他職種連携協働事業等でリハビリテーションの視点で事例検討会を実施します。

Ⅱ. 各論

第1章 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち（在宅医療・介護連携の推進）

【目標】

具体的なビジョン	評価指標	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
急性期、回復期、生活期 リハビリの連携ができて いる。	地域リハビリサポーター会議		
	延べ参加人数（人）	153	185
	延べ参加事業所数（か所）	81	100
自立支援に取り組むサー ビスの提供ができています	自立支援型地域ケア会議に参加す るリハビリテーション専門職の出 席割合（％）	—	80

第2章

認知症の人や家族が安心して生活できるまち

(認知症施策の推進)

1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進

(1) 市民への普及・啓発活動の強化

認知症SMILE大津「認知症になっても(S)住みなれた(M)湖のまちで(I)いつまでも(L【LifeのL】)暮らせる(E)笑顔のおおつ」をスローガンに、関係機関と連携して、9月15日から30日までを認知症の情報を発信する「認知症啓発ウィーク」とし、「オレンジリングフォーラムおおつ」や、認知症について理解を深めるための啓発・情報発信の場として「認知症啓発ギャラリー」の開催など、認知症周知啓発活動を重点的に実施します。

また、介護者であることを示す「介護マーク」や、パソコンやスマートフォンで認知症の簡易検査ができる「認知症簡易チェックシステム」の利用について、認知症のイベントや情報を発信する「認知症SMILE大津メール通信(メール配信システム)」をはじめ、ホームページや広報紙、SNS等を活用し啓発に努めます。

(2) 認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成と地域活動の推進

認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するため、大津市認知症キャラバン・メイト連絡協議会と協力し、子どもから高齢者まで幅広い層を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催します。

また、企業向けに講座を開催し「企業職域型認知症サポーター」の養成にも努めます。

さらに、認知症の人と関わる機会が多い企業に対して、認知症に関する正しい知識だけでなく、適切な接遇ができるよう実践型の研修を実施することにより、認知症の人への対応力向上に取り組み、認知症の人が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とした「生活サポート事業」を実施します。

その他、「認知症サポーターステップアップ講座」を受講した認知症サポーターで構成されたボランティアグループ「チームオレンジ」が、認知症の人と家族のニーズに合わせたボランティア活動を行えるよう支援します。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
企業職域型認知症サポーターの養成	人数	4,552	8,400

資料：長寿政策課

(3) 認知症の人本人からの発信への支援

認知症の人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものでもあると考えます。認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」を開催し、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信する機会を増やします。

2. 認知症予防対策の推進

(1) 予防に関する啓発及び知識の普及

運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による孤立の解消や役割の保持等が、認知症の予防に資する可能性があると考えられています。このため、あんしん長寿相談所やすこやか相談所と連携し、生活習慣病予防に関わる保健事業(健康教室等)や介護予防事業(出前講座や各種サロンへの参加等)の実施を通じて、認知症予防に関する啓発及び知識の普及に努めます。

(2) 早期発見・早期対応の充実

認知機能低下のある人や、認知症の人の早期発見・早期対応のためには、地域の関係機関間の日頃からの有機的な連携が必要です。そのため、あんしん長寿相談所、かかりつけ医等は、関係機関間のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気付いて本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるよう努めます。

パソコンやスマートフォンからウェブ上で本人又は家族が認知症の簡易チェックを実施できる専用サイトを開設し、病院に行く前に確認をして、あんしん長寿相談所につなげることができるよう取り組みます。

また、認知症サポーター養成講座を受講した企業や事業所等が、「オレンジ協力隊」として登録し、認知症の人の相談があった場合にあんしん長寿相談所へつなぐなど、地域での見守り活動を行い、早期発見・早期対応できるよう努めます。

(3) 大津市認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の普及

認知症の状態や進行に応じた適切な医療や福祉サービスの情報を、わかりやすくまとめたものを「認知症ケアパス」といいます。

本市においては、「認知症ケアパス」、「認知症チェックリスト」や認知症関連の情報をまとめた「大津市認知症ガイドブック」を作成し、各あんしん長寿相談所に設置するなど、様々な方法で情報発信するとともに、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供できるように普及に努めます。

3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備

(1) 「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制の推進

「認知症初期集中支援チーム」は介護や医療の専門職で構成され、認知症地域支援推進員やあんしん長寿相談所、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等との連携により、認知症の人やその家族を訪問し、アセスメントや情報提供など、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

今後も、認知症初期集中支援チームが早期診断・早期対応に向けた支援を行っていきます。また、引き続き認知症初期集中支援チームの普及・啓発に努めるとともに認知症初期集中支援チームの人材確保に努めます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	→	令和8年度 (2026年度)
		認知症初期集中支援事業	支援後に医療につながっている割合 (%)	66.7
	支援後に介護につながっている割合 (%)	76.7	→	78

資料：長寿政策課

(2) 医療機関や医師会との連携体制及び相談業務の充実

今後も、かかりつけ医や認知症疾患医療センターの医師が認知症について相談に応じる「もの忘れ相談」を開催し、かかりつけ医やあんしん長寿相談所等との連携を図ります。

認知症等の症状により、車の運転に支障がある高齢者に対し、あんしん長寿相談所、初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が連携し、滋賀県警や医療機関などと協力しながら、当事者が今後の生活等について主体的に意思決定できるよう支援します。

さらに、地域の中の認知症介護の専門職や介護経験者が相談等に対応する「認知症相談窓口協力事業所」の登録事業所数を増やします。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	→	令和8年度 (2026年度)
認知症相談窓口協力事業所登録事業	登録事業所数	115	→	120

資料：長寿政策課

(3) 認知症ケアの質の向上

認知症の人や家族がこれまでの暮らしを継続するためには、認知症介護を担う介護事業所の存在が欠かせません。このため、介護職員等が認知症ケアに必要な基本的な知識・技術や認知症が生活に及ぼす影響を学び、認知症の人の気持ちに寄り添った視点を身に付けるため、「認知症ケア向上研修」と「認知症ケア現地相談事業」を実施します。

Ⅱ. 各論

第2章 認知症の人や家族が安心して生活できるまち（認知症施策の推進）

（4）認知症の人の家族介護者への支援の充実

誰でも気軽に参加できる憩いの場所として、また、認知症の情報発信や認知症の相談が行える場として認知症カフェを開催します。

認知症高齢者家族介護者支援の取組として、認知症の理解や介護技術の向上を目的とした「介護技術教室」を開催するとともに、関係団体と協力し、在宅で介護を行う男性を対象に「男性介護者のつどい」を実施します。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ	実施している日常生活圏域の割合（%）	46.6	80

資料：長寿政策課

4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進

(1) 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実

認知症の人は、認知機能の低下から社会参加が困難になり、社会的に孤立することがあります。認知症であっても、今までと同じように生活の継続性が尊重される支援が必要です。

医療機関や福祉サービス事業所はもとより、スーパーやコンビニエンスストア、銀行、郵便局、商店、地域住民等、地域全体で連携を図り、認知症になっても安心して社会生活が継続できるよう、地域での見守り体制の強化を図ります。

また、事業活動を通じて高齢者と接する機会が多い民間事業者等と連携し、異変のある高齢者の早期発見と安否確認等の必要な支援を行う「大津市高齢者等地域見守りネットワークに関する事業協定」の協定先を増やし、認知症高齢者等を見守る目を増やしていくことで、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

さらに、認知症に関わる行方不明高齢者への対応については、「行方不明高齢者早期発見ダイヤル」への登録を推奨するとともに、行方不明高齢者早期発見ダイヤル登録事業所数を増やします。

加えて、認知症サポーター養成講座を受講した事業所に、地域で見守る「オレンジ協力隊」となっただけでなく取組を進めるとともに、行方不明時の早期発見のツールとして、「行方不明高齢者GPS位置情報探知システム利用支援事業」、認知症高齢者が外出時に第三者に損害を与えた際の「賠償責任を補償する認知症高齢者個人賠償責任保険制度」等の取組を引き続き行います。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
行方不明高齢者早期発見ダイヤル登録事業	登録者数	324	350
大津市行方不明GPS位置情報探知システム利用支援事業	貸出累計台数	65	130

資料：長寿政策課

(2) 若年性認知症施策の推進

若年性認知症の人やその家族には、教育費や住宅ローン等経済的な問題や就労等様々な若年性認知症特有の課題があることから、若年性認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、すこやか相談所や障害福祉課等関係部局と連携し支援します。

また、若年性認知症の人やその家族が交流できる場として開設した「若年性認知症カフェ」を活用するとともに、市民をはじめ医療、福祉、介護の関係者や企業等に対して若年性認知症についての普及・啓発を行います。

(3) 成年後見制度の利用促進

大津市権利擁護サポートセンターにおいて、高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談、申立支援を行うとともに、広報紙、パンフレット、ホームページ等での情報発信や講習会、研修会を開催し、成年後見制度の普及や利用促進を図ります。

また、権利擁護サポートセンターを、地域連携ネットワークをコーディネートする機関(中核機関)に位置付け、関係部局や市社協、あんしん長寿相談所等との連携を進めます。中核機関では、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が「チーム」を構成して取り組めるよう支援します。また、権利擁護支援や成年後見人等の担い手(法人、市民後見人)の養成・確保に向け、研修や啓発等を実施し、市民参画による権利擁護支援を充実するとともに、成年後見人等の後見活動に関する相談に応ずるほか、事例検討会を開催し、成年後見人等の支援に取り組みます。

成年後見を申し立てる親族のいない高齢者等に対しては、「大津市成年後見制度利用に係る審査会」の審査を経て、市長申立てを行い、成年後見制度の活用を支援するとともに、後見人等への報酬を支払うことが困難な者に対して、助成を行います。

(4) 虐待防止施策の推進

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で生活できる生活環境や福祉サービスの利用環境の構築を目指すため、適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むといった高齢者虐待防止の体制整備を進めます。

あんしん長寿相談所を中心に、大津市権利擁護サポートセンター職員や弁護士をメンバーとする「虐待対応検討会議」を定期的で開催し、高齢者虐待の対応スキルの向上を図ります。

また、認知症サポーター養成講座や高齢者虐待防止に関する研修会の開催等を通じて高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域の関係機関や民生委員と連携し、高齢者虐待の早期発見や予防的な取組を行います。

虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むとともに、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。

さらに、介護現場において、高齢者の尊厳を守るケアを実現するため、「認知症ケア向上研修会」を開催し、高齢者虐待の防止についての普及・啓発活動を推進します。

第3章

地域の中で安心して暮らせるまち

(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)

1. あんしん長寿相談所の機能強化

(1) 基幹型あんしん長寿相談所の体制の強化

15か所の日常生活圏域全てにあんしん長寿相談所が設置できるように取り組みます。

今後の高齢化の進展等に伴って増加する複雑多様なニーズに適切に対応することが求められる中、あんしん長寿相談所の対応能力の向上、質の確保を図るため、相談所間の総合調整や後方支援等、基幹型機能に特化した、直営による基幹型あんしん長寿相談所を新たに開設します。それに先駆け、北部地域においてモデル的に新たな体制での運営を実施し、現行の直営による基幹型あんしん長寿相談所及び委託による圏域型あんしん長寿相談所の機能や役割分担、職員体制等の見直しを実施していきます。

■日常生活圏域と担当あんしん長寿相談所

保健福祉ブロック	日常生活圏域	担当あんしん長寿相談所	
		令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
志賀ブロック	(1) 小松、木戸	小松	小松
	(2) 和邇、小野	○和邇	○和邇
北部ブロック	(3) 葛川、伊香立、真野、真野北	真野	真野
	(4) 堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	○堅田	○堅田
中北部ブロック	(5) 雄琴、日吉台、坂本	○比叡	○比叡
	(6) 下阪本、唐崎	比叡第二	比叡第二
中部ブロック	(7) 滋賀、山中比叡平	中第二	中第二
	(8) 藤尾、長等、逢坂、中央	○中	○中
中南部ブロック	(9) 平野、膳所	○膳所	○膳所
	(10) 富士見、晴嵐	晴嵐	晴嵐
南部ブロック	(11) 石山、南郷	○南	○南
	(12) 大石、田上	南第二	南第二
東部ブロック	(13) 上田上、青山	○瀬田	瀬田第三
	(14) 瀬田、瀬田南		○瀬田
	(15) 瀬田北、瀬田東	瀬田第二	瀬田第二
担当圏域を持たない基幹型あんしん長寿相談所			○1か所

(○：直営)

（2）効果的な運営継続のための評価の実施

各あんしん長寿相談所においては、国の評価指標を用いて年に1回、事業評価を実施します。その結果を踏まえ、あんしん長寿相談所運営協議会等と連携を図りながら、あんしん長寿相談所の運営状況や体制を評価し、効果的な運営継続のための必要な対応を検討します。

（3）地域ケア会議の推進

各あんしん長寿相談所において、困難事例の個別会議や自立支援のための個別会議を開催するとともに、エリアの地域課題を明確にし、エリア会議にて課題解決に向けた取組を検討します。

各地域包括ケア部会においては、各エリアの地域課題を踏まえた本市の課題解決に向けた検討を進めています。第8期計画期間中より検討を進めている身寄りのない高齢者の入退院支援や生活支援について引き続き検討を重ね、地域における資源開発や事業化、施策化につなげていきます。

（4）家族介護者への支援・介護離職防止に向けた取組

家族介護者の支援の充実を図るため、あんしん長寿相談所における休日相談の実施や電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施等、家族介護者が相談しやすい体制を検討していきます。複雑で多問題を抱える家庭やヤングケアラー、ダブルケア等の支援については、障害福祉分野や児童福祉分野、教育機関等と連携して対応するなど、家族介護者を支えていくための取組を進めていきます。また、あんしん長寿相談所の総合相談の中で、介護者の生活や心身の健康状態への介護負担の影響等を把握し、関係機関と連携して支援を行っていくとともに、必要に応じて、地域の関係者とともに家族介護者が孤立しないような住民同士の見守りなどの地域づくりを進めます。

介護離職防止に向けては、仕事と介護等の両立ができるワーク・ライフ・バランスの促進を図るため、事業所内に公正採用選考・人権啓発担当者を設置している市内事業者向け研修会やワーク・ライフ・バランスセミナーを開催するほか、介護休暇や、仕事と介護等を含めた家庭の両立に関する情報や制度について、国や県と連携し、パンフレット等を用いて啓発を行います。また、県が実施する介護者本人の生活の質の向上のための企業向け施策に連携して取り組みます。

2. あんしん長寿相談所の役割の充実

(1) ブロック別活動目標の設定

あんしん長寿相談所では、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、総合相談や権利擁護・高齢者虐待防止事業、認知症総合支援事業、介護予防事業等を実施しています。また、地域の関係者や住民と連携した地域づくり活動や、医療・介護の関係者でブロックごとにチームをつくり、在宅療養・看取りについての普及啓発活動を実施しています。

本市は南北に長く、自然的条件や社会的条件などにおいて様々な地域特性を有していることから、第7期計画より、市全体の取組に加えて7つのブロック別活動目標を掲げ、それぞれの地域や地域住民にふさわしい地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。

第9期計画においても、それぞれの地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの深化・推進へ向けての取組を進めます。

以下、次の構成で7つのブロック別活動目標を示します。

【現状データと調査結果】

現状データ	
人口等の状況	相談所活動状況〔令和4年度(2022年度)〕
各ブロックの高齢者人口や高齢化率、要介護等認定者数や認定率の推移を示します。	あんしん長寿相談所における総合相談や訪問、虐待防止、ケアマネジメント支援、介護予防の推進などに関する活動状況を示します。
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	
調査におけるあんしん長寿相談所の認知度を示します。	
調査結果	
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査における主な結果を示します。	
人口推移と推計	
人口の推移と将来推計を示します。	

【現状と課題及び目標と取組】

現状	課題
各ブロックにおける現状や地域特性を示します。	各ブロックにおける課題を示します。
ブロック別基本目標	
各ブロックの活動目標を示します。	
取組	
基本目標の実現へ向けて、「地域課題からの重点的な取組」「その他の主な取組」を記載します。	

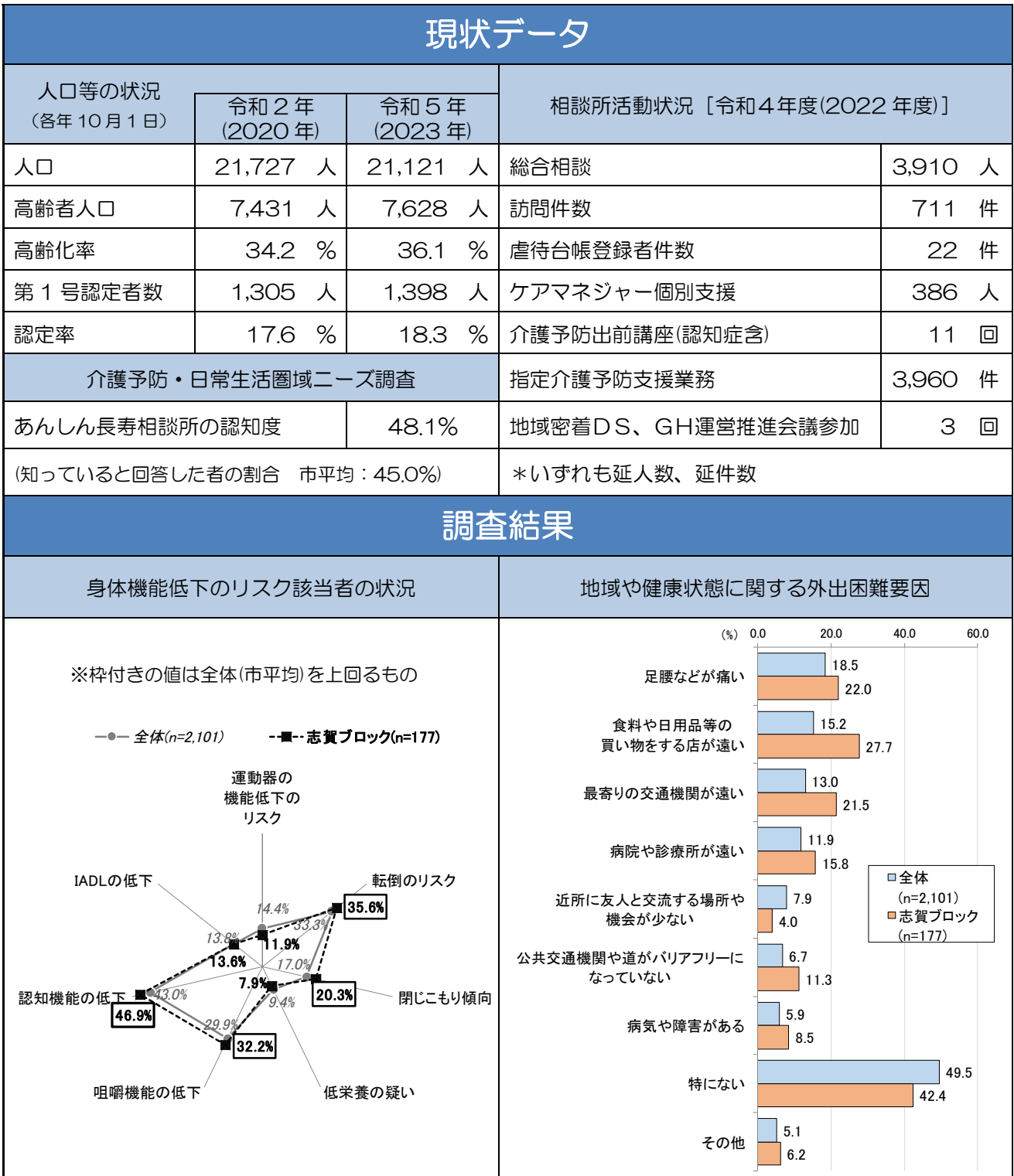
Ⅱ. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

(2) ブロック別活動目標

●志賀ブロック(担当 和邇あんしん長寿相談所、小松あんしん長寿相談所)

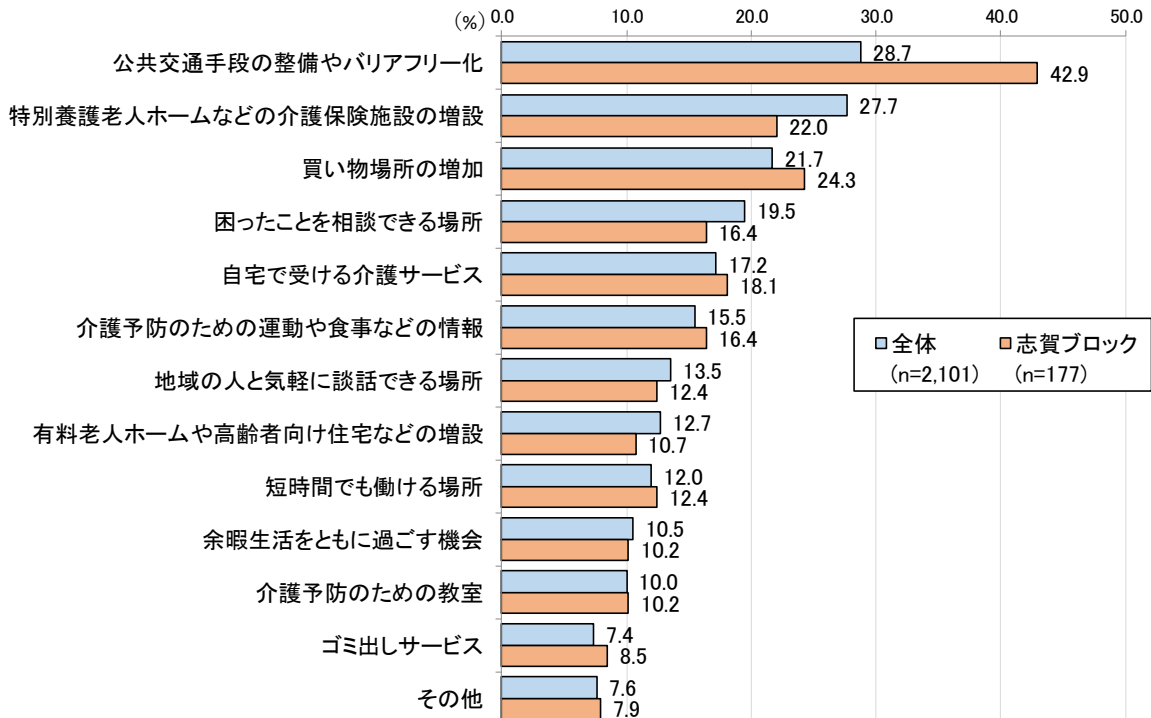
【現状データと調査結果】



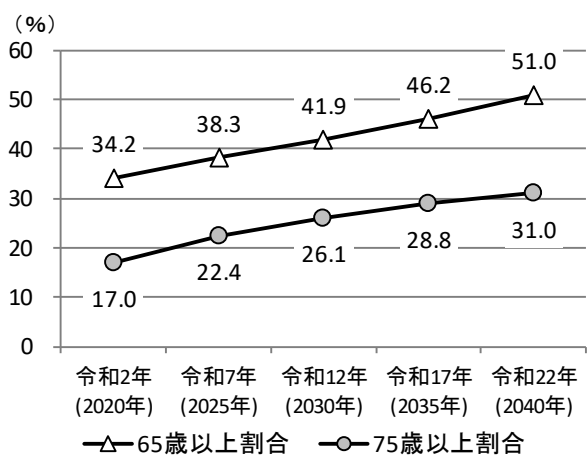
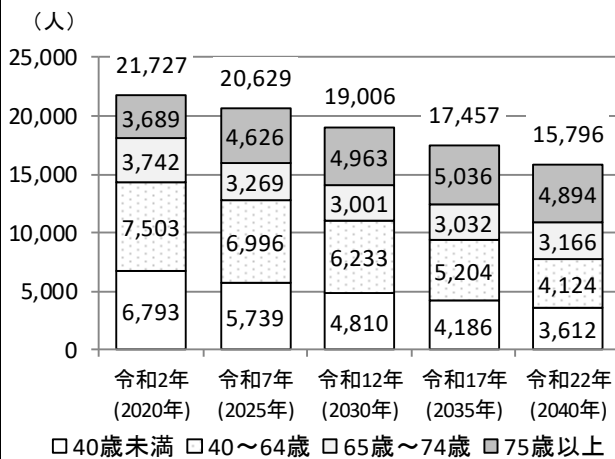
(*)地域密着DS、GH運営推進会議参加：地域密着通所介護事業所、グループホーム事業所等が実施する運営推進会議への参加

調査結果

生活をよりよくするためにあるとよいと思うもの



人口推移と推計 ※実績は大津市人口統計表(住民基本台帳)、各年10月1日



【現状と課題】

現状	課題
<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】※</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「転倒のリスク」「閉じこもり傾向」「咀嚼機能の低下」「認知機能の低下」該当者の割合が高い。 ○外出時の移動手段としては、自動車や電車の割合が高く、徒歩については低い。 ○外出時の困りごとは「食料や日用品等の買い物をする店が遠い」「最寄の交通機関が遠い」の割合が高く、外出を控えている理由としては「外での楽しみがない」の割合が高い。 ○地域づくり活動への参加意向については、「参加者として参加してもよい」は高いが、「お世話役としての参加してもよい」は低い。 <p>【地域活動より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通の便が悪く、高齢になっても運転免許証を返納することができない。 ○地区組織の役員の担い手がおらず、サロンや老人クラブの休廃止がある。 ○精神疾患、8050 等多問題を抱える家族の対応が増加している。 ○認知症状が進み、生活に支障が出てくるまで相談につながらないケースが増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●転倒リスクや閉じこもり、認知機能の低下など身体機能低下リスクのみられる高齢者が多いため介護予防の取組が必要である。 ●外出時の困りごとを解消するため、個配や移動販売の情報提供を継続するとともに、商店と連携した新たな取組についての検討が必要である。 ●運転免許証を返納すると、交通の便が悪いため、外出の機会が減り、更に閉じこもり傾向が強くなる可能性が高い。そのため近所の行き場所づくりが必要である。 ●役員の担い手がない中、サロン等を維持・活性化するために、新たな運営方法について検討する必要がある。 ●8050 問題が複雑化しており、民生委員や他機関と連携して、早期発見・早期介入する必要がある。 ●認知症の早期発見・早期対応や支援ができるように、認知症についての理解を深める必要がある。

※現状の【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】にある「高い」「低い」の表現は、市平均と比較しての状況

【目標と取組】

ブロック別基本目標

住み慣れた場所で高齢になっても安心して生活できる地域

取組

【地域課題からの重点的な取組】

- 閉じこもりによる負の連鎖から要介護状態になることを防止するため、地域の関係者や住民等と一緒に徒歩で行ける身近な集いの場づくりを検討します。
- 担い手がいない状況の中、サロンを維持・活性化するために、参加者だけで運営するしくみやボランティアの養成等、新たな運営方法について検討します。
- 日常の買い物に困らないよう、個配や移動販売をしている商店の一覧を作成し配布するとともに、サロン開催時に合わせて移動販売を実施する等、商店や地区組織、住民等と連携して閉じこもり予防も兼ねた新たな買い物支援の方法を検討します。

【その他の主な取組】

- 転倒予防や口腔機能低下防止、認知症予防等介護予防のための出前講座を実施します。
- 民生委員や地域の関係者と連携し、気になるケースの早期把握・早期介入に努めます。
- すこやか相談所、民生委員等と連携し、8050問題や虐待予防に早期に取り組みます。
- 認知症についての理解を深め、認知症の早期発見・早期対応や地域で見守りや支援ができるように認知症サポーター養成講座及び出前講座を開催します。
- 多職種連携活動チームにおいて、8050問題や精神疾患の方への対応や関係者の連携について検討します。

Ⅱ. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

●北部ブロック（担当：堅田あんしん長寿相談所、真野あんしん長寿相談所）

【現状データと調査結果】

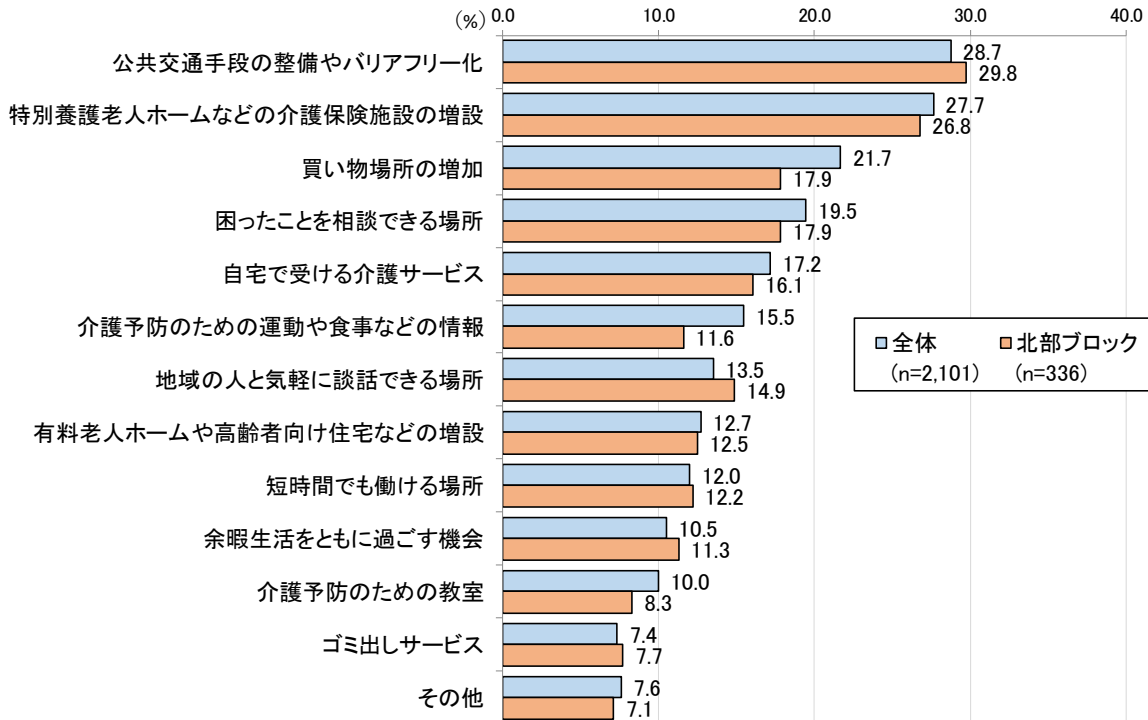
現状データ				
人口等の状況 (各年10月1日)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	相談所活動状況 [令和4年度(2022年度)]	
	人口	49,006 人	49,096 人	総合相談
高齢者人口	13,294 人	14,146 人	訪問件数	822 件
高齢化率	27.1 %	28.8 %	虐待台帳登録者件数	28 件
第1号認定者数	2,362 人	2,494 人	ケアマネジャー個別支援	811 人
認定率	17.8 %	17.6 %	介護予防出前講座(認知症含)	41 回
介護予防・日常生活圏域二エース調査			指定介護予防支援業務	6,995 件
あんしん長寿相談所の認知度		46.8%	地域密着DS、GH運営推進会議参加	11 回
(知っていると回答した者の割合 市平均：45.0%)			*いずれも延人数、延件数	

調査結果																																																							
身体機能低下のリスク該当者の状況	地域や健康状態に関する外出困難要因																																																						
<p>※枠付きの値は全体(市平均)を上回るもの</p> <p>—●— 全体(n=2,101) -■- 北部ブロック(n=336)</p> <table border="1"> <caption>身体機能低下のリスク該当者の状況</caption> <thead> <tr> <th>リスク項目</th> <th>全体(市平均)</th> <th>北部ブロック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動器の機能低下のリスク</td> <td>15.8%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>転倒のリスク</td> <td>14.4%</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>閉じこもり傾向</td> <td>17.0%</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>低栄養の疑い</td> <td>9.4%</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>咀嚼機能の低下</td> <td>29.9%</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>認知機能の低下</td> <td>43.0%</td> <td>41.1%</td> </tr> <tr> <td>IADLの低下</td> <td>12.8%</td> <td>13.8%</td> </tr> </tbody> </table>	リスク項目	全体(市平均)	北部ブロック	運動器の機能低下のリスク	15.8%	33.3%	転倒のリスク	14.4%	28.6%	閉じこもり傾向	17.0%	18.2%	低栄養の疑い	9.4%	18.2%	咀嚼機能の低下	29.9%	25.6%	認知機能の低下	43.0%	41.1%	IADLの低下	12.8%	13.8%	<table border="1"> <caption>地域や健康状態に関する外出困難要因</caption> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>全体(n=2,101)</th> <th>北部ブロック(n=336)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足腰などが痛い</td> <td>18.5%</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>食料や日用品等の買い物をする店が遠い</td> <td>15.2%</td> <td>14.6%</td> </tr> <tr> <td>最寄りの交通機関が遠い</td> <td>13.0%</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>病院や診療所が遠い</td> <td>11.9%</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>近所に友人と交流する場所や機会が少ない</td> <td>7.9%</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関や道がバリアフリーになっていない</td> <td>6.7%</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>病気や障害がある</td> <td>5.9%</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>特になし</td> <td>49.5%</td> <td>52.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.1%</td> <td>5.7%</td> </tr> </tbody> </table>	要因	全体(n=2,101)	北部ブロック(n=336)	足腰などが痛い	18.5%	17.9%	食料や日用品等の買い物をする店が遠い	15.2%	14.6%	最寄りの交通機関が遠い	13.0%	11.9%	病院や診療所が遠い	11.9%	14.0%	近所に友人と交流する場所や機会が少ない	7.9%	6.5%	公共交通機関や道がバリアフリーになっていない	6.7%	5.7%	病気や障害がある	5.9%	5.4%	特になし	49.5%	52.1%	その他	5.1%	5.7%
リスク項目	全体(市平均)	北部ブロック																																																					
運動器の機能低下のリスク	15.8%	33.3%																																																					
転倒のリスク	14.4%	28.6%																																																					
閉じこもり傾向	17.0%	18.2%																																																					
低栄養の疑い	9.4%	18.2%																																																					
咀嚼機能の低下	29.9%	25.6%																																																					
認知機能の低下	43.0%	41.1%																																																					
IADLの低下	12.8%	13.8%																																																					
要因	全体(n=2,101)	北部ブロック(n=336)																																																					
足腰などが痛い	18.5%	17.9%																																																					
食料や日用品等の買い物をする店が遠い	15.2%	14.6%																																																					
最寄りの交通機関が遠い	13.0%	11.9%																																																					
病院や診療所が遠い	11.9%	14.0%																																																					
近所に友人と交流する場所や機会が少ない	7.9%	6.5%																																																					
公共交通機関や道がバリアフリーになっていない	6.7%	5.7%																																																					
病気や障害がある	5.9%	5.4%																																																					
特になし	49.5%	52.1%																																																					
その他	5.1%	5.7%																																																					

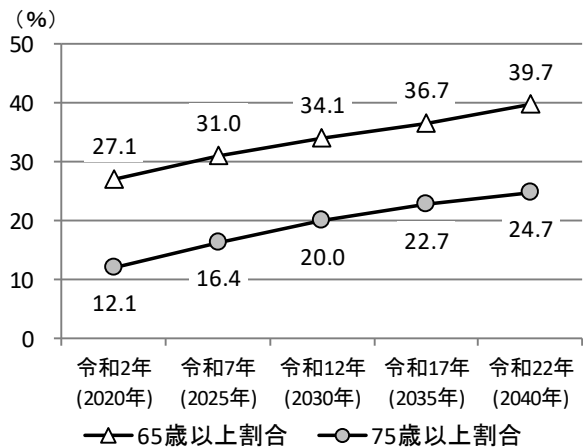
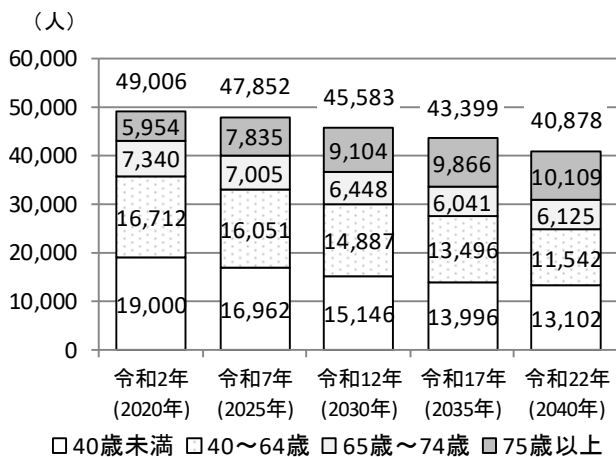
(*)地域密着DS、GH運営推進会議参加：地域密着通所介護事業所、グループホーム事業所等が実施する運営推進会議への参加

調査結果

生活をよりよくするためにあるとよいと思うもの



人口推移と推計 ※実績は大津市人口統計表(住民基本台帳)、各年10月1日



【現状と課題】

現状	課題
<p>【介護予防・日常生活圏域二一ズ調査より】</p> <p>○あんしん長寿相談所を「知っているし、利用している」と回答した割合が高い反面「知らない」と回答した割合も高い。</p> <p>○「運動器の機能低下のリスク」該当者の割合が最も高く、「閉じこもり傾向」該当者がやや高い。</p> <p>○生活をよりよくするために「地域の人と気軽に談話できる場所」を希望した割合が高い。</p> <p>【地域活動より】</p> <p>○坂道が多く車が手放せない高齢者や運転免許証を返納しない高齢者が増加しつつある。</p> <p>○山手に家が点在する地域で孤立した高齢者の生活実態が地域の方も把握できない。</p> <p>○エレベーターのない団地に住む高齢者の状態が重症化しても身元保証人がないと住む家をかえることもできない。</p> <p>○認知症や精神疾患高齢者の状態悪化による近隣トラブルや8050問題、家族と疎遠になり生活が困難になっている高齢者の相談が増えている。</p> <p>○高齢者同志で互いの介護を担う世帯が増え、疾病の重症化や介護負担感の問題を抱えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん長寿相談所が困った時に相談できる場所として、幅広い年齢層に対しても認知度を高め、早期相談につながるようにする必要がある。 ●運動機能が低下すると更に閉じこもり傾向が強くなる可能性があるため、運動機能向上のための取組が必要である。 ●閉じこもりを予防するために身近な地域で集いの場づくりが必要である。 ●運転免許証を返納しても日常生活に支障がでないための支援が必要である。 ●孤立した高齢者が身元保証人がいないといった理由で入退院や転居等ができなくなるような支障を必要がある。 ●8050問題、高齢者同士の介護を担う世帯に対して、関係機関や関係者と連携し、介護サービスの調整を行うとともに、高齢者虐待に発展することを予防する必要がある。 ●認知症や精神疾患を持つ高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう地域住民や関係者、関係機関や多職種等と連携して、見守り体制を構築していく必要がある。

※現状の【介護予防・日常生活圏域二一ズ調査より】にある「高い」「低い」の表現は、市平均と比較しての状況

【目標と取組】

ブロック別基本目標

みんなが、地域とつながりながら、
自分らしくいきいきと暮すことができる地域

取組

【地域課題からの重点的な取組】

- 運動機能の低下による閉じこもり傾向の悪化を防止するため、民生委員や地区組織と連携して、運動機能の向上のための出前講座の実施や自宅でする体操等の情報提供を行います。
- 閉じこもりを予防するため民生委員や住民と連携して、身近な地域での集いの場づくりに取り組みます。
- 関係機関と連携して、孤立した高齢者や身寄りのない高齢者が、入退院や転居等に困らないような体制を検討します。
- 8050問題、高齢者同士の介護を担う世帯に対して、民生委員や地域の関係者との連携により、早期発見、早期対応ができるように、見守り体制構築、連携の強化に取り組んでいきます。

【その他の主な取組】

- 運転免許証を返納しても日常生活に支障がでないように、サービスについての情報を提供するとともに、民生委員や地区組織、ボランティアと連携して支援の方法を検討します。
- 地域課題の把握、共有のために、地域の関係者や、各種団体（民間団体含む）の代表者、医療・介護の関係者を交えて、地域での協力体制や協働による活動を検討していきます。
- 認知症の理解を深め、地域での見守り支援につながるよう、認知症サポーター養成講座や出前講座の開催や認知症ケアパスの普及啓発に努めます。

Ⅱ. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

●中北部ブロック（担当：比叡あんしん長寿相談所、比叡第二あんしん長寿相談所）

【現状データと調査結果】

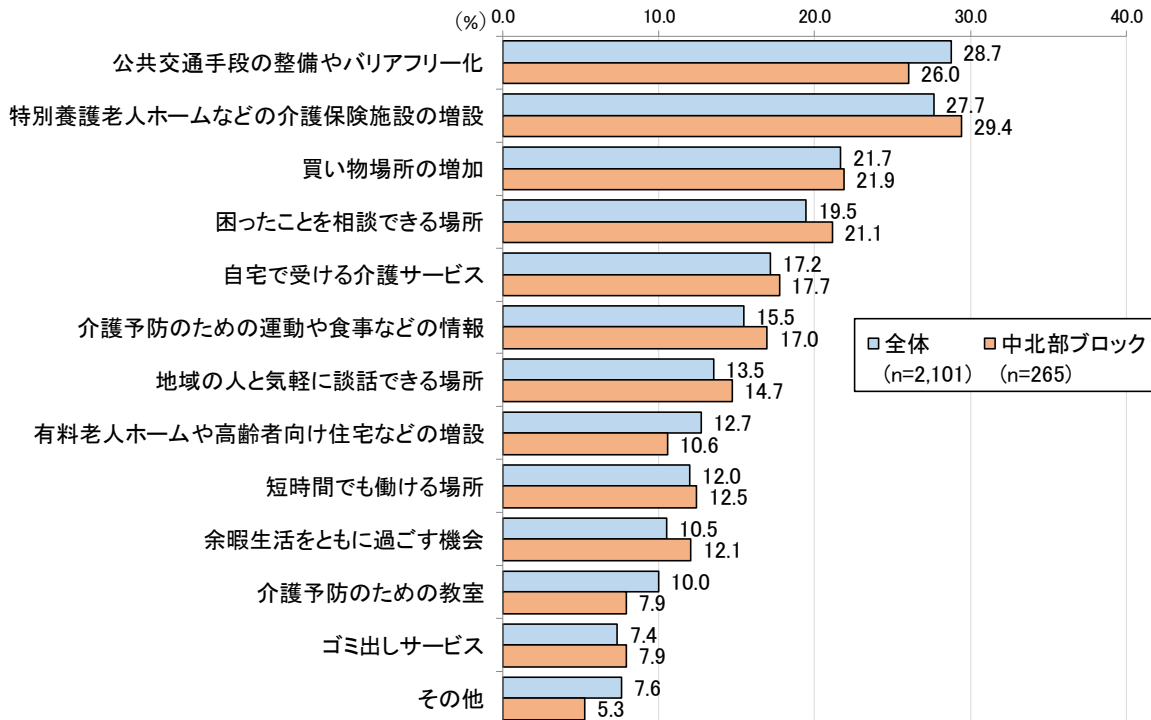
現状データ				
人口等の状況 (各年10月1日)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	相談所活動状況 [令和4年度(2022年度)]	
	人口	47,704 人	49,253 人	総合相談
高齢者人口	12,939 人	13,070 人	訪問件数	581 件
高齢化率	27.1 %	26.5 %	虐待台帳登録者件数	23 件
第1号認定者数	2,707 人	2,843 人	ケアマネジャー個別支援	474 人
認定率	20.9 %	21.8 %	介護予防出前講座(認知症含)	6 回
介護予防・日常生活圏域二エース調査			指定介護予防支援業務	7,849 件
あんしん長寿相談所の認知度		41.2%	地域密着DS、GH運営推進会議参加	5 回
(知っていると回答した者の割合 市平均：45.0%)			*いずれも延人数、延件数	

調査結果																																																							
身体機能低下のリスク該当者の状況	地域や健康状態に関する外出困難要因																																																						
<p>※枠付きの値は全体(市平均)を上回るもの</p> <p>●— 全体(n=2,101) ■--- 中北部ブロック(n=265)</p> <p>運動器の機能低下のリスク</p> <p>転倒のリスク</p> <p>閉じこもり傾向</p> <p>咀嚼機能の低下</p> <p>低栄養の疑い</p> <p>IADLの低下</p> <p>認知機能の低下</p> <table border="1"> <caption>身体機能低下のリスク該当者の状況 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>リスク項目</th> <th>全体 (n=2,101)</th> <th>中北部ブロック (n=265)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動器の機能低下のリスク</td> <td>13.8%</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>転倒のリスク</td> <td>17.0%</td> <td>33.2%</td> </tr> <tr> <td>閉じこもり傾向</td> <td>9.4%</td> <td>19.6%</td> </tr> <tr> <td>咀嚼機能の低下</td> <td>29.9%</td> <td>29.1%</td> </tr> <tr> <td>低栄養の疑い</td> <td>9.4%</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>IADLの低下</td> <td>14.0%</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>認知機能の低下</td> <td>43.0%</td> <td>41.5%</td> </tr> </tbody> </table>	リスク項目	全体 (n=2,101)	中北部ブロック (n=265)	運動器の機能低下のリスク	13.8%	14.7%	転倒のリスク	17.0%	33.2%	閉じこもり傾向	9.4%	19.6%	咀嚼機能の低下	29.9%	29.1%	低栄養の疑い	9.4%	9.4%	IADLの低下	14.0%	14.0%	認知機能の低下	43.0%	41.5%	<p>地域や健康状態に関する外出困難要因</p> <p>(%) 0.0 20.0 40.0 60.0</p> <table border="1"> <caption>地域や健康状態に関する外出困難要因 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>全体 (n=2,101)</th> <th>中北部ブロック (n=265)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足腰などが痛い</td> <td>18.5%</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>食料や日用品等の買い物をする店が遠い</td> <td>15.2%</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>最寄りの交通機関が遠い</td> <td>13.0%</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>病院や診療所が遠い</td> <td>11.9%</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>近所に友人と交流する場所や機会が少ない</td> <td>7.9%</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関や道がバリアフリーになっていない</td> <td>6.7%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>病気や障害がある</td> <td>5.9%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>特になし</td> <td>49.5%</td> <td>46.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.1%</td> <td>2.3%</td> </tr> </tbody> </table>	要因	全体 (n=2,101)	中北部ブロック (n=265)	足腰などが痛い	18.5%	18.5%	食料や日用品等の買い物をする店が遠い	15.2%	15.8%	最寄りの交通機関が遠い	13.0%	12.8%	病院や診療所が遠い	11.9%	14.3%	近所に友人と交流する場所や機会が少ない	7.9%	10.2%	公共交通機関や道がバリアフリーになっていない	6.7%	6.0%	病気や障害がある	5.9%	6.0%	特になし	49.5%	46.0%	その他	5.1%	2.3%
リスク項目	全体 (n=2,101)	中北部ブロック (n=265)																																																					
運動器の機能低下のリスク	13.8%	14.7%																																																					
転倒のリスク	17.0%	33.2%																																																					
閉じこもり傾向	9.4%	19.6%																																																					
咀嚼機能の低下	29.9%	29.1%																																																					
低栄養の疑い	9.4%	9.4%																																																					
IADLの低下	14.0%	14.0%																																																					
認知機能の低下	43.0%	41.5%																																																					
要因	全体 (n=2,101)	中北部ブロック (n=265)																																																					
足腰などが痛い	18.5%	18.5%																																																					
食料や日用品等の買い物をする店が遠い	15.2%	15.8%																																																					
最寄りの交通機関が遠い	13.0%	12.8%																																																					
病院や診療所が遠い	11.9%	14.3%																																																					
近所に友人と交流する場所や機会が少ない	7.9%	10.2%																																																					
公共交通機関や道がバリアフリーになっていない	6.7%	6.0%																																																					
病気や障害がある	5.9%	6.0%																																																					
特になし	49.5%	46.0%																																																					
その他	5.1%	2.3%																																																					

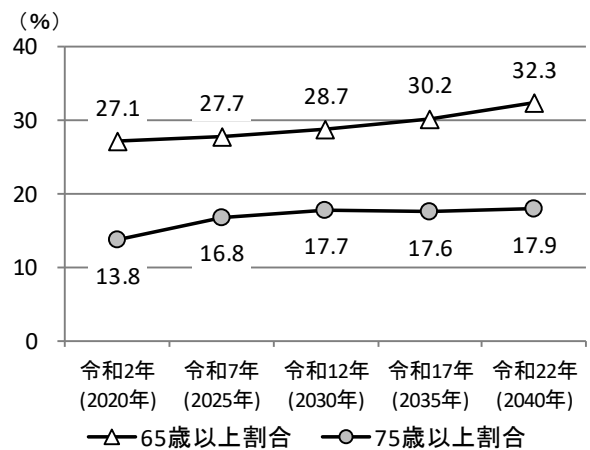
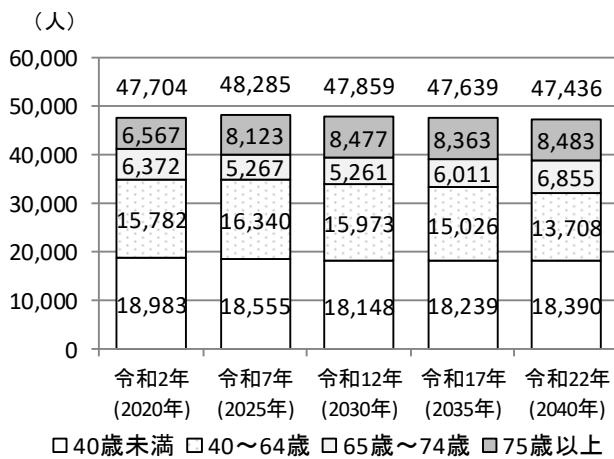
(*)地域密着DS、GH運営推進会議参加：地域密着通所介護事業所、グループホーム事業所等が実施する運営推進会議への参加

調査結果

生活をよりよくするためにあるとよいと思うもの



人口推移と推計 ※実績は大津市人口統計表(住民基本台帳)、各年10月1日



【現状と課題】

現状	課題
<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】</p> <p>○あんしん長寿相談所の認知度、介護保険制度の認知度が市内で最も低い。認知症の相談窓口としてもあんしん長寿相談所の認知度は低い。</p> <p>○「運動器の機能低下のリスク」「閉じこもり傾向」該当者の割合が高く、「うつ傾向」の割合は市内で最も高い。</p> <p>○外出を控えている理由としては「足腰などの痛み」「外での楽しみがない」の割合が高く、外出時の困りごとでも「近所に友人と交流する場所や機会が少ない」の割合が高い。</p> <p>○生活をより良くするために「困ったことを相談できる場所」「地域の人と気軽に談話できる場所」「介護予防のための情報」を希望する割合が高い。</p> <p>【地域活動より】</p> <p>○地形上、勾配の高い坂道が多く、また地域によっては、バスなど公共交通機関が少ないため、運動機能が低下した場合、移動に困難が生じる。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響によりサロン等の活動が縮小し、外出の機会が少なくなっている。</p> <p>○家族の介護負担に関する相談が増えない。</p> <p>○介護支援専門員等からの相談は、精神疾患、8050問題等の家族に問題を抱える内容が増えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん長寿相談の認知度が低く、困ったことを相談できる場所を希望している高齢者が多いことから、地域住民や関係機関にあんしん長寿相談所が高齢者や家族の相談窓口であることや認知症の相談窓口であることを知ってもらう必要がある。 ●運動機能の低下と閉じこもり、うつ傾向の悪循環から要介護状態にならないよう、介護予防のための情報提供や取組が必要である。 ●サロン等の活動が縮小し、外出の機会が少なくなっている中、地域の人と気軽に談話できる場を希望している高齢者が多いことから、サロンの活性化や新たな集いの場づくりが必要である。 ●家族介護者への意識が高まり早期に相談や必要な支援につながるよう、地域の支援者や関係機関に認知症家族やヤングケアラーの問題について周知する必要がある。 ●精神疾患や8050問題等、多様化、複雑化した家族の問題については一機関では支援が困難な場合が多く、関係機関と連携する必要がある。

※現状の【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】にある「高い」「低い」の表現は、市平均と比較しての状況

【目標と取組】

ブロック別基本目標

高齢になっても助け合いながら安心して暮らせる地域

取組

【地域課題からの重点的な取組】

- あんしん長寿相談所の役割を地区組織や高齢者が関わりの深い医院や薬局、金融機関、商業施設をはじめ、子育て機関等に出向き広く周知することにより、支援を必要とする高齢者や家族が早期にあんしん長寿相談所につながる体制づくりを行います。また、同時に介護予防についての情報提供を行います。
- 閉じこもりによる運動機能や社会機能の低下を予防するため、関係者と連携しサロンの活性化や新たな集いの場づくりに取り組みます。また、足腰の痛み等で外出しづらい方のために地域の団体と連携して送迎等の社会資源の開発について検討します。
- 介護を担う家族の問題をチームで支援できるよう、高齢者分野以外の関係機関と意見交換を行い、連携を強化します

【その他の主な取組】

- 認知症について幅広い世代に知ってもらえるよう、児童クラブや子育てサロン等の若い世代が集まる場で周知します。子ども向けには紙芝居等を活用し理解を深めます。
- 精神疾患や8050問題など多様化・複雑化した家族の問題にも対応できるよう、介護支援専門員をはじめとする地域の支援者が連携を深めます。また、必要に応じて重層的支援推進室と連携を図ります。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応のために介護保険関係者や民生委員等に対して研修会等で高齢者虐待についての理解を深め、連携方法を検討します。
- 家族だけで介護を抱えることがないよう、介護休暇制度等介護者が利用できる制度や相談窓口について情報発信に努めます。また、ヤングケアラーについては教育委員会等と連携を図り対応していきます。

Ⅱ. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

●中部ブロック（担当：中あんしん長寿相談所、中第二あんしん長寿相談所）

【現状データと調査結果】

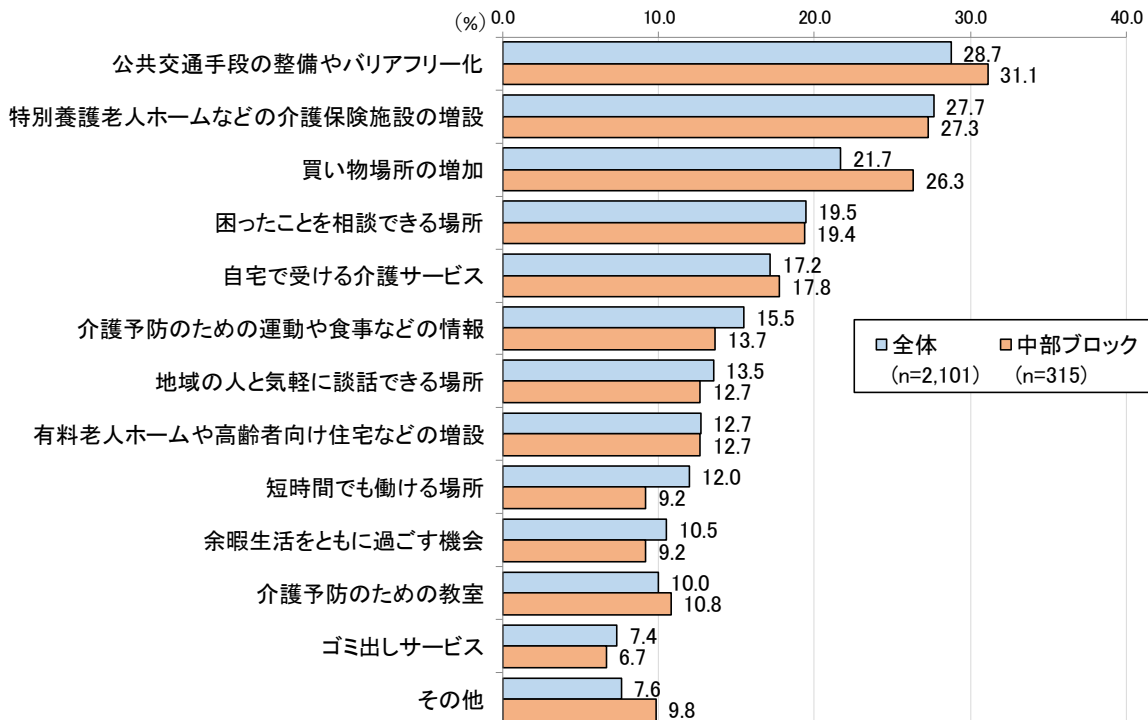
現状データ				
人口等の状況 (各年10月1日)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	相談所活動状況 [令和4年度(2022年度)]	
	人口	52,151 人	52,292 人	総合相談
高齢者人口	14,893 人	15,204 人	訪問件数	1,233 件
高齢化率	28.6 %	29.1 %	虐待台帳登録者件数	50 件
第1号認定者数	3,121 人	3,301 人	ケアマネジャー個別支援	614 人
認定率	21.0 %	21.7 %	介護予防出前講座(認知症含)	15 回
介護予防・日常生活圏域二エーズ調査			指定介護予防支援業務	10,177 件
あんしん長寿相談所の認知度		44.1%	地域密着DS、GH運営推進会議参加	35 回
(知っていると回答した者の割合 市平均：45.0%)			*いずれも延人数、延件数	

調査結果	
身体機能低下のリスク該当者の状況	地域や健康状態に関する外出困難要因
<p>※枠付きの値は全体(市平均)を上回るもの</p> <p>●全体(n=2,101) ■中部ブロック(n=315)</p>	

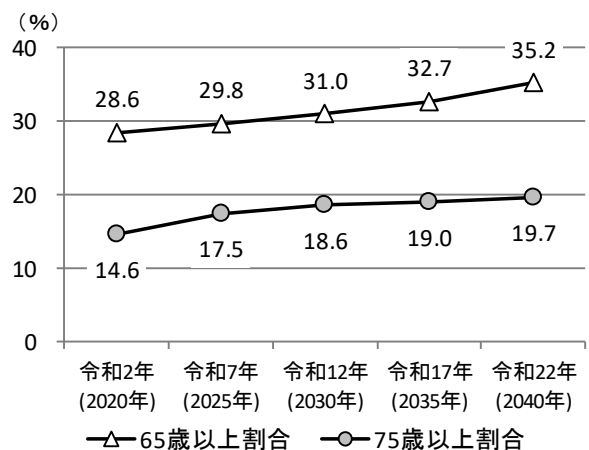
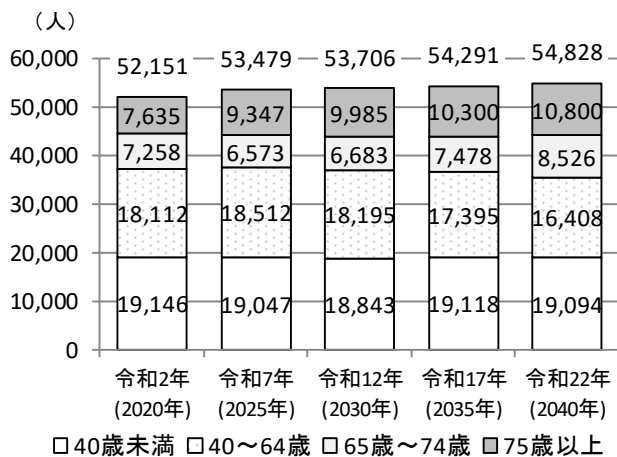
(*)地域密着DS、GH運営推進会議参加：地域密着通所介護事業所、グループホーム事業所等が実施する運営推進会議への参加

調査結果

生活をよりよくするためにあるとよいと思うもの



人口推移と推計 ※実績は大津市人口統計表(住民基本台帳)、各年10月1日



【現状と課題】

現状	課題
<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】</p> <p>○あんしん長寿相談所の認知度が市平均よりやや低い。また、認知症の相談窓口として、あんしん長寿相談所や病院・診療所を認知している割合が低い。</p> <p>○「運動器の機能低下のリスク」「転倒のリスク」「認知機能の低下」「IADL（手段的自立度）の低下」該当者の割合が高い。</p> <p>○移動手段として徒歩や電車の割合が高く、自動車の割合が低い。</p> <p>○生活をより良くするためにあるとよいこと「買い物場所の増加」「介護予防のための教室」の割合が高い。</p> <p>【地域活動より】</p> <p>○マンションの居住者や空き家が増えたことにより、人付き合いが少なく、健康状態の悪化や認知機能の低下等、発見が遅れがちである。</p> <p>○8050 問題等複雑な課題を抱えるケースの相談や、子や介護者からの虐待についての相談が増えている。</p> <p>○認知症について専門医への受診に抵抗がある方が多く、進行してから相談される事が多い。</p> <p>○在宅療養や看取りについて、新型コロナウイルス感染症流行後の現状や課題について、医療機関や介護事業所等と共有できていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん長寿相談所の認知度が低いため、自治会未加入の高齢者や介護する世代にも、引き続き周知が必要である。 ●徒歩や電車で移動する高齢者が多く、日常生活を継続するためには運動器の機能低下や転倒リスクを予防する必要がある。 ●認知機能やIADL（手段的自立度）の低下のある高齢者を早期に把握し、必要に応じて医療機関の受診や成年後見制度の利用等につなげる必要がある。 ●高齢者が地域で安心して生活が継続できるよう、住民や民生委員等の関係者や関係機関と協力して、地域における見守りのしくみや専門職による支援体制を構築する必要がある。 ●8050 問題について、民生委員やすこやか相談所等と協力し、早期発見・早期介入を図り、介護者の支援も含めた虐待予防への取組を進める必要がある。 ●認知症についての理解を深めるため、サロンや、「あんしん長寿相談所だより」等、あらゆる機会を活用して、情報提供する必要がある。 ●新型コロナウイルス感染症の影響による在宅療養や看取りの現状や課題を把握し、対応について検討する必要がある。

※現状の【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】にある「高い」「低い」の表現は、市平均と比較しての状況

【目標と取組】

ブロック別基本目標

高齢者が人とつながり、 困った時に気軽に相談しあえる地域

取組

【地域課題からの重点的な取組】

- あんしん長寿相談所の認知度をあげる取組として、高齢者が立ち寄る場所やマンション等、新たな「あんしん長寿相談所だより」の配布先の開拓を行います。また、自治会未加入者にも情報が届くようにします。
- 運動機能が低下し、転倒リスクの高い高齢者が多いため、各サロンにおいて、転倒・骨折予防のための講座を開催し下肢筋力の強化に力を入れます。また、身近な集会場等で、介護予防体操（ハツラツ宇宙体操・いきいき百歳体操）が行える場所が増えるよう民生委員をはじめとした関係者で検討します。
- 日常生活に支障の出ている高齢者を早期に発見・介入し、重度化予防を図ることを目指し、自治会関係者や地域住民、民生委員等と連携して見守り体制について協議します。
- 今までに関わりの無かったマンションの住民組織に働きかけ、生活実態や困り事を把握し、身近な場所での集いの場作りを行い、地域の助け合いの輪を広げます。

【その他の主な取組】

- 令和5年度（2023年度）に実施した、高齢者の生活に関するアンケート結果に基づき、生活実態や困り事を把握することで地域課題を整理し、民生委員・学区社会福祉協議会・銀行及び商店街関係者等と共有します。
- すこやか相談所や保健予防課等と連携し、8050問題やヤングケアラーやダブルケア、介護離職等の把握に努め、介護者支援を行うとともに、職員研修を通じて介護者支援のための資質向上を図ります。
- 複合的な課題を抱えるケースの支援についてケース会議を開催し、介護支援専門員や介護の関係者、ケースに関係する民生委員や地域住民等と共に、課題の共有や早期解決に努めます。
- 認知症の相談窓口や認知症の理解を深めるため、マンションの住民組織や商店街関係者等に働きかけ、新たな場所で認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による在宅療養や看取りについての現状や課題について医療機関や関係者から聞き取り調査を行い、医療・介護の専門職で調査結果を共有し、課題解決の方策を検討します。

Ⅱ. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

●中南部ブロック（担当：膳所あんしん長寿相談所、膳所第二あんしん長寿相談所）

【現状データと調査結果】

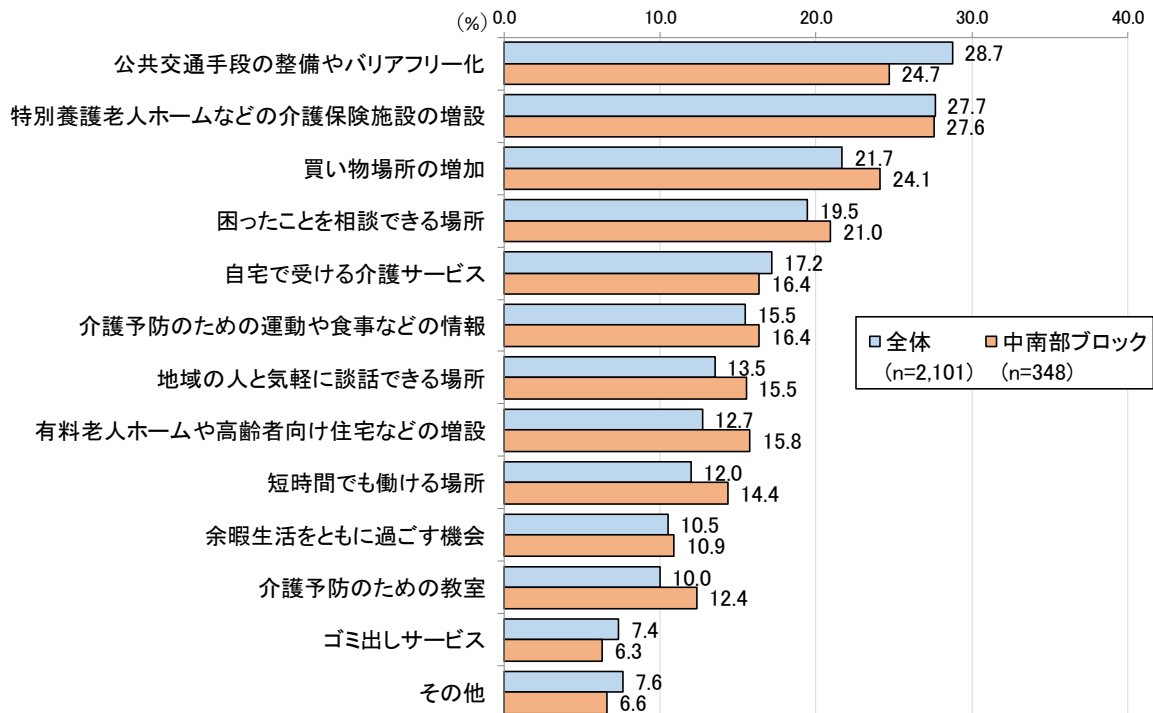
現状データ				
人口等の状況 (各年10月1日)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	相談所活動状況 [令和4年度(2022年度)]	
	人口	61,398 人	60,719 人	総合相談
高齢者人口	16,060 人	16,378 人	訪問件数	1,047 件
高齢化率	26.2 %	27.0 %	虐待台帳登録者件数	52 件
第1号認定者数	3,068 人	3,218 人	ケアマネジャー個別支援	1,074 人
認定率	19.1 %	19.6 %	介護予防出前講座(認知症含)	41 回
介護予防・日常生活圏域二エース調査			指定介護予防支援業務	8,914 件
あんしん長寿相談所の認知度		45.1%	地域密着DS、GH運営推進会議参加	21 回
(知っていると回答した者の割合 市平均：45.0%)			*いずれも延人数、延件数	

調査結果	
身体機能低下のリスク該当者の状況	地域や健康状態に関する外出困難要因
<p>※枠付きの値は全体(市平均)を上回るもの</p> <p>● 全体(n=2,101) ■ 中南部ブロック(n=348)</p> <p>運動器の機能低下のリスク: 全体 11.8%, 中南部ブロック 14.9%</p> <p>転倒のリスク: 全体 33.3%, 中南部ブロック 30.7%</p> <p>認知機能の低下: 全体 43.0%, 中南部ブロック 42.8%</p> <p>閉じこもり傾向: 全体 17.0%, 中南部ブロック 14.4%</p> <p>咀嚼機能の低下: 全体 29.9%, 中南部ブロック 32.2%</p> <p>低栄養の疑い: 全体 9.4%, 中南部ブロック 10.3%</p> <p>IADLの低下: 全体 13.8%, 中南部ブロック 11.8%</p> <p>4.4%</p>	<p>(%) 0.0 20.0 40.0 60.0</p> <p>足腰などが痛い: 全体 18.5%, 中南部ブロック 17.8%</p> <p>食料や日用品等の買い物をする店が遠い: 全体 15.2%, 中南部ブロック 13.5%</p> <p>最寄りの交通機関が遠い: 全体 13.0%, 中南部ブロック 10.1%</p> <p>病院や診療所が遠い: 全体 11.9%, 中南部ブロック 8.6%</p> <p>近所に友人と交流する場所や機会が少ない: 全体 7.9%, 中南部ブロック 8.3%</p> <p>公共交通機関や道がバリアフリーになっていない: 全体 6.7%, 中南部ブロック 7.8%</p> <p>病気や障害がある: 全体 5.9%, 中南部ブロック 4.3%</p> <p>特になし: 全体 49.5%, 中南部ブロック 50.9%</p> <p>その他: 全体 5.1%, 中南部ブロック 5.5%</p>

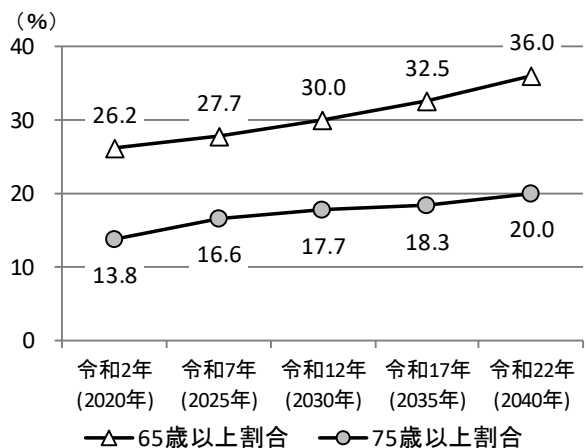
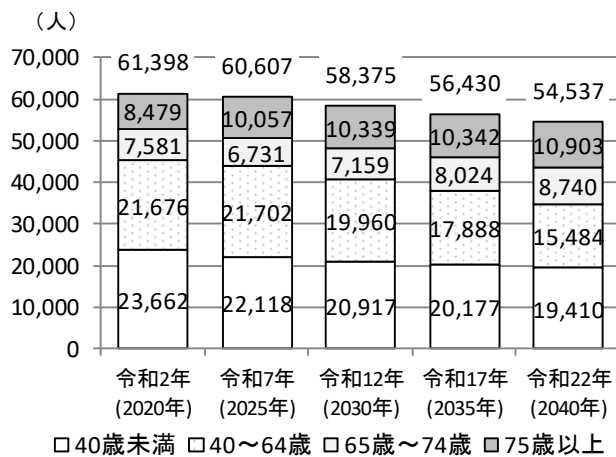
(*)地域密着DS、GH運営推進会議参加：地域密着通所介護事業所、グループホーム事業所等が実施する運営推進会議への参加

調査結果

生活をよりよくするためにあるとよいと思うもの



人口推移と推計 ※実績は大津市人口統計表(住民基本台帳)、各年10月1日



【現状と課題】

現状	課題
<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】</p> <p>○あんしん長寿相談所の認知度は市平均とほぼ同じだが、認知症の相談窓口として認識している割合が低い。</p> <p>○「運動器の機能低下のリスク」「低栄養の疑い」「咀嚼機能の低下」該当者の割合が高い。</p> <p>○移動手段としては、徒歩、自転車、電車の割合高く、自動車の割合が低い。</p> <p>○生活を良くするために「困ったことを相談できる場所」「地域の人と気軽に談話できる場所」「介護予防のための情報」「介護予防のための教室」を希望する割合が高い。</p> <p>○介護予防のための通いの場や老人クラブへの参加割合は低いが、地域づくり活動への参加意欲は市全体で最も高い。</p> <p>【地域活動より】</p> <p>○駅周辺や湖岸地域にマンション等集合住宅が多く、住民同士のつながりが希薄な傾向がある。山手側は移動手段が乏しく、加齢とともに移動が困難となっている。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の集まりやイベントが中断していた。その間に、世話役の高齢化等で再開が困難となっている。</p> <p>○高齢者虐待対応において、介護者が精神的問題や経済的問題等、潜在的な問題を抱えており、対応事例が増えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●困ったことを相談できる場所を希望する高齢者が多いことから、あんしん長寿相談所の役割について具体的にわかりやすい周知を行う必要がある。 ●交通手段が徒歩、自転車、電車であるため、運動機能の低下があると日常生活に支障があり、特に山手側では外出困難になるため運動機能向上のための取組が必要である。 ●介護予防のための通いの場への参加割合は低いが、介護予防のために教室を希望する人が多いことから、新たな介護予防の場づくりについて検討する必要がある。 ●ブロックの中でも地域によって課題が異なり、その地域にあった対応・対策を考えていく。 ●地域の集まりやイベントが中断した後、再開の目処が立たないところもあり、地域のつながりやネットワークづくりの見直し、再構築を考えていく必要がある。 ●複雑化した家族の問題に対して、関係機関と連携し早期に対応することで、高齢者虐待に発展することを防止する必要がある。

※現状の【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】にある「高い」「低い」の表現は、市平均と比較しての状況

【目標と取組】

ブロック別基本目標

みんながつながって互いに助けあえる地域

取組

【地域課題からの重点的な取組】

- 支援の必要な高齢者や家族が、早期にあんしん長寿相談所につながるよう、地域の診療所や関係機関に出向き、連携を深めます。また、高齢者の転居が多いマンションのモデルルームや不動産業者にもあんしん長寿相談所案内等を配布し、あんしん長寿相談所の役割を周知します。
- 地域の集いの場や介護予防の教室を希望する人が多いことから、地区組織や住民と連携して、サロンの活性化や集いの場の立ち上げを支援します。
- 新たにまちづくり協議会と連携し、地域の現状について共有するとともに、地域のつながりづくりについて検討します。
- 高齢者を取り巻く家族全体にも視野を広げ、支援が必要な場合には適切な支援関係機関と連携します。また、介護者の離職防止のための相談・情報提供を行います。

【その他の主な取組】

- 運動機能の低下により、日常生活に支障がでないよう運動機能向上のための講座や情報提供等の取組を実施します。
- 低栄養・^{こうくう}口腔機能低下の予防については、「あんしん長寿相談所だより」の記事に掲載し、その記事を活用して重点的に地域の集まりで啓発を行います。
- 「高齢者が住みやすい街づくり」を目的に、地域の関係者を交えて検討し、防災対策と命のバトンをツールに地域づくりを企画します。
- 精神疾患を抱える方の対応について、早期介入・支援事業チーム（かけはし）と連携し、ケアマネジャー等支援者が学びを深めます。また、高齢者虐待の早期発見・対応のための小規模での勉強会を実施します。
- 地域住民に対し、認知症や認知症介護の負担における理解、早期発見、見守りの重要性について啓発を行います。また、民生委員や地域の関係者と連携し認知症に関する支援体制を検討します。

Ⅱ. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

●南部ブロック（担当：南あんしん長寿相談所、南第二あんしん長寿相談所）

【現状データと調査結果】

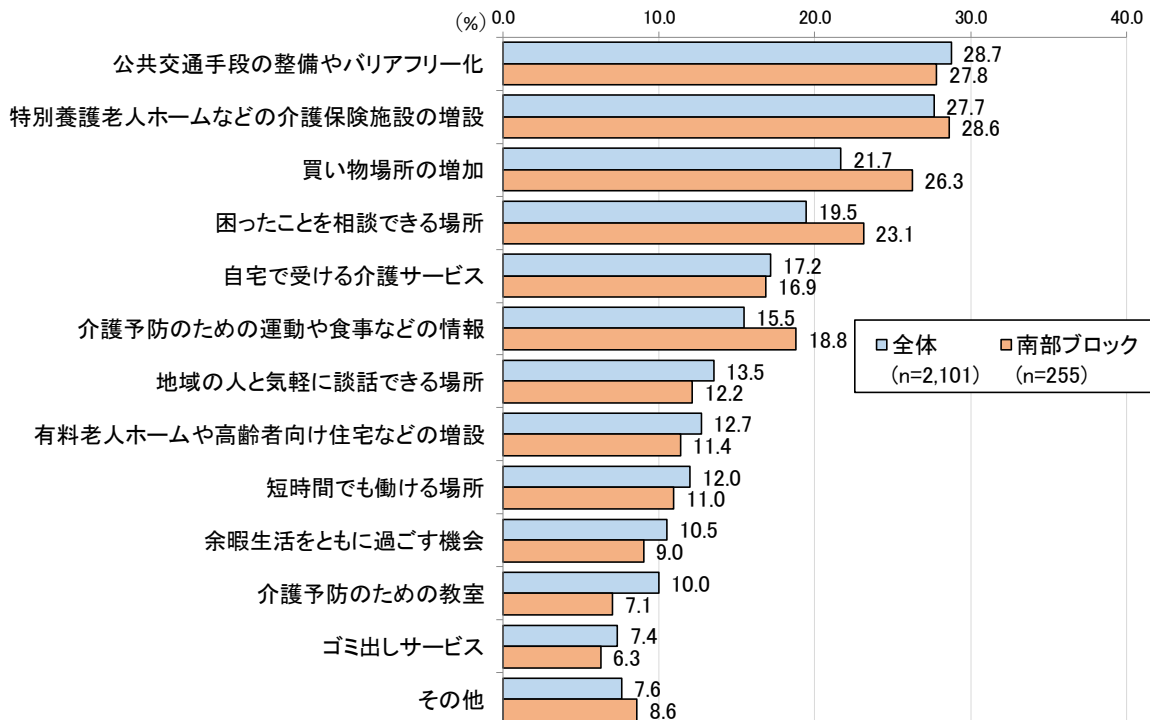
現状データ				
人口等の状況 (各年10月1日)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	相談所活動状況 [令和4年度(2022年度)]	
	人口	34,735 人	33,936 人	総合相談
高齢者人口	11,163 人	11,445 人	訪問件数	507 件
高齢化率	32.1 %	33.7 %	虐待台帳登録者件数	34 件
第1号認定者数	1,975 人	2,211 人	ケアマネジャー個別支援	276 人
認定率	17.7 %	19.3 %	介護予防出前講座(認知症含)	11 回
介護予防・日常生活圏域二エーズ調査			指定介護予防支援業務	5,664 件
あんしん長寿相談所の認知度		44.3%	地域密着DS、GH運営推進会議参加	15 回
(知っていると回答した者の割合 市平均：45.0%)			*いずれも延人数、延件数	

調査結果	
身体機能低下のリスク該当者の状況	地域や健康状態に関する外出困難要因
<p>※枠付きの値は全体(市平均)を上回るもの</p> <p>●● 全体(n=2,101) ■■ 南部ブロック(n=255)</p>	

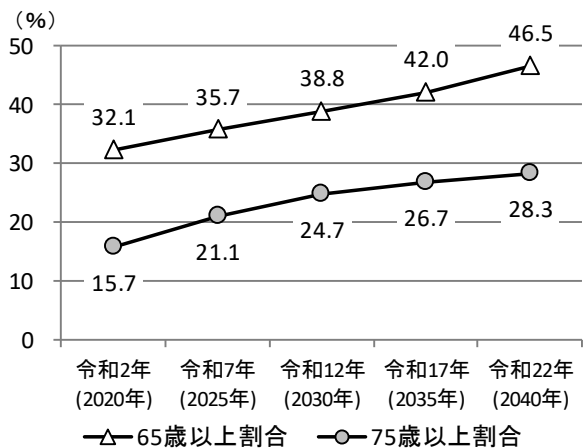
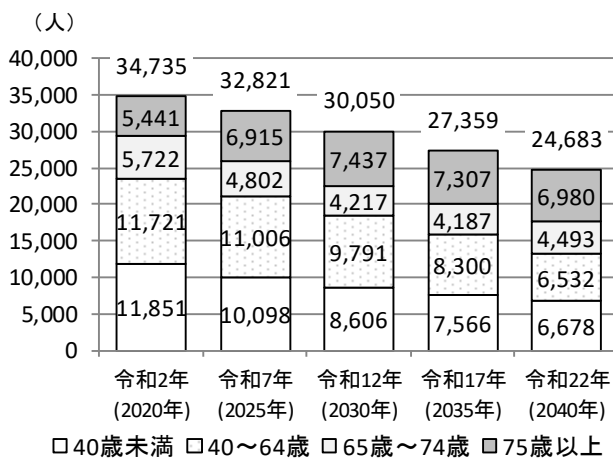
(*)地域密着DS、GH運営推進会議参加：地域密着通所介護事業所、グループホーム事業所等が実施する運営推進会議への参加

調査結果

生活をよりよくするためにあるとよいと思うもの



人口推移と推計 ※実績は大津市人口統計表(住民基本台帳)、各年10月1日



【現状データと課題】

現状	課題
<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】</p> <p>○認知症の相談窓口として医療機関や市役所、ケアマネジャーや介護サービス事業所と答えた人の割合が高い。</p> <p>○身体機能低下のリスクの全ての項目において市平均を上回る。中でも「閉じこもり傾向」「低栄養の疑い」「咀嚼機能の低下」の割合は市内で最も高い。うつ傾向の割合も高くなっている。</p> <p>○外出を控える理由としては「病気」「足腰等の痛み」「交通手段がない」が高く、移動手段としては、自動車、路線バスの割合が高い。</p> <p>○生活をよりよくするために「買い物場所の増加」「困ったことを相談できる場所」「介護予防のための情報」を希望する割合は高いが、「地域の人と談話できる場所」や「介護予防のための教室」を希望する割合は低い。</p> <p>○社会参加をしていない人の割合が最も高く、地域づくりの参加意向は低く、参加者としても、お世話係としても参加したくない人の割合が最も高い。</p> <p>【地域活動より】</p> <p>○交通の便が悪い。出掛けづらい。坂道が多い。</p> <p>○相談先に困っている人が多く、重度化してから、あんしん長寿相談所に連絡が入る。</p> <p>○8050問題の支援が増えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん長寿相談所の認知はされているものの、相談先としては医療機関や他機関になっており、あんしん長寿相談所への早期の相談につながらず、問題が重度化してからあがってきているため、他機関と連携を強化し、早期の相談につなげていく必要がある。 ●咀嚼機能の低下や低栄養など、口腔機能に問題を抱えている高齢者が多いためや食事や口腔ケアについて周知啓発を行う必要がある。 ●公共交通機関の減便や坂道が多いなどの地理的な理由から、外出しづらく閉じこもり傾向が高くなるという現状があるため、閉じこもり予防のための取組や必要な情報を届けるための手段が必要である。 ●親が高齢者になることにより8050問題が顕在化してきているが、長年の経緯もあり支援が困難になっていくため、早めに相談しやすい体制整備をはかっていく。

※現状の【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】にある「高い」「低い」の表現は、市平均と比較しての状況

【目標と取組】

ブロック別基本目標

支え合っていていつまでも安心して暮らし続けられる地域

取組

【地域課題からの重点的な取組】

- 民生委員や地域の関係者と低栄養や咀嚼機能の低下がみられる高齢者が多い現状を共有し、口腔機能向上のための介護予防講座を開催する機会を増やします。また、閉じこもり傾向にある人に介護予防や相談窓口等の必要な情報を伝える手段を検討します。
- 閉じこもり傾向にある人の更なる機能低下やうつ傾向を予防するため、商店街と連携してサロンで移動販売を実施する等、高齢者が外出し地域の人と交流しやすい方法を検討します。
- 8050 問題について、早期からあんしん長寿相談所とすこやか相談所等関係機関と連携し、同行訪問するなど対応を行います。
- 認知症等支援の必要な高齢者や家族が早期にあんしん長寿相談所につながるために、医療機関や関係機関とのネットワークを強化します。

【その他の主な取組】

- 自治会単位でいきいき百歳体操に取り組む団体がない学区で、いきいき百歳体操の立上げを支援し、介護予防に取り組む団体を増やします。
- 民生委員の定例会や福祉委員の勉強会等で虐待予防や成年後見制度、消費者被害についてアナウンスを行い、消費者センターとも連携して研修会を開催します。
- 各学区で介護支援専門員と民生委員やボランティアとの交流の機会を持ち、8050 問題等困難事例への支援や連携の方法について検討します。

Ⅱ. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

●東部ブロック（担当：瀬田あんしん長寿相談所、瀬田第二あんしん長寿相談所）

【現状データと調査結果】

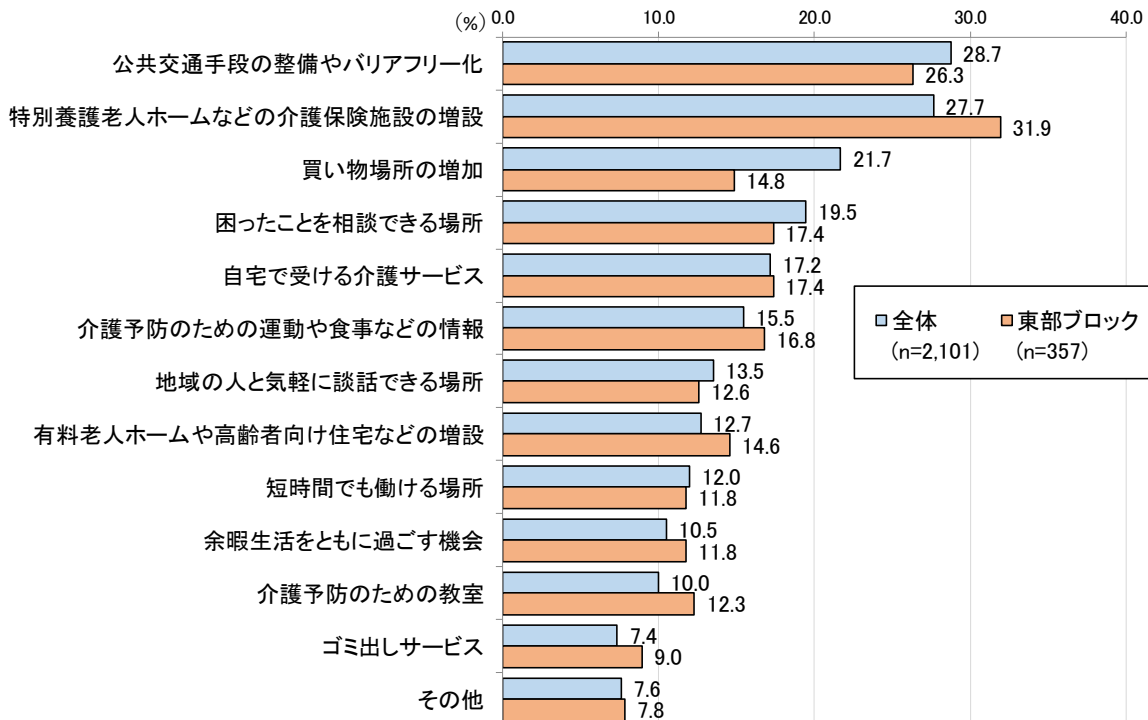
現状データ			
人口等の状況 (各年10月1日)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	相談所活動状況 [令和4年度(2022年度)]
	人口	77,275 人	
高齢者人口	16,147 人	16,916 人	訪問件数 1,299 件
高齢化率	20.9 %	21.8 %	虐待台帳登録者件数 63 件
第1号認定者数	2,766 人	3,283 人	ケアマネジャー個別支援 818 人
認定率	17.1 %	19.4 %	介護予防出前講座(認知症含) 56 回
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査			指定介護予防支援業務 8,944 件
あんしん長寿相談所の認知度		47.1%	地域密着DS、GH運営推進会議参加 7 回
(知っていると回答した者の割合 市平均：45.0%)			*いずれも延人数、延件数

調査結果	
身体機能低下のリスク該当者の状況	地域や健康状態に関する外出困難要因
<p>※枠付きの値は全体(市平均)を上回るもの</p> <p>—●— 全体(n=2,101) -■- 東部ブロック(n=357)</p>	

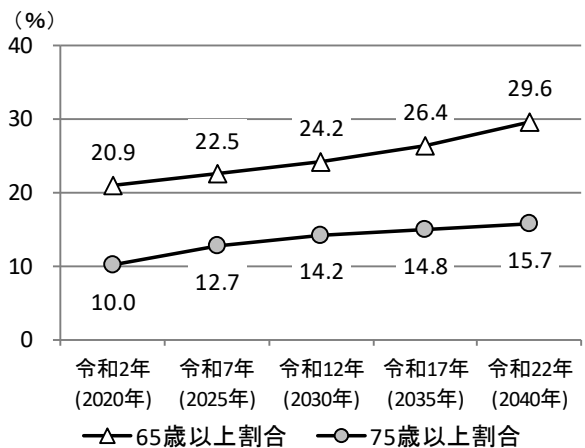
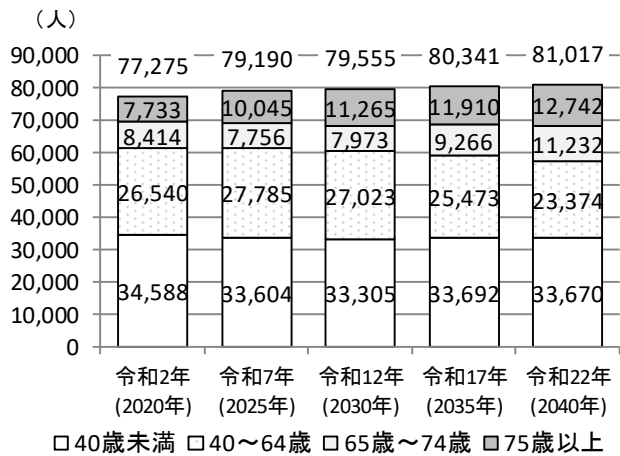
(*)地域密着DS、GH運営推進会議参加：地域密着通所介護事業所、グループホーム事業所等が実施する運営推進会議への参加

調査結果

生活をよりよくするためにあるとよいと思うもの



人口推移と推計 ※実績は大津市人口統計表(住民基本台帳)、各年10月1日



【現状と課題】

現状	課題
<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あんしん長寿相談所の認知度が市内で2番目に高いが、介護保険制度の認知度はやや低い。 ○「IADL（手段的自立度）の低下」該当者の割合が市内で最も高い。うつ傾向が高い。 ○生活をよりよくするためにあるとよいことは「介護予防のための情報」「介護予防のための教室」の割合が高い。 ○地域づくり活動の参加意向については、「お世話係として参加してもいい」割合が高い。 <p>【地域活動より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域のつながりが希薄化していると感じる相談が増えた。 ○ブロック別に見ると高齢者虐待対応件数が多い。被虐待者は認知症が多く、また虐待者は男性介護者が多い。 ○総合相談の件数があんしん長寿相談所の中で最も多い。内容は介護保険に関する相談が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の認知度が低いため、適切な時期に申請ができるよう高齢者や家族に周知する必要がある。 ●IADL（手段的自立度）の低下のある高齢者を早期に把握し、日常生活に支障がでないよう支援する必要がある。 ●高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした暮らしができるよう、介護予防教室や地域づくりが必要である。 ●地域のつながりが希薄化し、孤立することでうつ傾向に陥りやすいため、身近なところで居場所をつくり、住民同士のつながりを深める必要がある。 ●核家族化により夫が妻を介護するケース等、男性介護者が増加していることから、虐待等に発展しないよう、男性介護者への支援の必要がある。 ●認知症の高齢者は虐待の対象となりやすい傾向があるため、認知症に関する相談先や認知症への理解が深められるように、啓発が必要である。

※現状の【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より】にある「高い」「低い」の表現は、市平均と比較しての状況

【目標と取組】

ブロック別基本目標

見守り支えあい高齢者になっても安心して生活できる地域

取組

【地域課題からの重点的な取組】

- 介護予防のため「フレイル対策」を含む内容の出前講座や啓発活動を支所や商業施設で実施し、IADL（手段的自立度）が低下している高齢者の早期把握に努めます。
- 高齢者の居場所の維持及び活動場所を増やすため、自治会や民生委員、商業施設等と相談し活動場所の確保・調整を行います。
- 男性介護者には介護に役立つリーフレット等を配布します。また、男性介護者に対する理解を図るため、介護職や介護支援事業所等への啓発を行い連携を強化します。
- 東部ブロックでは高齢者虐待対応件数が多く、特に男性介護者による虐待が多いため、家族介護者（特に男性）への支援が行き届き、負担軽減につながる取組を行います。
- 認知症高齢者やその家族の生活を支えるため、関係機関や地域とともにネットワークを強化します。

【その他の主な取組】

- 地域で抱える問題の把握と解決に向けて関係者とのネットワークづくりをするため、地域ケア会議を各学区で実施します。
- 瀬田商工会主催の絆づくり経営推進委員会に参加し、商工会とも地域課題について共有し、協力して取り組みます
- 権利擁護の理解を深めるため、「あんしん長寿相談所だより」に掲載し各学区の民生委員等の地区組織やサロンで啓発を行います

3. 介護サービスの質の向上

(1) 介護サービス利用者等の相談体制の充実

介護サービス相談員が介護事業所等を訪問し、利用者及びその家族と直接話すことで、利用者等の不安や疑問、介護サービスへの希望等を聞き取りながら、不安の解消等の支援に努め、利用者等が安心して介護サービスを利用できるように相談対応に取り組みます。

また、随時、介護サービスの利用者等からのサービス利用に係る相談を市役所の関係部局の窓口やあんしん長寿相談所において対応し、介護事業者等と調整するなど、利用者等に寄り添った支援に取り組みます。

(2) ケアマネジャーや介護職員への研修

ケアマネジャーを対象としたアセスメント能力やケアマネジメント能力向上のための研修、介護職員等を対象とした認知症ケア向上研修やオンラインセミナー等の実施により、介護サービスの質の向上に努めます。

4. 生活支援の充実・強化

(1) 生活支援体制整備事業の充実

保健福祉ブロックごとに設置している生活支援コーディネーターとあんしん長寿相談所が連携し、高齢者の生活を支える地域資源の情報収集を行うとともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化等の体制整備を進めます。

また、買い物に行けない高齢者に対し、配達サービスや移動販売、地域の支えあい活動を紹介するなど、地域資源の利用が促進できるよう、現況の見える化を図り情報提供に努めます。

（2）その他の在宅サービス

高齢者の在宅生活を支援するための各種事業を実施します。

今後も、「よくわかる大津市の介護サービス」や市ホームページ等で事業周知を図り、必要な人に必要なサービスが行き届くよう努めます。また、利用しやすいサービスにするために事業の見直しを行っていくとともに、身寄りのない高齢者への支援について検討します。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)		令和8年度 (2026年度)
緊急通報装置	利用者数	520	→	528
紙おむつ給付事業	利用者数	1,542	→	1859
寝具丸洗いサービス事業	利用者数	267	→	280
配食サービス事業	利用者数	502	→	847
ごみ出し支援戸別収集サービス	年間新規利用者数	(※) 132	→	140

資料：長寿政策課・廃棄物減量推進課

※令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）実績の平均値

（3）消費者啓発事業

「安心できる暮らし」につながる学習の場として、悪質商法にだまされないための講座などを開催するとともに、高齢者が高度情報通信社会の中で消費生活のトラブルに巻き込まれないよう、あんしん長寿相談所や福祉分野などの関係機関と連携しながら、知識の普及や情報の提供・共有を図り、高齢者等、配慮を要する方の見守りを進めます。

また、消費者情報を掲載した広報紙「ぽけっと」を発行し、自治会での組回覧を行うことで地域における啓発活動にも努めます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)		令和8年度 (2026年度)
啓発講座の開催	回数	8	→	10
	参加人数	175	→	200

資料：消費生活センター

5. 福祉意識の啓発

（1）福祉の意識向上

地域のニーズに対応するため、様々な主体が集い多世代の交流や多様な活動の機会、役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と地域資源がつながるような基盤となる環境の形成により、地域における活動の活性化や発展を図ります。

このため、福祉学習を通じて、地域住民のニーズ・生活課題の把握及び地域福祉活動の支援・情報発信等に取り組むとともに、行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながる体制の構築を図ります。

（2）地域共生社会実現へ向けた地域福祉の推進

地域共生社会の実現に向けて、第4次大津市地域福祉計画に位置付けられた各種事業に取り組むとともに、複合的かつ複雑な福祉の相談を受け止めるために重層的支援体制整備事業を推進し、高齢者支援にとどまらず、高齢者の支援から見えてくる他分野の課題に対する相談を受け止めることができるよう、個別事例への支援や連携会議等を通して関係機関と連携を図ります。

6. 暮らしの環境整備

（1）有料老人ホーム等に係る連携の推進

介護老人福祉施設に代わる入居施設のひとつとして、サービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホームが増加しており、令和5年（2023年）10月現在での入居定員総数は2,191人となっております。

有料老人ホーム等が多様な介護ニーズの受け皿となり、サービスの質が確保又は向上するよう、関係部局等と情報共有又は指導等で連携していきます。

（2）高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者がニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう住まいの種類や特徴に関する情報を把握し、高齢者及び家族への情報提供に努めます。

また、市営住宅の特定目的住宅について、年間15戸を新たに設置することを目標に設定し整備を進めます。

さらに、地域共生社会の実現という観点からも住まいと生活の一体的支援は重要であり、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まい確保のため、滋賀県居住支援協議会の支援制度を活用するとともに、滋賀県高齢者居住安定確保計画の下、高齢者の居住の確保に取り組みます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
特定目的住宅の設置	年間設置戸数	15	15

資料：住宅政策課

(3) 住み慣れた住宅の改造助成

高齢者が住み慣れた住まいで暮らし続けられるように、小規模住宅改造経費助成事業等の生活支援サービスについて、今後も、事業周知に努めるとともに、あんしん長寿相談所における相談の中で適切にサービスにつなげていきます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
小規模住宅改造経費助成事業	利用者数	172	185
転倒予防のための屋内改修サービス事業	利用者数	7	10

資料：地域包括ケア推進室

(4) 高齢者の移動手段の確保

利用者数の減少や運転手不足に伴い路線バスの減便や廃止が進むなか、高齢者をはじめとする市民の移動手段を確保する必要があります。

本市では、志賀地域、葛川・伊香立・仰木地域、上田上・晴嵐台地域においてデマンド型乗合タクシーを運行しており、今後もニーズを把握しながら、運行内容の改善に努め、効率性と持続可能性の向上を図ります。

また、高齢者が電車やバス等を円滑に利用できるよう、本市が路線バス事業者にノンステップバス購入支援を行い、導入促進を図るとともに、鉄道駅についても鉄道事業者によるバリアフリー化に向けた取組を進め、全ての人々が利用しやすい公共交通の整備環境を促進します。

さらに、地域の特性に応じた交通ネットワークを再構築するにあたり、地域の課題を抽出し、地域、交通事業者及び行政が連携して取り組むことが必要であることから、あんしん長寿相談所と地域交通部局が連携し、高齢者等交通弱者の状況の把握と移動手段の確保に努めます。

7. 防災・安全対策の推進

(1) 地域の見守り体制の推進

地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保するため、高齢者と接する機会の多い民間事業所等と連携した高齢者等地域見守りネットワーク事業を進め、高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援の提供を図ります。また、市社協や民児協連合会と連携し、協定先の拡大を図るとともに、定期的に情報交換会を開催し、事業所間の連携についても促進します。

II. 各論

第3章 地域の中で安心して暮らせるまち（あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者等地域見守りネットワーク事業	協定事業所数	20	25

資料：長寿政策課

(2) 災害や感染症対策に係る介護サービス事業所等の体制整備

豪雨や台風、地震等の災害や新たな感染症の脅威から高齢者を守る体制整備を進める必要があります。高齢者施設等が防災や感染症への適切な対応を行うことができるよう、平時から関係部局と連携し、国や県の補助金制度等を積極的に活用して、介護サービス事業所や介護施設における防災設備や感染症対策設備の整備を支援していきます。

また、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられていることから、関連通知等の情報提供や周知啓発に努めます。

さらに、介護保険施設の整備にあたり、その施設の選考基準に土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の防災面での立地条件を加えることも検討していきます。

(3) 防災事業

避難情報等や気象情報の情報発信手段についてSNS等を用い、さらなる周知啓発に取り組み、市民の防災意識向上を図ります。また、避難情報等の情報が行き渡るよう、防災メールや防災ナビの登録者数拡大に向けて、ホームページや広報おおつ等にて周知や登録促進を継続します。

高齢者本人だけでなく、地域での見守りや対応を考えてもらえるよう訓練や出前講座等の機会を捉えて、緊急時の支援体制の啓発に取り組みます。

また、災害時の避難に支援が必要と思われる高齢者、障害者等から情報提供の同意を得た避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供先の拡大に取り組むとともに、個別の避難計画（個別計画）の作成について、専門職や地域、関係部局と連携して取り組んでいきます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
防災メール登録者数	登録者数	12,028	16,000
防災ナビ登録者数	登録者数	19,247	26,000

資料：危機・防災対策課

第4章

高齢者がいきいきと健やかに生活し、 社会参加ができるまち

(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向があります。このことから、高齢者の心身の多様な課題に応じてきめ細かな生活習慣病予防等の疾病予防と生活機能維持のための介護予防を一体的に実施する必要があります。

健康寿命の延伸のため、様々な事業を通じて、高齢者自身が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援を行います。

(2) 地域課題の分析と対象者の把握、医療関係団体等との連絡調整

医療レセプト、健康診査、介護レセプトのデータ等より、新たに要支援・要介護認定を受けられる方は軽度認定者が多く、骨粗しょう症や脊椎障害、骨折等の筋骨格系疾患に罹っている方が多くみられます。このことから、更に介護が必要な状態にならないように、介護予防や転倒予防に関する啓発を進める必要があります。また、高血圧や糖尿病等の生活習慣病を持っている方が認知症や脳梗塞、腎不全など合併症を発症しないよう、重症化予防事業を進めていく必要があります。このような地域の健康課題の共有や課題解決について、地域の医療関係団体等と積極的に連携し取り組みます。

(3) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

高齢者の心身の状態を把握し、介護予防（^{こくくう}口腔等）や生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問相談、訪問指導を行い、必要に応じて医療機関と連携します。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
①重症化予防（糖尿病性腎症）	対象者に対する 保健指導実施率（%）	100	100
②重症化予防（高血圧）	対象者に対する 保健指導実施率（%）	65	80
③ ^{こくくう} 口腔機能低下予防事業	対象者に対する 保健指導実施率（%）	72	80

資料：地域包括ケア推進室

Ⅱ. 各論

第4章 高齢者等がいいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち(介護予防サービス・生きがいづくりの推進)

(4) 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

通いの場等において、運動・栄養・口腔^{こうくう}等の介護予防の知識を広く市民に周知するとともに、高齢者自身が主体的に介護予防に取り組むきっかけづくりとなるよう支援します。

また、高齢者の健康状態やフレイル状態を把握し、状況に応じて、健康相談・保健指導を実施し、必要に応じて、健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨などを行います。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
健康いきいき講座	保健指導必要な人のうち 保健指導実施率(%)	86	90
シニア向け健康トレーニング 教室	健康状態の維持・向上に つながった人の割合(%)	—	80

資料：地域包括ケア推進室

(5) 健康づくりの推進

高齢者の健康づくりとして、生活習慣病予防や生活習慣病からのフレイル、認知症の予防啓発に取り組むとともに、「大津市がん対策推進基本計画」に基づいて、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者とその家族への支援等の施策を関係機関と連携して進めていきます。

このため、各すこやか相談所において、がんや生活習慣病予防、生活習慣病からのフレイル予防、認知症予防に関する健康教育を行います。

また、後期高齢者健康診査の対象者に対して、個別に受診券を送付するとともに、がん検診精密検査の未受診者に対する受診勧奨を行い、がんの早期発見、早期治療につなげていきます。

2. 一般介護予防事業の推進

(1) 介護予防普及啓発事業

全ての高齢者を対象に、介護予防に関する正しい知識の普及、啓発を進めるとともに、介護予防に資するレシピの紹介や運動実践教室等を実施し、介護予防に取り組む市民が増えるよう努めます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防フィットネス講座	介護予防に取り組むきっかけ となった人の割合(%)	—	80
運動実践教室	延べ参加者数	680	1,200

資料：地域包括ケア推進室

(2) 地域介護予防活動支援事業

高齢者が、住み慣れた地域で「居場所」「仲間」「役割」、さらには日常生活を送る上での「生きがい」を創出するための活動を支援することにより、介護予防を推進していきます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防活動支援事業補助	支援団体数	49	60

資料：地域包括ケア推進室

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防に関する知識を持つ「介護予防サポーター」を養成し、サロン等通いの場においてその知識を周囲に広め、介護予防活動を推進できるよう、リハビリ専門職を派遣する「介護予防サポーター養成講座及び応援講座」を実施します。

また、養成講座を修了したサポーターが参加しているサロン等へ体力測定や介護予防に関する講座を行う継続支援を実施します。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サポーター養成講座	累計養成人数	132	170
継続支援の講座	団体数	-	8

資料：地域包括ケア推進室

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者等の多様な生活支援のニーズを把握し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援が実現できることを目指すとともに、住民等の多様な担い手によるサービスの総合的な実施や生活支援とのマッチングを推進します。

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

訪問介護員による身体介護や生活援助の提供を行います。また、閉じこもり、うつ、認知症の予防及び支援のため、医療専門職による居宅での相談指導を行います。

② 通所型サービス（第1号通所事業）

通所介護（デイサービス）事業者による生活機能の向上のための機能訓練を行います。また、リハビリテーション専門職等による居宅への訪問と施設通所を組み合わせ、短期集中的に運動器の機能向上訓練を行う「短期集中複合型予防サービス」を実施します。

Ⅱ. 各論

第4章 高齢者等がいいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)

③ 生活支援サービス(第1号生活支援事業)

ひとり暮らし高齢者等に対する見守りとともに栄養改善を目的とした配食サービス(総合事業型)を実施します。

4. 高齢者の社会参加及び生きがいつくりの推進

(1) 社会参加の促進

高齢者の社会参加を促すために、関係部局と連携し、公共交通機関や福祉有償運送など多様な移動手段の確保に努めます。

また、高齢者団体が通常の活動の場を離れて遠方で行う視察、研修その他自主的活動に係る費用を補助することで高齢者の社会参加の促進を図ります。

(2) 就労促進、シルバー人材センターの活用

就労を希望する高齢者が経験や希望にあった仕事が選択できるように情報提供を行うとともに、年齢制限のない就職面接会を開催する等の就労支援に取り組み、高齢者の就労機会の確保に努めます。

また、70歳までの就業確保措置の努力義務化の周知をはじめ、高齢者の雇用に対する助成や、定年引き上げ等の措置に対する助成など、国や県の支援制度の周知に努めます。

短期就労を希望する高齢者の就業先の開拓と高齢者のマッチングを目指したシルバー人材センターがそのノウハウを生かせるよう支援するとともに、生きがいつくりとしての就労も含めた、雇用促進を図ります。

(3) 老人クラブ活動の活性化

高齢者の介護予防、健康増進、生きがいつくりを進めるうえで、最も身近な活動主体である老人クラブに対して、補助金を交付し活動の活性化を支援します。また、「健康づくりスポーツ大会」などのイベントを通じ老人クラブ間の交流の場を確保するとともに、老人クラブ連合会と協力して活動内容の周知啓発等を行い、老人クラブの活性化につながるよう働きかけを行っていきます。

(4) 生涯学習、世代間交流等の促進

公民館利用者団体を講師とした講座の開催や地元高齢者の方の知識と経験を生かすことができる内容の講座を開催するなど、高齢者向けの公民館講座や出前講座のメニューを充実させ、引き続き健康長寿に関する学習機会が提供できるよう実施します。

老人クラブ連合会への委託により世代間交流を目的とする事業を引き続き実施し、高齢者の経験や知識を活用することで、高齢者の生きがいつくりにつなげます。

(5) ボランティア活動への支援

高齢者が培った経験や能力を活かし、地域活動の担い手としてボランティア活動を行うことは、高齢者自身の健康で自立した生きがいのある生活につながります。意欲のある高齢者が、ボランティア活動やNPO活動に参加しやすいよう情報提供等支援を行うとともに、市社協が運営する大津市ボランティアセンターとの連携を図ります。

(6) 生きがいつくりの場の提供

老人クラブ活動や教養向上のための活動、レクリエーション活動、地域活動等の拠点として、市内各所に設置された老人憩いの家や老人福祉センターを活用します。

特に、市内5施設ある老人福祉センターについては、多様化する高齢者ニーズに応えるため、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)にかけて「健康寿命の更なる延伸に向けた高齢者の健康づくりの拠点施設」として機能充実を図り、運動機能向上のためのトレーニングルームとシャワー室を配備し、体組成計や骨密度計などの健康測定器具を設置するほか、フレイル予防教室を実施するなど、更なる利用者の増加を目指し、高齢者の生きがいつくりにつなげます。

(7) 高齢者スポーツの振興

高齢者の健康や生きがいの増進につながるよう、気軽に始められるウォーキングをはじめ、誰もが参加できるスポーツイベントを開催するなど、生涯スポーツの推進として、各世代がスポーツに取り組める機会や環境の整備を行っていきます。

■事業

事業名	事業単位	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
65歳以上の週1回以上の市民の運動・スポーツ実施率	実施率(%)	- (※)	65

資料：スポーツ課

※(参考) 令和4年度(2022年度) 60歳以上の週1回以上の市民の運動・スポーツ実施率 61.7%

必要な介護保険サービスを利用できるまち

(介護保険サービスの充実)

1. 介護人材の確保に係る取組の推進

(1) 介護人材の確保及び介護事業所等の生産性の向上に係る取組の推進

更なる高齢化の進展とともに、介護事業所等を利用される方の増加が見込まれ、これらの事業所等で働く介護人材の確保は、喫緊の課題となっています。

介護人材の確保については、引き続き、国や県に対し処遇改善と人材確保対策の充実を求めていくとともに、国や県の事業とのすみ分けを図った上で、本市独自の取組を一層推進していくことが重要と考えます。「介護の仕事」や「介護職」の重要性や魅力の発信及び介護人材の確保・定着を図るために、次の3つの方向性により施策を推進していきます。

①「介護の仕事」や「介護職」の社会的な重要性や魅力を発信する取組の推進

介護職としての就職や人材の定着のためには、「介護の仕事」や「介護職」の社会的な重要性を理解してもらうとともに、介護の仕事(職)を身近に感じ、興味や関心を持ってもらうことや、やりがいのある仕事(職)、魅力のある仕事(職)であることを知ってもらうことが重要であることから、若い世代を中心に多くの市民を対象とした啓発活動や多角的な情報発信に取り組みます。

②大津市内の介護事業所等に就職(就業)する人を増やしていく取組の推進

介護人材の確保にあたっては、介護職員を雇用するための取組を支援することが重要であることから、外国人介護人材を含め多様な人材が介護職に就けるよう、介護事業所等が職員を雇用するための取組を支援します。

また、介護分野への介護未経験者の参入や潜在的な介護人材の再起を支援するため、基本的な介護の知識や技術を学べる機会の充実などに取り組みます。

③大津市内の介護事業所等で働き続ける人を増やしていく取組の推進

介護職の定着促進にあたっては、職場環境改善や職員の資質向上が、介護事業所等において働き続けることにつながることから、事業所等が実施するより良い職場環境づくりに係る取組や質の高い介護サービスを提供するための職員ニーズを踏まえた研修、介護関係の資格取得によるキャリアアップなどの取組を支援します。

また、ハラスメント対策や業務改善など、介護事業所等の様々な課題を解決するためのセミナーなどを開催します。

加えて、介護人材の不足に対応するため、介護事業所等において生産性の向上を図り、限られた人員で最大の効果を生み出すことが重要なことから、事業所等の業務改善をはじめとした生産性向上の取組を支援することや、介護ロボットなどICTの活用事例に係る情報提供、滋賀県と連携した相談対応など、事業所等の生産性の向上に係る取組を推進します。

これらの取組の推進にあたっては、介護事業者や関係機関で組織される「大津市介護人材確保連携会議」や「大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」からの意見を踏まえ、より実現性や効果の高い取組になることを目指します。

また、介護事業所等の事務負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、文書負担軽減に向けた標準様式や「電子申請・届出システム」の原則化など手続の簡素化に取り組みます。

2. 介護保険サービスの整備

令和22年（2040年）に向けて、認定者数の増加が見込まれることから、引き続き、介護保険サービスの基盤整備を進めていくことが求められます。

介護保険サービスの整備は、高齢者の生活の質の向上、社会生活への参加、介護離職ゼロ等に向けた有効な施策ではありますが、一方で、過剰な介護保険サービスの整備は、介護保険料の上昇にもつながることから慎重に検討する必要があります。

中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者等と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論するなど、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要です。

地域密着型サービス及び入所・居住系施設は、学識経験者、介護サービス事業者、市民団体、大津市で構成する「大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会」において審議のうえ選考していくものとします。

Ⅱ. 各論

第5章 必要な介護保険サービスを利用できるまち（介護保険サービスの充実）

（1）地域密着型サービスの整備目標

① 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び共用型認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、7つのブロック全てに整備済であるため、日常生活圏域を限定せず整備を進めます。

共用型認知症対応型通所介護は、介護保険サービスの設備を共用して実施するものであることから、事業者からの提案があれば審議のうえ認めていきます。（新規整備数は不明のため「－」としています。）

■ 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の整備目標 （単位:か所、人）

		令和5年度 (2023年度)		第9期計画期間 (新規整備分)		令和8年度 (2026年度) 末の目標	
		整備済数	人数	整備数	人数	整備数	人数
志賀 ブロック	小松、木戸	0	0	1	12	13	154
	和邇、小野	1	12				
北部 ブロック	葛川、伊香立、真野、真野北	0	0				
	堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	1	12				
中北部 ブロック	雄琴、日吉台、坂本	1	12				
	下阪本、唐崎	2	24				
中部 ブロック	滋賀、山中比叡平	2	24				
	藤尾、長等、逢坂、中央	1	12				
中南部 ブロック	平野、膳所	2	22				
	富士見、晴嵐	0	0				
南部 ブロック	石山、南郷	0	0				
	大石、田上	1	12				
東部 ブロック	上田上、青山	0	0				
	瀬田、瀬田南	0	0				
	瀬田北、瀬田東	1	12				
合 計		12	142				
共用型認知症対応型通所介護(圏域指定なし)		1	3	－	－	－	－

②小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、令和8年度（2026年度）の利用者数が現状での定員を上回る見込みがないため、新たな整備は行いません。

■小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の整備目標（単位：か所、人）

		令和5年度 (2023年度)		第9期計画期間 (新規整備分)		令和8年度 (2026年度) 末の目標	
		整備済数	人数	整備数	人数	整備数	人数
志賀 ブロック	小松、木戸	1	24	0	0	16	426
	和邇、小野	1	25				
北部 ブロック	葛川、伊香立、真野、真野北	1	29				
	堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	1	29				
中北部 ブロック	雄琴、日吉台、坂本	1	29				
	下阪本、唐崎	1	29				
中部 ブロック	滋賀、山中比叡平	1	43				
	藤尾、長等、逢坂、中央	2	47				
中南部 ブロック	平野、膳所	1	25				
	富士見、晴嵐	1	24				
南部 ブロック	石山、南郷	1	29				
	大石、田上	1	18				
東部 ブロック	上田上、青山	1	25				
	瀬田、瀬田南	1	25				
	瀬田北、瀬田東	1	25				
合 計		16	426	0	0	16	426

Ⅱ. 各論

第5章 必要な介護保険サービスを利用できるまち（介護保険サービスの充実）

③ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、15の日常生活圏域全てに整備しましたが、認知症施策を推進するうえで、高齢者人口あたりの整備数の少ない圏域を優先するなど考慮しながら、日常生活圏域を限定せずに2ユニット36名の整備を進めます。

なお、既存の事業所による定員増は、整備目標の範囲内で選考対象とします。

また、既存建物の改修による小規模な事業所(1ユニット、9名以下の事業所)における施設の安全確保のための改築、移転等に伴う定員増については、同一日常生活圏域内での一定の事業拡充に限り認めていきます。

■ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の整備目標

(単位:か所、人)

		令和5年度 (2023年度)		第9期計画期間 (新規整備分)		令和8年度 (2026年度) 末の目標	
		整備済数	人数	整備数	人数	整備数	人数
志賀 ブロック	小松、木戸	1	9	2	36	49	828
	和邇、小野	1	18				
北部 ブロック	葛川、伊香立、真野、真野北	3	54				
	堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	4	81				
中北部 ブロック	雄琴、日吉台、坂本	4	63				
	下阪本、唐崎	4	72				
中部 ブロック	滋賀、山中比叡平	4	72				
	藤尾、長等、逢坂、中央	3	54				
中南部 ブロック	平野、膳所	4	72				
	富士見、晴嵐	3	36				
南部 ブロック	石山、南郷	2	36				
	大石、田上	6	99				
東部 ブロック	上田上、青山	1	18				
	瀬田、瀬田南	2	36				
	瀬田北、瀬田東	5	72				
合 計		47	792	2	36	49	828

※令和5年度（2023年度）は第8期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、令和8年度（2026年度）の利用者数が現状程度と見込まれるため、新たな整備は行いません。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備目標 (単位:か所、人)

	令和5年度 (2023年度)		第9期計画期間 (新規整備分)		令和8年度 (2026年度) 末の目標	
	整備済数	人数	整備数	人数	整備数	人数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	116	0	0	4	116

※令和5年度（2023年度）は第8期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今後も利用者の増加が見込まれるため、地域を限定せずに市内1か所の整備を目標とします。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備目標 (単位:か所)

	令和5年度 (2023年度)		第9期計画期間 (新規整備分)		令和8年度 (2026年度) 末の目標	
	整備済数	整備数	整備数	整備数	整備数	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	3			

※令和5年度（2023年度）は第8期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、令和8年度（2026年度）の利用者数が現状程度と見込まれるため、新たな整備は行いません。

また、機能を併せ持つことになる既存の小規模多機能型居宅介護事業所からの転換については、審議のうえ認めていきます。（転換による整備数は不明のため「-」としています。）

■看護小規模多機能型居宅介護の整備目標 (単位:か所、人)

	令和5年度 (2023年度)		第9期計画期間 (新規整備分)		令和8年度 (2026年度) 末の目標	
	整備済数	人数	整備数	人数	整備数	人数
看護小規模多機能型居宅介護	4	116	-	-	-	-

※令和5年度（2023年度）は第8期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

Ⅱ. 各論

第5章 必要な介護保険サービスを利用できるまち（介護保険サービスの充実）

⑦ 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と類似したサービスが提供されますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を優先して整備していくことから、このサービスの整備は行いません。

⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護について、住宅型有料老人ホームから介護付き有料老人ホームへの転換及び新規開設による整備は行いません。

⑨ 複合的な在宅サービス

訪問介護・訪問看護と通所系サービスの組み合わせによる新たな複合型在宅サービスについては、制度改正の動向を見ながら検討していきます。

(2) 入所・居住系施設サービスの整備目標

介護老人福祉施設等の入所・居住系施設サービスについては、介護サービス事業者等との議論等を踏まえ、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、新たな整備は行わず、既存施設の改築（危険区域の移転を含む）等を支援していくこととします。

ただし、既存の介護老人福祉施設が改築される場合の増床は認め、ユニット型個室での整備を基本としつつ、多床室の整備も認めます。また、既存施設に併設の短期入所生活介護事業所からの介護老人福祉施設への転換も審議のうえ一部認めることとします。

なお、特定施設入居者生活介護の整備については、審議のうえ認めていくこととします。

■入所・居住系施設サービスの整備状況

(単位:か所、床数)

区 分	令和5年度 (2023年度)	
	整備済数	床数
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	18	1,534
②介護老人保健施設	7	439
③介護医療院	0	0
④介護療養型医療施設	1	27
⑤特定施設入居者生活介護	6	835

※令和5年度（2023年度）は第8期計画期間内の整備事業者選考済み分を含む。

(注) 介護療養型医療施設については、令和5年度（2023年度）末で設置期限の経過措置期間が終了となる。

（3）その他、整備にあたって留意する事項

① 保健医療計画との整合

在宅療養体制の整備は、滋賀県保健医療計画（計画期間：令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで）を踏まえるとともに、「おおつ保健医療プラン2019（第3期大津市保健医療基本計画）」（計画期間：令和元年度（2019年度）から令和6年度（2024年度）まで）の次期計画において整合性を図ります。

② 障害福祉の共生型サービスとの整合

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、介護や福祉分野の社会資源や人材にも限りがある中で、地域の実情に合わせて、他分野の社会資源や人材を活用しながらサービス提供を行うことができる共生型サービスについては、今後も引き続き制度の周知を図りながら新たに指定を受けようとする事業者と個別に協議するなど、関係部局間で連携して取り組みます。

Ⅱ. 各論

第5章 必要な介護保険サービスを利用できるまち（介護保険サービスの充実）

3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み

介護サービス・介護予防サービス利用に係る令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）の給付実績、令和5年度（2023年度）の給付見込み及び介護保険サービスの整備方針等を踏まえた令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの介護サービス・介護予防サービス受給者数と給付費を次のとおり推計します。

（1）居宅サービスの利用量の推計

① 居宅サービスの受給者数(延人数)

（単位：人）

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①訪問介護	39,399	40,501	42,948	43,920	45,468	47,304
②訪問入浴介護	2,453	2,428	2,292	2,352	2,484	2,604
③訪問看護	17,801	19,902	21,744	22,356	23,196	24,180
④訪問リハビリテーション	6,146	6,225	5,880	6,276	6,504	6,816
⑤居宅療養管理指導	28,287	30,559	33,600	34,356	35,688	37,296
⑥通所介護	31,605	32,152	33,216	34,464	35,628	36,984
⑦通所リハビリテーション	10,362	10,354	10,944	11,568	11,952	12,420
⑧短期入所生活介護	9,047	8,983	9,672	10,272	10,656	11,148
⑨短期入所療養介護	1,615	1,707	1,560	1,584	1,644	1,716
⑩特定施設入居者生活介護	4,221	4,268	4,728	4,788	4,932	5,088
⑪福祉用具貸与	67,359	70,328	73,308	75,900	78,636	81,888
⑫特定福祉用具購入	989	1,002	936	972	1,020	1,056
⑬住宅改修	767	739	744	768	768	816
⑭居宅介護支援	92,322	95,522	98,376	101,424	104,892	108,948

② 介護予防サービスの受給者数(延人数)

(単位：人)

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①介護予防訪問入浴介護	6	1	4	4	4	4
②介護予防訪問看護	2,829	3,135	3,312	3,492	3,564	3,648
③介護予防訪問リハビリテーション	1,236	1,191	1,080	1,212	1,236	1,272
④介護予防居宅療養管理指導	1,813	1,958	1,824	1,944	1,980	2,016
⑤介護予防通所リハビリテーション	5,040	5,310	5,424	5,796	5,928	6,048
⑥介護予防短期入所生活介護	257	237	192	192	204	204
⑦介護予防短期入所療養介護	26	21	24	36	36	48
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	812	779	648	648	672	684
⑨介護予防福祉用具貸与	24,815	27,013	28,080	29,160	29,808	30,432
⑩特定介護予防福祉用具購入	497	519	492	516	528	540
⑪介護予防住宅改修	684	673	756	768	780	804
⑫介護予防支援	29,321	31,779	32,808	34,284	35,040	35,784

Ⅱ. 各論

第5章 必要な介護保険サービスを利用できるまち（介護保険サービスの充実）

（2）地域密着型サービスの利用量の推計

① 地域密着型サービスの受給者数(延人数)

(単位：人)

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	183	358	468	660	672	696
②夜間対応型訪問介護	33	24	12	24	24	24
③認知症対応型通所介護	1,834	1,891	1,872	1,932	1,992	2,076
④地域密着型通所介護	22,525	23,024	24,264	25,440	26,256	27,240
⑤小規模多機能型居宅介護	2,830	2,606	2,604	2,628	2,712	2,844
⑥認知症対応型共同生活介護	8,077	8,254	8,592	8,676	8,928	9,228
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,157	1,393	1,404	1,404	1,404	1,404
⑨看護小規模多機能型居宅介護	404	406	624	672	684	720
⑩複合型サービス（新設）				0	0	0

② 地域密着型介護予防サービスの受給者数(延人数)

(単位：人)

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年 (2021年度)	令和4年 (2022年度)	令和5年 (2023年度)	令和6年 (2024年度)	令和7年 (2025年度)	令和8年 (2026年度)
①介護予防認知症対応型通所介護	5	16	12	12	12	12
②介護予防小規模多機能型居宅介護	248	238	240	252	252	252
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2	8	2	2	2	2

（3）施設サービスの利用量の推計

① 施設サービスの受給者数(延人数)

(単位：人)

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①介護老人福祉施設	16,135	17,041	17,568	17,568	17,568	17,568
②介護老人保健施設	5,605	5,359	5,616	5,616	5,616	5,616
③介護医療院	1,605	1,532	1,560	1,560	1,560	1,560
④介護療養型医療施設	318	232	288			

（4）介護給付サービスの給付費の推計

（単位：千円）

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス						
①訪問介護	3,111,849	3,236,379	3,428,860	3,558,641	3,703,366	3,879,481
②訪問入浴介護	170,950	176,063	163,483	168,805	178,277	187,147
③訪問看護	793,668	871,313	967,707	1,015,499	1,055,031	1,101,488
④訪問リハビリテーション	198,585	203,496	193,766	206,198	213,673	223,889
⑤居宅療養管理指導	309,753	336,060	376,609	386,365	401,513	419,822
⑥通所介護	2,605,945	2,620,467	2,643,039	2,723,604	2,820,283	2,934,230
⑦通所リハビリテーション	677,908	678,942	702,861	743,293	768,993	800,921
⑧短期入所生活介護	833,385	879,468	955,461	1,003,744	1,043,986	1,097,412
⑨短期入所療養介護	168,547	166,608	154,564	157,001	163,262	170,911
⑩福祉用具貸与	894,136	891,580	992,025	1,040,283	1,071,899	1,105,847
⑪特定福祉用具購入	1,021,081	1,072,015	1,123,403	1,153,657	1,198,521	1,252,493
⑫住宅改修	29,010	31,627	30,044	33,046	34,640	35,932
⑬特定施設入居者生活介護	57,510	56,546	57,738	60,210	60,210	63,995
⑭居宅介護支援	1,438,257	1,498,767	1,530,190	1,575,993	1,631,469	1,696,786
地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	28,226	52,046	59,339	77,799	79,003	82,712
②夜間対応型訪問介護	5,290	3,870	1,517	1,901	1,901	1,901
③認知症対応型通所介護	225,981	215,298	223,634	232,659	240,810	250,810
④地域密着型通所介護	1,740,814	1,753,608	1,803,280	1,905,252	1,970,608	2,051,226
⑤小規模多機能型居宅介護	605,203	568,734	577,540	588,914	608,811	640,775
⑥認知症対応型共同生活介護	2,151,846	2,194,214	2,315,691	2,359,877	2,428,357	2,510,382
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	318,825	381,981	393,362	400,494	400,494	400,494
⑨看護小規模多機能型居宅介護	107,548	110,984	157,180	182,698	186,502	196,790
⑩複合型サービス（新設）				0	0	0
施設サービス						
①介護老人福祉施設	4,404,447	4,671,652	4,832,980	4,950,714	4,950,714	4,950,714
②介護老人保健施設	1,638,706	1,593,220	1,711,581	1,702,035	1,702,035	1,702,035
③介護医療院	620,348	595,283	594,199	620,681	620,681	620,681
④介護療養型医療施設	99,037	70,783	81,631			

Ⅱ. 各論

第5章 必要な介護保険サービスを利用できるまち（介護保険サービスの充実）

（5）予防給付サービスの給付費の推計

（単位：千円）

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	145	11	136	139	142	145
②介護予防訪問看護	84,120	91,377	96,521	105,568	107,833	110,324
③介護予防訪問リハビリテーション	34,747	31,846	30,447	33,830	34,470	35,467
④介護予防居宅療養管理指導	14,874	15,230	14,747	15,818	16,109	16,399
⑤介護予防通所リハビリテーション	178,917	188,438	195,029	205,666	210,389	214,830
⑥介護予防短期入所生活介護	9,928	9,395	5,805	5,683	6,072	6,072
⑦介護予防短期入所療養介護	1,415	788	636	940	940	1,253
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	64,378	60,735	51,797	53,488	55,486	56,711
⑨介護予防福祉用具貸与	162,392	179,831	186,752	194,734	199,083	203,261
⑩特定介護予防福祉用具購入	11,344	13,281	13,534	12,323	12,571	12,888
⑪介護予防住宅改修	58,358	56,734	67,115	72,406	73,401	75,648
⑫介護予防支援	144,622	156,589	163,282	169,692	173,435	177,119
地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護	334	1,247	696	673	673	673
②介護予防小規模多機能型居宅介護	17,131	15,662	15,399	15,167	15,167	15,167
③介護予防認知症対応型共同生活介護	473	1,659	500	501	513	524

（6）総給付費（介護給付費・予防給付費）の推計

（単位：千円）

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費 (介護給付費・予防給付費)	25,040,033	25,753,827	26,914,080	27,735,991	28,441,323	29,305,355
増加率 (令和3年(2021年)度実績に対する割合)	100.0%	102.9%	107.5%	110.8%	113.6%	117.0%

4. 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業の費用額推計

地域支援事業は、要介護等状態にならないよう介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業です。

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの地域支援事業の費用額の見込みは次のとおりです。なお、地域支援事業の実施に当たっては、個人情報取り扱いに配慮しつつ、関連データの活用促進を図ります。

（単位：千円）

	第8期			第9期		
	実績		見込	見込		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	973,624	973,680	1,027,249	1,047,558	1,066,519	1,087,917
包括的支援事業・任意事業	596,223	630,059	727,053	789,377	810,907	849,545
計	1,569,847	1,603,739	1,754,302	1,836,935	1,877,426	1,937,462
増加率(令和3年(2021年)度実績に対する割合)	100.0%	102.2%	111.7%	117.0%	119.6%	123.4%

(2) 地域支援事業の内容

<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援事業 ○一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
<p>包括的支援事業</p> <p>あんしん長寿相談所が、地域の高齢者の実態把握、介護サービス以外の生活支援サービスとの調整、支援困難な事例への対応等を行う。加えて、医療介護連携や認知症対策についても実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント業務 ・権利擁護業務 ・在宅医療、介護連携の推進 ・生活支援サービスの体制整備 ・総合相談支援業務 ・包括的、継続的マネジメント支援業務 ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議
<p>任意事業(地域の実情に応じた多様な支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等費用適正化事業 ・住宅改修支援事業 ・「食」の自立支援事業 ・家族介護支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・紙おむつ給付事業 ・介護サービス相談員派遣事業 ・認知症サポーター養成事業

5. 介護保険料の算定

（1）第1号被保険者の介護保険料

未定

（2）所得段階別保険料

未定

※介護保険サービスの利用者負担割合や、第1号被保険者の保険料負担の在り方など制度改正の詳細が未定であるため、介護保険料については検討中です。なお、介護保険料の算定にあたっては介護給付費準備基金の活用を含め検討しているところです。

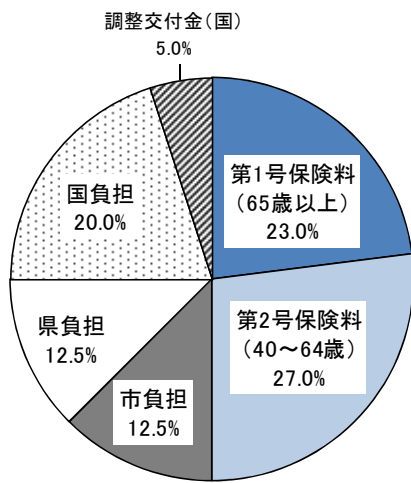
（3）介護給付及び地域支援事業に要する費用の負担割合

介護保険制度では、原則、保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。ただし、地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）は第2号被保険者の負担はありません。

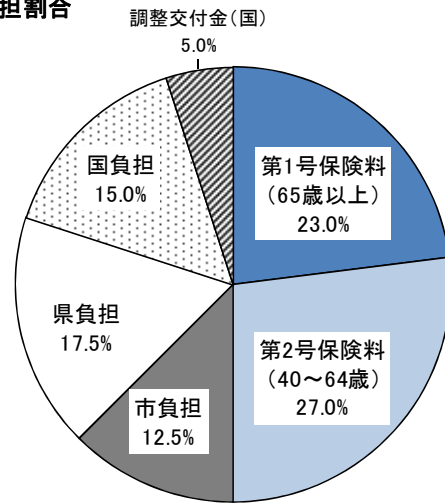
全国における第2号被保険者の負担割合は、3年ごとに政令で定められ、令和6年度（2024年度）からの第9期計画期間においては27.0%となります。第1号被保険者の負担割合は、国・県・市の公費負担が50.0%（地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）を除く。）である場合には23.0%となります。

【保険給付費の財源構成】

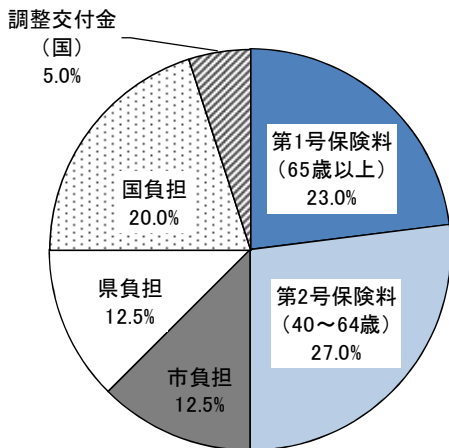
保険給付費の負担割合



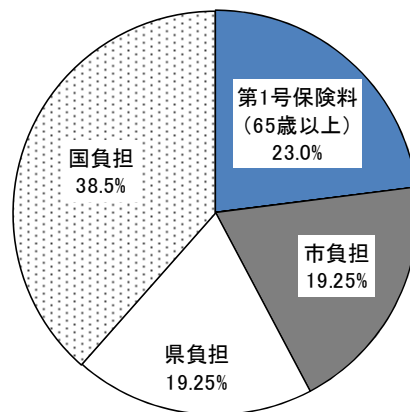
介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の施設等給付費の負担割合



地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の負担割合



地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)の負担割合



※国の負担割合のうち5%は「調整交付金」とされており、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況や所得の分布状況等を勘案して保険者ごとに増減して交付されます。この調整交付金が5%から減額され交付された場合は、その減額分を第1号被保険者の負担割合23.0%に加算して保険料をご負担いただくことになります。

6. 介護給付等適正化への取組と目標

(1) 基本的な考え方

介護給付の適正化は、介護サービス利用者が真に必要とする過不足のないサービスを受けるために必要不可欠であり、第9期計画においても適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築に資するため、国が示す「介護給付適正化の計画策定に関する指針」や、県が示す「介護給付適正化のための取組方針」に基づき、第6期大津市介護給付適正化計画において取組及び目標を定めます。

(2) 取組方針及び目標

① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る訪問調査票の内容を点検し、認定審査を行うことで適切な認定につなげます。また、訪問調査員への研修を実施することにより調査の質の向上と認定の適正化を図ります。

② ケアプランの点検

国保連合会システムから提供される各種帳票を用いて、ケアプラン点検を実施することにより、適切なケアマネジメントの重要性の再認識を促し、ケアプランの質の向上につなげます。

また、住宅改修、福祉用具購入の事前申請時に、必要性、図面、見積書、写真、カタログ等により審査し、住宅改修では完了後の現地調査を実施することにより不適切な支給の防止を図ります。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合・縦覧点検を国保連合会へ委託し、介護サービス種別間及び医療給付と介護給付の請求について点検を実施することにより、重複請求の排除等を図ります。

■ 目標(主なもの)

取組方針	実施目標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
要介護認定の適正化	調査票の点検(%)	100	100	100
ケアプランの点検	ケアプラン点検(件)	100	100	100
	住宅改修の現地確認等実態調査の実施(件)	45	45	45
縦覧点検・医療情報との突合	国保連への委託による点検(%)	100	100	100

資料：介護保険課

資料編

1. 用語解説

(1) 介護保険サービスの種類

居宅サービス/介護予防サービス	
訪問介護/介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の身体介護や、掃除、洗濯、調理等の生活援助、通院等のための乗降介助を行うサービス。
訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が浴槽付車両で居宅を訪問して入浴の介護を行うサービス。
訪問看護/介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。
訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能維持、回復のために必要なリハビリテーションを行うサービス。
居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅等を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービス。
通所介護/介護予防通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に日帰り通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院、診療所等に通り、理学療法や作業療法等のリハビリテーション等を受けるサービス。
短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設や短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービス。
特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している要介護者や要支援者が、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。
福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与	心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅の要介護者や要支援者が、日常生活上の便宜や機能訓練のために利用する福祉用具のうち、特殊ベッドや車いす等、厚生労働大臣が定めるものの貸与を受けるサービス。
特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、衛生上の理由から貸与にはふさわしくないもの(腰掛便座、入浴補助用具等、厚生労働大臣が定めるもの)について、それを購入する場合に介護保険から給付を受けるもの。
住宅改修/介護予防住宅改修	手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅で行うとき、対象となる改修費(上限20万円)の7~9割が支給される。
居宅介護支援/介護予防支援	ケアマネジャーが在宅の要介護者や要支援者の状況に応じて居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが利用できるよう支援するもの。

地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	介護サービスと看護サービスが連携を図りつつ、日中、夜間を通じて、「短時間の定期訪問」、「随時の対応」といった手段を適宜適切に組み合わせて、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供するサービス。
夜間対応型訪問介護	夜間を含めた 365 日、24 時間安心して生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けるサービス。
認知症対応型通所介護/介護予 防認知症対応型通所介護 (デイサービス)	要介護者や要支援者であって認知症の状態にある人が、デイサービスセンター等に日帰り通って、食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
小規模多機能型居宅介護/介護 予防小規模多機能型居宅介護	「通い(デイサービス)」を中心として、要支援者や要介護者の様態や希望に応じて「訪問(ホームヘルプ)」や「泊まり(ショートステイ)」を組み合わせて行うサービス。
認知症対応型共同生活介護/介 護予防認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	要支援者(要支援2)や要介護者であって認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居(グループホーム)において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型通所介護 (デイサービス)	定員 18 名以下のデイサービスセンターに日帰り通って、入浴や食事の提供や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型特定施設入居者生 活介護	定員 29 名以下の地域密着型特定施設での入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員 29 名以下の地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービス。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによって、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービス。
複合型サービス(仮称)	複数の在宅サービス(訪問や通所系サービスなど)を組み合わせて提供する新たな地域密着型サービスの類型。
施設サービス	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所している要介護者が、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受ける施設。
介護老人保健施設	入所している要介護者が、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける施設。施設では在宅生活への復帰をめざしてサービスが提供される。
介護療養型医療施設	療養病床等を備えた病院又は診療所で、入所している要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を受ける施設。令和5年度(2023年度)末で設置期限の経過措置期間が終了となる。
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り、ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護保険法改正によって平成30年度(2018年度)より創設されたもの。

(2) その他の用語

あ行	
IADL	排泄、食事、就寝等、日常生活の基本動作 ADL（日常生活動作）に関連した、買い物、料理、掃除等の幅広い動作のことを言う。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーション。
アドバンス・ケア・プランニング（ACP）	人生会議。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組。
あんしん長寿相談所	「地域包括支援センター」の項参照。本市では地域包括支援センターを「あんしん長寿相談所」という愛称で呼んでいる。
インフォーマルサービス	近隣や地域社会、NPO 法人、ボランティア等が行う非公式的なサービス。
運動器	身体運動に関わる骨、関節、軟骨、筋肉、靭帯、腱、神経などの総称。
SNS	Social Networking Service の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。
か行	
介護休暇	家族が病気や怪我、精神的な疾患などによって介護が必要な状態になった時、介護を行う労働者が取得できる休暇。
介護給付	要介護1～5を対象とした介護給付サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。
介護サービス相談員	介護保険サービス利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政と連携して、問題解決に向けた手助けをする専門員。
介護保険法	高齢化に対応し、高齢者等を国民の共同連帯の下、支える仕組みとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成9(1997)年12月に公布、平成12年(2000年)4月に施行された。
介護マーク	認知症の人への介護は、他の人からみると介護をしていることが分かりにくいいため、介護をする者が、介護中であることを周囲に理解してもらう目印となるもの。
介護予防	高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要支援、要介護状態となっても、それ以上悪化しないようにする（維持改善を図る）こと。
介護ロボット	介護が必要な人と介護する人の支援ができる機械システムで、情報を感知（センサー系）、判断（知能・制御系）し、動作する（駆動系）という3つの要素技術を有する。
機能強化型訪問看護ステーション	在宅医療を推進するため、24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、超重症児等の小児の訪問看護への積極的な取り組み、介護保険の居宅介護支援事業所の設置等といった、機能の高い訪問看護ステーションを実情に即して評価するため平成26年（2014年）4月の診療報酬改定で新設された。

協議体	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での支え合いの仕組み（生活支援体制整備）を作るために専門職や行政が側面から支援しながら、住民が主体となって自分たちの地域づくりについて検討する集まり。
共生型サービス	高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに位置づけられたサービス。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャーを配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業所。
拠点訪問看護ステーション	大津市において、地域の医療介護職に対する在宅医療に関する相談支援機能を整備するため、平成 30 年度（2018 年度）より開始した事業。市域を 3 区分し、各地域に 1 か所ずつ拠点ステーションを指定した。病院との連携強化や、拠点としての安定的な運営を期待して病院併設のステーションを拠点ステーションに指定した。
ケアハウス （軽費老人ホーム）	60 歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由で、家庭で生活することが困難な者が入所できる施設。給食付と自炊型がある。
ケアプラン	要支援・要介護認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する支援計画を指す。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的、一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	利用者の身体状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られる。
健康寿命	WHO（世界保健機関）によって提唱された新しい健康指標で「日常生活に制限のない期間の平均」。日常生活動作が自立し、健康で過ごせる期間のことを指す。
権利擁護	利用者に不利益がないように弁護、擁護することの総称。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。
高額介護サービス費	所得等の状況により、介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。
高額医療合算介護サービス費	介護保険と医療保険を両方利用した際の、利用者負担額が所得段階ごとに設定された世帯の上限額を超えたときは、超過分を保険給付から支給する制度。
合計所得金額	年金、給与、事業、譲渡等の所得（損失の繰越控除適用前）を合算した額で、各種所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）をする前の金額。ただし、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、これを控除した後の額。（平成 30 年（2018 年）4 月から）

高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。
コーホート法	「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。コーホート法は年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化を計算して将来の人口を求める方法。各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計するコーホート変化率法と、死亡、出生及び人口移動の要因ごとに計算して将来人口を推計するコーホート要因法がある。
さ行	
在宅医療連携拠点	在宅療養を支えるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会を始め、訪問看護ステーションや病院など関係機関と保健所、あんしん長寿相談所の連携体制を構築する拠点。
社会福祉協議会（社協）	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市区町村にそれぞれ組織されている。
社会福祉士	専門的な知識と技術を持って、身体上あるいは精神上の障害、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者が、適切なサービスを受けることができるように相談、助言、援助、支援を行う。
社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。
主任ケアマネジャー （主任介護支援専門員）	ケアマネジャーのうち、主任介護支援専門員研修を修了した者。保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携や、ケアマネジャーに対する指導、助言等の活動を行う。
重層的支援体制整備事業	既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業。
処遇改善加算	介護職員の安定的な処遇改善を目的として、賃金改善や職場環境の整備のために必要なお金を国から事業所へ支給する制度。
シルバー人材センター	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業又は、その他の軽易な業務に関わる就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。
新型コロナウイルス感染症	人に感染する7つ目の「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症（COVID-19）のこと。令和5年（2023年）5月から感染症法上の位置づけが第5類感染症に変更された。
審査支払手数料	事業者からの保険給付等の請求に関する審査、支払い事務に対する各都道府県の国民健康保険団体連合会への手数料。
生活支援コーディネーター	地域支え合い推進員とも言う。地域の支え合いの活動を発掘したり、新たな支え合いの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。第1層は市全域、第2層は日常生活圏域を担う。

生活習慣病	これまで「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目して捉え直し、再定義された概念。平成8年（1996年）12月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義された。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な者に、家庭裁判所で「成年後見人」等を選任することで、本人を支援する制度。
セルフ・ネグレクト	自分自身の健康や安全に対する無頓着や無関心が原因で、自分自身を放置し自己管理ができなくなってしまう状態のこと。
総合事業	平成29年度（2017年度）から、今まで介護保険の予防給付として実施されていた訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が予防給付ではなく、地域支援事業として実施されることになった。サービスの内容としては、現行型（予防給付相当のサービス）、A型（基準を緩和したもの）、B型（住民主体によるもの）、C型（短期集中で実施するもの）等がある。
た行	
ダブルケア	子育てと親や親族の介護を同時に担う状態。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市区町村が行う事業。
地域福祉権利擁護事業	認知症の症状が出はじめた高齢者等、判断能力が不十分な者に、適切な福祉サービスの利用を援助したり、日常生活での金銭管理や重要な書類・証書の預かりを行うシステム。
地域包括ケアシステム	高齢者のニーズに応じて「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目無く提供する体制を指す。取り組みとしては「医療」は介護との連携強化、「介護」は介護サービスの充実強化、「予防」は介護予防の推進、配食、買物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等、「住まい」は高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備、「生活支援」は見守り。
地域包括ケア「見える化」システム	厚生労働省が提供する、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。

地域密着型（介護予防）サービス	住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当なサービス類型として、平成 18 年度（2006 年度）より創設されたサービス。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型通所介護」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」を指し、保険者である市区町村が指定を行う。
地域連携クリティカルパス	地域で切れ目の無い医療サービスを提供するために、患者の視点に立ち、疾病の回復過程に沿った一連のサービスを体系化し、道筋を示すもの。滋賀県では保健所を中心とした検討会議の開催等、各地域の状況に応じた地域連携クリティカルパスの作成が進められている。
チームオレンジ	認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援とをつなぐ取組。
調整済み認定率	認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第 1 号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。
デマンド型乗合タクシー	予約に合わせて運行する乗り合いのタクシー。
特定入所者介護（介護予防）サービス費	所得等の状況により、要支援・要介護認定者が、施設サービス等を利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。補足給付ともいう。
特定目的住宅	市営住宅の空き住宅の一部について、特に居住の安定を図る必要があると認められる世帯に対し、福祉の向上の目的から優先的に割り当て、抽選によらず選考により市営住宅の空き住宅に入居できる制度。
な行	
認知症	脳の障害により記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたす病気の総称。代表的なものに、アルツハイマー型・脳血管性・レビー小体型・前頭側頭型などがある。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
認知症基本法	認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすために、認知症についての決まりごとをつくったり考えたりするときの基本理念を決めて、国や都道府県、市町村の責任を明らかにしたもので、令和 5 年（2023 年）6 月に公布された。
認知症キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。
認知症ケアパス	認知症の人が認知症を発症した時から、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか標準的に示したものの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。

認知症サポート医	独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う、認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
認知症施策推進大綱	認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年（2019年）6月18日にとりまとめられた。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としている。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家（専門医、医療介護の専門職）で構成し、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し課題分析や家族支援を集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療やケアに引き継いでいくチーム。
認知症地域支援推進員	医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築を目的に認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する者。あんしん長寿相談所や認知症初期集中支援チームと連携しながら、個別支援や啓発事業等に取り組む。
認定率	第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合。第1号要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除して求める。
認認介護	認知症高齢者の介護を認知症である高齢の家族が行う状況。
ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。
は行	
ハイリスクアプローチ	検診等により疾患の発症リスクが把握された人に対して働きかけ、リスクを軽減することによって、疾病を予防する方法。
バリアフリー	本来、住宅建築用語で使用するもので、障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障害者の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。子どもが自立した生活を送れないため、80代の親の年金を頼りに困窮した生活を送っているケースが多いとされている。
フレイル	「健康な状態」と「介護が必要な状態」の中間の段階に位置し、高齢期に心身の機能が低下してきた状態を指す。
ふれあいサロン	ひとり暮らしの高齢者等援助を要する人々と地域ボランティアが、公民館や集会所等に定期的に集まり、レクリエーション等を通じてふれあいや交流を行う活動。
訪問診療	病院への通院が困難な方や自宅での終末期療養を望む方、寝たきり期の高齢者などを対象とし、医師や看護師が定期的に自宅を訪問し、診察、治療、検査、投薬など一般的に病院で行われている医療サービスを提供すること。
保険給付費	介護保険に関わるサービスの総費用から、利用者負担により賄われる部分を除いた、保険がまかなうべき費用。要介護の被保険者に対する介護給付、要支援の被保険者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。

ポピュレーション アプローチ	対象を限定せず集団全体に健康づくりの情報やサービスを提供するなどの働きかけを行うことにより、集団全体のリスクを低い方に誘導する方法。
ボランティアポイント	介護予防に資する取組への参加やボランティア活動等へポイントを付与する仕組み。
ま行	
民生委員児童委員	民生委員児童委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要配慮者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。
や行	
ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども。
福祉有償運送	障がい者や要介護者等を対象に、NPO等の非営利法人や市町村が乗車定員11人未満の自家用自動車（白ナンバー）で行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保できない場合に、国土交通大臣の登録を受けることで実施でき、営利に至らない範囲の対価を受け取ることが認められている。
有料老人ホーム	食事の提供その他、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設（特別養護老人ホームや介護老人保健施設等）でないもので、施設においてサービスを受けるものをいう。経営主体は民間会社が主であり、介護等のサービスが付いた居住施設である「介護付き有料老人ホーム」の他、「住宅型有料老人ホーム」「健康型有料老人ホーム」がある。
要支援認定者／要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある者（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある者（要介護者）と認定された方で、要支援者は要支援1と要支援2に、要介護者は要介護1から要介護5までに区分される。
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な、原則65歳以上の高齢者を対象にした入所施設。
予防給付	要支援1・2を対象とした介護予防サービスについて、介護サービス費の自己負担を除き、残りを介護保険事業特別会計から給付するもの。
ら行	
レセプト	診療報酬明細書。患者が医療機関で健康保険を使って受診したときの患者の自己負担分以外の報酬を、医療機関が保険者に請求するためのもの。

老人クラブ	地域を基盤とした高齢者が自主的に集まって活動する組織で、入会者は概ね 60 歳以上の方を対象としている。小地域ごとの老人クラブ（単位老人クラブ）を核に、市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に老人クラブ連合会を組織している。
老人福祉法	老人福祉の基本法として、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的に、昭和 38 年に制定された法律。
老老介護	65 歳以上の高齢者が、高齢者の介護をせざるをえない状況。